



Japan. Endless Discovery.

観光ビジョン実現プログラム 2020

－世界が訪れたいくなる日本を目指して－

令和2年7月

観光立国推進閣僚会議

目 次

はじめに

I. 国内の観光需要の回復と観光関連産業の体質強化……………	2
1. 観光関連産業の雇用の維持と事業の継続……………	2
2. 反転攻勢に転じるための基盤の整備……………	3
3. 国内旅行の需要喚起……………	4
4. インバウンドの回復……………	4
II. インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策……………	6

はじめに

観光は成長戦略の柱、地方創生への切り札である。こうした認識の下、2016年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数2020年4,000万人、2030年6,000万人等の目標を掲げ、大胆な取り組みを進めてきた。この結果、昨年訪日外国人旅行者数は3,188万人と7年連続で過去最高を更新した。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、全方面からの訪日旅行者は大幅に減少している。また、国内においても旅行のキャンセル、予約控えや外出自粛の影響を受け、観光需要は大きく減少し、全国の旅行業、宿泊業はもとより、地域の交通や飲食業、物品販売業など多くの産業に深刻な影響が生じている。

まずは、感染拡大を防止し、早期に収束させるとともに、その間、雇用の維持・事業の継続の支援、反転攻勢に転じるための基盤の整備を行い、感染の状況等を見極めつつ、我が国の観光消費の8割を占める国内旅行需要を強力に喚起し、観光産業の回復と体質強化を図ることとする。

世界全体の国際観光客到着数は、この7年間で40%増加し、14億人に達するなど、世界的にも著しい成長分野であることから、感染症終息後の中長期的スパンにおいて、インバウンドは引き続き重要である。

そのため、国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国等から、インバウンドの回復を図ることで、再び観光を成長軌道に乗せ、観光で日本の津々浦々が活性化する観光立国を目指す。

引き続き、ウィズ・ポストコロナにおける対応を着実に進めつつ、今後の観光のあり方について検討を深め、「観光立国推進基本計画」等に反映していくこととするが、この「観光ビジョン実現プログラム2020」においては、政府の今後一年を目途とした行動計画を示すこととする。

現在、我が国の観光は厳しい状況にあるが、自然、食、伝統文化、芸術、風俗習慣、歴史など日本各地の観光資源の魅力が失われたものではなく、国内外の感染症の状況を十分に見極めつつ、国内旅行とインバウンドの両輪により、観光立国を実現できるよう、本プログラムを政府、民間、地域が一体となって着実に実行していく。

I. 国内の観光需要の回復と観光関連産業の体質強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、全方面からの訪日旅行者は大幅に減少している。また、国内においても旅行のキャンセル、予約控えや外出自粛の影響を受け、観光需要は大きく減少し、全国の旅行業、宿泊業はもとより、地域の交通や飲食業、物品販売業など多くの産業に深刻な影響が生じている。

こうした観光関連産業は、わが国が観光立国として生きていく上で重要な基盤であり、宿泊施設等の観光インフラが損なわれることのないよう、まずは雇用の維持と事業の継続の支援策を最優先に取り組む。このため、持続化給付金や実質無利子・無担保融資、雇用調整助成金等の支援策を実施していく。さらに、内外の観光客を呼び込む意欲のある中核的な宿泊施設を中心に、施設の改修や経営内容の見直しを促すとともに、多様な資金の確保のために必要な措置を講じるなど、反転攻勢に転じるための基盤の整備を行う。

この中で、感染の状況等を見極めつつ、「Go To トラベル事業」を開始し、旅行商品の割引と旅行先で幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、観光需要を強力に喚起し、需要の平準化も進めつつ、国内観光の回復を図る。

また、これを契機に、ワーケーション、ブレジジャー、サテライトオフィスの活用など働き方改革とも合致した、より安全で快適な新しい旅行スタイルを普及させる。

その上で、国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国等から、インバウンドの回復を図ることで、再び観光を成長軌道に乗せ、観光で日本の津々浦々が活性化する観光立国を目指す。

1. 観光関連産業の雇用の維持と事業の継続

まずは、宿泊施設等の観光インフラが損なわれることのないよう、観光関連産業の雇用の維持と事業の継続に対する支援を行う。

- ・持続化給付金や家賃支援給付金については、オンライン申請の下、万全の審査・サポート体制により、できる限り迅速な支給に努める。

- ・実質無利子・無担保融資として、日本政策金融公庫等による融資枠を拡大したほか、民間金融機関でも実質無利子・無担保融資を可能としている。また、既往債務の返済負担を軽減するため、既存債務について、こうした実質無利子・無担保融資への借換を可能としている。
- ・雇用調整助成金について、助成率及び日額上限の引上げ、助成対象の非正規雇用労働者への拡充等を行うとともに、必要としている事業者には速やかに、かつ、的確に届けられ、活用されるよう申請方法等を紹介するビデオ動画を作成・公開する。
- ・家賃支援給付金として、テナント事業者に対し、中堅・中小企業は上限月額 50 万円、個人事業主は上限月額 25 万円の範囲内で、6ヶ月分の支払家賃の3分の2を給付する。
- ・公租公課やNHK受信料等の猶予・減免等を実施する。

2. 反転攻勢に転じるための基盤の整備

観光需要の回復に向けて反転攻勢に転じるための基盤を整備する。

- ・安全安心に旅行ができるよう、宿泊・旅行業者、貸切バス等の観光関連事業者自ら作成した感染拡大予防ガイドラインの実施の徹底を促すとともに、旅行者自身が感染防止のために留意すべき事項（「新しい旅のエチケット」）の浸透を図る。
- ・「新しい生活様式」への対応として宿泊施設の「稼ぐ」力を維持・向上するため、意欲のある宿泊施設に対して、アドバイザー派遣や政府系機関による投融資等の様々な政策手段を活用し、感染症拡大防止策や新たなビジネス展開、経営効率化、外国人材の活用、改修等、宿泊施設の個別状況に応じた高付加価値化・生産性向上に向けた取組を一体的に行う。また、インバウンド対応能力向上のための講師派遣を行う。
- ・観光地全体の面的再生に向け、宿泊施設等の老朽化等に起因する新たな投資の障害を解消するため、所有と経営を分離し投資を呼び込むとともに、意欲のある経営者に経営を委ねるための仕組みを検討し、2020年度の早期に結論を得る。
- ・観光地や公共交通機関における訪日外国人旅行者の受入環境整備の

取組を支援するほか、観光施設等における感染症対策を推進する。

- ・地域の観光資源を誘客力の高いものに磨き上げる取組に対する外部の企業・専門家と連携した滞在コンテンツの造成・商品化等の支援や、日本博を契機としたコンテンツ創出のほか、各地域が誇る様々な文化・自然観光資源の磨き上げ・活用、国立公園等におけるワーケーションの推進等を通して、観光地等の高付加価値化や誘客の多角化を促進し、国内観光旅行の振興につなげる。

3. 国内旅行の需要喚起

観光需要の回復に当たっては、国内旅行から動き出すと想定されることを踏まえ、国内の新型コロナウイルス感染症の感染の状況等を見極めつつ、需要の平準化も進めながら、国内の観光需要を強力に喚起していく。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染の状況等を見極めつつ、「Go To トラベル事業」を実施する。宿泊・日帰り旅行商品の割引を行うほか、地場の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など旅行先で幅広く使用できる地域クーポンの発行により、観光需要を強力に喚起する。その際、地域の中小旅行会社に加え、地域のホテルや旅館が直接商品の販売を行う場合や、修学旅行についても支援対象とする。
- ・2020年度は特に、夏季休業を短縮する学校もあることも踏まえ、需要の集中を避けるため、国民の休暇取得の分散化を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症を契機に、特定の時期に特定の場所に集中しがちな従来の旅行スタイルから転換するため、ワーケーション、ブレジャー、サテライトオフィスの活用など働き方改革とも合致した、より安全で快適な新しい旅行スタイルを普及させるとともに、2020年度内に改訂予定の「観光立国推進基本計画」等に反映していく。

4. インバウンドの回復

国・地域ごとの感染収束を十分に見極め、誘客可能となった国等では、航空便の復活と合わせて、速やかに航空会社と連携した訪日プロ

モーションを開始し、インバウンドの回復を図る。

- ・ 誘客可能となった国等では、順次、訪日プロモーションを開始する。具体的には、誘客の前提となる航空便の復活が急務であるため、日本政府観光局において、航空会社等との共同広告を実施し、航空会社の運航再開を強力に後押しする。
- ・ 日本の観光地の様子や魅力について、メディア広告等の映像やインフルエンサーの招請等を通じて紹介するなど日本政府観光局による海外プロモーション等を推進する。

Ⅱ. インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策

観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、観光消費額の8割を占める日本人国内旅行に加え、近年は、世界的にも著しい成長分野であるインバウンドを取り込むことによって、観光立国の実現に取り組んできた。

安倍政権発足以来、外国人旅行者は約4倍の約3,200万人となり、消費額も約5兆円と地域経済に貢献する存在となっている。世界全体の国際観光客到着数は、この7年間で40%増加し、14億人に達するなど、世界的にも著しい成長分野である。

現在、我が国の観光は厳しい状況にあるが、自然、食、伝統文化、芸術、風俗習慣、歴史など日本各地の観光資源の魅力が失われたものではなく、感染症終息後の中長期的スパンにおいて、インバウンドに大きな可能性があるのは今後も同様であり、2030年6,000万人の目標は十分達成可能である。

これまで、空港やC I Qなど入口の整備、多言語表記・アナウンスなど訪日外国人旅行者等がストレスフリーで観光できる受入環境整備、スノーリゾートや文化施設・国立公園・農泊・クルーズなど訪日外国人旅行者等の新たなコンテンツづくりを進めてきたが、各国との人的交流が回復するまでの時間を活用して、各地域でこれらに戦略的に取り組む。

そのため、外国人接客能力の向上、体験型アクティビティの充実など着地整備を促すとともに、通訳ガイドも活用して効果的に多言語の表記・看板の整備等のインバウンド対応を一挙に進める。さらに、上質なサービスを求める旅行者に対応した施設整備やコンテンツづくり等も戦略的に進める。

なお、具体的な進め方については別紙に取りまとめているが、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、弾力的に取組を進めていく。

別 紙

インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策

インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策

視点1. 観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に

魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○赤坂や京都の迎賓館のみならず、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放。</p>	<p>—</p>
<p>・赤坂迎賓館について、接遇に支障のない範囲で可能な限り、2016年4月19日から一般公開を通年で実施</p>	<p>【迎賓館赤坂離宮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度に引き続き、国賓等の接遇等に支障のない限り通年での一般公開を実施する。 ・6箇国語対応（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語及びスペイン語）となったウェブサイトを知り活用。 ・Twitter等を用いた一般公開の広報のため、新たに制作した迎賓館PR動画（日本語及び中国語）を活用する。 ・2019年度に試験的に実施した館内での演奏会や飲食を伴った参観等の特別企画を計画的に実施する。 ・新たに整備したカフェ及び休憩機能、トイレ等を有する施設の活用により、参観者の利便性を向上させる。 ・迎賓館赤坂離宮の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館の貸出を行う「特別開館」について、情報提供の改善を行い、実施事例の積み重ねに努める。【改善・強化】
<p>・京都迎賓館について、2016年4月28日から5月9日の試験公開の結果を踏まえ、接遇に支障のない範囲で可能な限り、2016年7月下旬を目途に一般公開を通年で実施予定</p>	<p>【京都迎賓館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度に引き続き、国賓等の接遇等に支障のない限り通年での一般公開を実施する。 ・Twitterや迎賓館PR動画（日本語及び英語）等の活用により、効果的な一般公開の広報を実施する。 ・通常参観とは異なる体験を含む特別ガイドツアーや京都迎賓館文化サロン等、季節等に合わせた特別企画を計画的に実施する。 ・6箇国語対応（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語及びスペイン語）となった参観アプリを知り活用する。 ・京都迎賓館の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館の貸出を行う「特別開館」について、情報提供の改善を行い、実施事例の積み重ねに努める。【改善・強化】
<p></p>	<p>【首相官邸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学」について、総理大臣官邸における執務に影響の生じない範囲において毎月2日間（土曜日・日曜日）実施することとし、特に夏休み期間中の8月は、土曜日・日曜日を含む9日間実施する。【継続】 <p>【皇居】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、土曜日の参観、事前予約のほか当日受付を行い、訪日外国人向けに英語ガイド及び中国語ガイドの参観を実施する。1回あたりの参観定員は引き続き500人とする。 ・運用を行っている6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリについて、文章・写真等充実する更新を行うとともに、参観ウェブサイトを知り活用するなど、ガイドの強化・広報の拡充に取り組む。 ・乾通り一般公開について、春季及び秋季のそれぞれで実施する。【継続】
<p></p>	<p>【皇居東御苑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、富士見閣の公開、富士見櫓前の開放を実施する。 ・運用を行っている6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリについて、文章・写真等充実する更新を行うとともに、参観ウェブサイトを知り活用するなど、ガイドの強化・広報の拡充に取り組む。【継続】
<p></p>	<p>【三の丸尚蔵館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三の丸尚蔵館収蔵品の保存・公開の在り方に関する有識者懇談会」においてとりまとめられた提言を基に、引き続き、他の美術館・博物館等と連携しつつ、日本博事業への協力等、地方展開や公開の拡充を図るとともに、展示面積の拡大等を図るため、引き続き三の丸尚蔵館の整備・建替を行う。【改善・強化】
<p></p>	<p>【京都御所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、通年で参観者数制限のない一般公開を実施するとともに、日本語、英語及び中国語ガイド案内を行う。 ・引き続き、6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリを知り活用するなどガイドの強化・広報の拡充を行う。 ・2019年8月から、文化的建造物の修繕、美観への配慮といった観点に留意しつつ、京都御所清涼殿整備工事（2022年3月完了予定）を開始しており、檜皮葺屋根葺替等を行う。また、当該工事を機に劣化している清涼殿襖絵の模写も行う。【改善・強化】
<p></p>	<p>【京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、通年で参観を実施し、6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の参観ウェブサイトや音声ガイドの周知・活用を行う。 ・引き続き、桂離宮については、1日当たり24回（総定員480人）のガイド参観（外国人専用の英語ガイド参観を含む）及び有料（18歳以上1,000円）での参観を行う。 ・桂離宮において、皇室の伝統や文化への理解をより一層深めることを趣旨として2019年に試行した「桂離宮観月会」を2020年10月に実施する。【改善・強化】
<p>・その他の公的施設についても、観光資源として価値のあるものについて、積極的に公開</p>	<p>【御料牧場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地元地方公共団体と協力し、年4回地元外からの見学会を実施するとともに、展示物や御料牧場紹介DVDを活用し、見学会の充実を図る。【改善・強化】
<p></p>	<p>【鴨場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、年12回の地元外からの見学会を実施する。団体申込みについても引き続き受け入れることとする。 ・施設に展示している、鴨場接待風景を撮影した写真パネル及び写真アルバムの写真を新しいものに更新する。 ・参観者へのアンケート結果を参考に申込要領を見直し、従前、期間中の申込みについては、1箇所の鴨場のみの応募だったところを、2箇所とも応募できることとし、申込みの利便性の向上を図る。（宮内庁が所管する鴨場は、埼玉鴨場及び新浜鴨場の全2箇所ある）【改善・強化】
<p></p>	<p>【信任状捧呈に係る馬車列】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、信任状捧呈式の実施に係る開議決定の期日を捧呈式の1週間前までに行うことを原則とし、手続上可能な場合には1週間前よりも更に開議を前倒して実施することにより、可能な限り広報時期を更に前倒す（原則として、国会会期中を除くこととするが、国会会期中であっても手続上可能な範囲で前倒して実施する。）とともに、宮内庁及び日本政府観光局ウェブサイト等の広報媒体の活用や情報提供先との連携を図ることにより、周知を強化する。【継続】
<p></p>	<p>【造幣局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨幣工場の見学における当日受付・事前予約制の併用、造幣博物館及び造幣さいたま博物館の休日開館（年末年始や展示品入替日等を除く。）を引き続き実施する。また、工場見学の内容が外国人にもわかりやすいよう、見える化（製造工程見学用カメラの更新・増設、モニターの大型化、動画に英語の字幕を入れる）及び多言語化の充実を図る。【改善・強化】
<p></p>	<p>【首都圏外郭放水路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年に開始し、2019年3月から新たに3つのコースを用意して質的向上を図った有料見学会（民間運営）について、魅力向上のため必要な施設整備等を実施する。【改善・強化】

	<p>【大本営地下壕跡】 ・2020年度は、大本営地下壕跡(東京都新宿区市谷)の一般公開を開始するとともに、大本営地下壕跡の見学についてSNS等を活用した情報発信を行う。【改善・強化】</p>
	<p>【日本銀行】 ・本店本館について、当日立ち寄った外国人・日本人旅行者の見学を可能とするため、2016年6月に事前予約不要かつ英語にも対応した見学を開始したほか、日本語、英語に加え、中国語のパンフレットを作成して多言語案内の充実を図った。また、2019年6月に見学の事前予約についてインターネット受付を開始した。2020年度においても、これら施策を継続し、その定着を図る。【継続】</p>
・更なる公開・開放する公的施設について、引き続き検討	—
○地域振興に資する観光を通じたインフラの活用。	
・インフラを観光資源として公開・開放する取組の充実(公開日、時間、回数、内容充実)	<p>・歴史的・文化的価値を有し、周辺の風景と調和して美しい景観を生み出している灯台について、地域の観光資源としての活用を図るため、灯台に関する国際的行事の招致や地域が行う灯台を活用したイベントへの協力、灯台が持つ歴史的・文化的価値の発信等、地域連携や情報発信を行う。【継続】</p>
・民間ツアー会社が有料ツアーメイキングしやすい仕組みの試行導入	<p>・ダム、橋、港、砂防、歴史的な施設等、世界に誇る土木技術等を周辺自然環境と合わせて観光資源として活用し地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。また、インバウンドに対応するため、インフラツーリズムのポータルサイトの更新や、インバウンド需要が見込める施設でファムツアーやガイド育成、受入環境整備等を実施する。【継続】</p>
・歴史的土木インフラの活用(万世橋を活用した舟運社会実験等)	
・全インフラツアーを紹介するポータルサイトの機能強化	
<p><関連施策> ○一般公開・開放された公的施設を活用した訪日プロモーション</p>	
<p>・関係府省庁と連携し、日本政府観光局ウェブサイトやスマホアプリ、SNS等において一般に公開・開放されている公的施設・インフラの情報を海外に向けて発信する。【継続】</p>	
<p>○国民公園の魅力向上</p>	
<p>・国民公園の一層の魅力向上に向け、新宿御苑については、閉園時間の延長のほか、早朝開園を本格実施するとともに、ライトアップや民間の夜間イベントの活用に取り組む。また最新技術を活用し、武家屋敷・皇室庭園としての歴史・文化の発信や、ネイティブ監修によるガイドツアーを造成する。皇居外苑については皇居の前庭という特殊性を踏まえつつ、新しい魅力を発掘・生成し、皇居外苑の一層の効果的な活用を図るため検討を行っていく。京都御苑については、最新技術を活用した歴史的遺構解説、由緒ある建築物のリノベーション、デジタルサイネージの整備等の取組を進める。【改善・強化】</p>	

文化財の観光資源としての開花

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換(優先支援枠の設定など)。</p>	<p>「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」や「文化経済戦略」を踏まえつつ、日本遺産、歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画をはじめとする地域の文化財を一体とした面的整備等の取組を約1,000事業実施し、文化財を中核とする観光拠点を全国で約200拠点整備する。2019年4月に施行された「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づく地域における文化財の総合的な保存・活用取組への支援を重点的に実施する。また、文化財について先進的・高次元な多言語解説を、着実に進める。さらに、文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものにするLiving History(生きた歴史体験プログラム)事業における好事例や、事業実施のノウハウをまとめた手引書を地方公共団体や民間事業者等の関係者に広く周知することにより、事業の充実促進を図る。【改善・強化】</p>
<p>○「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」(仮称)を策定し、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説など、以下の取組を2020年までに1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備。</p>	
<p>・支援制度の見直し</p>	<p>—</p>
<p>◇地方自治体等の文化財活用事業の支援に際し、観光客数などを指標に追加</p>	<p>(2017年度より、「文化遺産総合活用推進事業」において、地方公共団体が策定する事業計画の評価指標に観光客数を追加した。)</p>
<p>◇地域の文化財を一体的に整備・支援</p>	<p>・文化財保護制度の見直しを踏まえ、地域の文化財について、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図るため、地域の文化財の総合的な保存活用に係る計画の策定を支援し、策定した地方公共団体等が実施する情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に関する設備整備等の取組について重点的に支援する。また、日本遺産について、2020年までに約100件認定するほか、各認定地域での人材育成、普及啓発等の事業への補助や地域のニーズにあった専門家の派遣の拡充による支援、メディアや民間企業を巻き込んだ日本遺産全体の認知度の向上を目的としたイベントの開催や先進事例の共有等の取組を拡充することで、日本遺産による地域の活性化・観光振興を更に促進する。さらに、文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものにするLiving History(生きた歴史体験プログラム)事業における2019年度の好事例や、事業実施のノウハウをまとめた手引書を地方公共団体や民間事業者等の関係者に広く周知することにより、事業の充実促進を図る。【改善・強化】</p>
<p>◇適切な修理周期による修理・整備</p>	<p>・国宝、重要文化財建造物、美術工芸品、登録有形文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地区の建造物について、適時適切な保存修理等を実施するとともに、防災施設整備や耐震対策の充実を図ることで、その価値を損なうことなく次世代へ継承するとともに、観光資源としての活用も図る。また、修理現場の公開や解説設備の設置、多目的トイレの整備等来訪者の利便施設の充実等を促進する。【改善・強化】</p>
<p>◇観光資源としての価値を高める美装化への支援</p>	<p>・国宝、重要文化財、登録有形文化財、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区において、公開のための施設整備の充実や美観向上を進め、ハンドブック(事例集)も活用しながらユニークベニュー等の観光利用促進を図る。また、文化財の特性に応じてバリアフリー化を促進し、快適性や安全性を高める。【改善・強化】</p>
<p>◇修理現場の公開(修理観光)や、修理の機会をとらえた解説整備への支援</p>	<p>・国宝、重要文化財建造物、美術工芸品、登録有形文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地区の建造物について、適時適切な保存修理等を実施するとともに、防災施設整備や耐震対策の充実を図ることで、その価値を損なうことなく次世代へ継承するとともに、観光資源としての活用も図る。また、修理現場の公開や解説設備の設置、多目的トイレの整備等来訪者の利便施設の充実等を促進する。【改善・強化】<再掲></p>
<p>・観光コンテンツとしての質向上</p>	<p>—</p>
<p>◇わかりやすい解説の充実・多言語化</p>	<p>・「文化観光拠点を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づき、文化施設における文化資源の磨き上げ、多言語化等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援する(博物館等を中核とした文化クラスター推進事業において、2020年度未までに約25件支援予定)。また、特に、東京国立博物館をはじめとする国立博物館においては、外国人目線に立った多言語対応の充実に取り組み、それらの成果の横展開に努める。【改善・強化】</p>
<p>◇宿泊施設やユニークベニュー(※)等への観光活用の促進 (※)歴史的建造物や公的空間等、会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地域特性を演出できる会場</p>	<p>・観光資源としても極めて有効な文化財について、先進的・高次元な多言語解説を観光施策と連携させつつ整備する。これらの取組を通じて、訪日外国人旅行者が文化財の魅力に十分に感じ、楽しめるような環境整備を着実に進める。【継続】</p>
<p>◇学芸員や文化財保護担当者等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の新設、質の高いHeritage Manager(※)等の養成と配置 (※)良質な管理を伴う文化財の持続的活用を行える人材</p>	<p>・全国各地の学芸員や館長等を対象とした研修を実施し、観光との連携に関するプログラムを取り入れるなど、文化財の適切な保存・活用とともに、観光資源としての文化財の魅力を促進・発信できる人材を育成する。また、国立博物館等においても、学芸員等を対象とした研修・講座を開催し、各地の博物館関係者の人材養成や、観光を含めた多様な分野との連携等に関するノウハウの提供に努める。【改善・強化】</p>
<p>◇全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築</p>	<p>・試行的に取り組んでいる「文化情報プラットフォーム」について、関係省庁、地方公共団体、民間企業等との連携を積極的に進め、全国各地の文化プログラムや文化施設に関する情報の拡充を図るとともに、民間事業者等が当該情報を活用できる仕組みづくりの検討を進め、また、外部サイトとの連携等を推進し、国内外への発信力を一層強化する。【改善・強化】</p>
<p>◇全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築</p>	<p>・全国各地の文化財について、外国人目線で作成する多言語解説や高精細画像・動画等のデジタルコンテンツを拡充し、日本政府観光局のウェブサイトから訪日外国人旅行者誘客に資する一元的な情報発信を行う。【改善・強化】</p>
<p>◇美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ニーズを踏まえた開館時間の延長</p>	<p>・国内外の来館者に博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力を発信するため、障害者、子ども、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援や参加・体験型プログラムの充実に取り組む。また、国立博物館や国立劇場等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定・展示・解説の改善、休憩スペース等の整備、SNS等を活用した積極的な情報発信等、より快適な鑑賞環境の充実等に取組み、その成果を横展開する。【改善・強化】</p>
<p>◇美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ニーズを踏まえた開館時間の延長</p>	<p>・地方館でも文化資源の魅力を伝えるため、国立文化財機構文化財活用センターをはじめとする国立博物館において、地方館への収蔵品貸与や文化財の保存・活用に関する指導・助言に取り組む。また、文化資源のデジタル化や情報データベースの構築等を促進することにより、博物館に訪訪できない方も含め、人々が場所や時間にとらわれず文化に触れる機会を提供し、文化への社会的な理解を促進する。【改善・強化】</p>

	<p>◇文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携 等</p>	<p>・試行的に取り組んでいる「文化情報プラットフォーム」について、関係省庁、地方公共団体、民間企業等との連携を積極的に進め、全国各地の文化プログラムや文化施設に関する情報の拡充を図るとともに、民間事業者等が当該情報を活用できる仕組みづくりの検討を進め、また、外部サイトとの連携等を推進し、国内外への発信力を一層強化する。【改善・強化】<再掲></p> <p>・訪日外国人利用者の多い空港等の効果的な公共空間で日本が誇るVR・AR等の先端技術も駆使し、訪日外国人旅行者に幅広い日本文化の魅力を発信する(2020年度:約22箇所)。また、「文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン」を踏まえた文化財VR等のコンテンツ制作を促進し、文化財による地域活性化や観光拠点形成等を目指す。【継続】</p> <p>・国立劇場をはじめとする国立文化施設において、外国人向けの公演や鑑賞教室等の開催や外国人来館者の集客を見込んだ取組を行うとともに、多言語ガイドや字幕等の整備等に取り組むことにより、外国人来館者等がより快適に日本文化の魅力を体験する機会の充実を図る。【改善・強化】</p>
<p>○文化庁について、地方創生や文化財の活用など、文化行政上の新たな政策ニーズ等への対応を含め、機能強化を図りつつ、数年の内に全面的に京都に移転。</p>		<p>文部科学省設置法改正の際の附帯決議において、「文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること」とされており、本格移転前に、集中的なシミュレーションを行うことを通じて、課題等を洗い出し整理する。【改善・強化】</p>
	<p>・地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化</p>	<p>・地域の多様で豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組への支援や、観光拠点形成モデルである3地域(弘前市、丹波篠山市及び長崎市)等の文化財を中核とする観光拠点の整備を推進することで、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化するとともに、文化財を活用した観光拠点の好事例を収集し、歴史文化基本構想に基づく観光拠点の整備を進める。【継続】</p>
	<p>・我が国の文化の国際発信力の向上</p>	<p>・地域文化創生本部において、戦略的な国際交流・海外発信を含めた文化行政に求められる新たな政策ニーズに対応するため、新たな政策課題の実態把握・分析等を行い、我が国の文化の世界への発信・交流への対応を強化する。2020年度は、大学等との共同研究事業(4校程度を予定)を継続展開し、大学研究者間のネットワーク構築を推進する。【継続】</p> <p>・日本全国で開催されている芸術祭等を充実・発展させた我が国を代表する国際文化芸術発信拠点形成を支援するとともに、地域の文化芸術資源を活用した計画的な取組を支援する。また、海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作等に対し支援することで、我が国の芸術活動の活性化や芸術水準の向上を図るとともに、日本文化の魅力を国内外に発信する。【継続】</p>

<関連施策>
○世界文化遺産の観光への活用

・「地域文化財総合活用推進事業」により、引き続き、世界文化遺産の魅力を幅広い人々に発信するため、総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信、文化遺産の保存・活用の担い手の育成、文化遺産の公開やシンポジウムの開催等の取組を積極的に支援し、世界文化遺産の所在する地域の活性化・誘客を図る。【改善・強化】

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

・訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地方ブロック単位の連絡調整会議で地域方針の策定や事業計画の調整を行う。あわせて観光地域づくり法人(DMO)と日本政府観光局と地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在を促進するために、文化財を活用した取組を総合的に支援する。【継続】

○文化芸術資源を活用した地域活性化

・我が国の文化拠点である博物館や劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援を通じて、子ども、高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等が実演芸術に気軽に触れることができるよう、バリアフリー・多言語対応、学校や地域との連携を促す。【改善・強化】

○「日本博」をはじめとする文化プログラムの推進

・関係機関と連携して、「日本博」をはじめとする文化プログラムを全国津々浦々に展開する。特に、中核的事業である「日本博」では、自国文化の魅力等の発見・再認識、外国人の訪日・再訪日・地方への誘客を促進するため、様々な文化資源を活用し、全国各地で年間通じて体験プログラムの創出や多言語での展示等を推進するとともに、国内外への戦略的プロモーションを積極的に行い、文化による国家ブランディングの強化、インバウンドの飛躍的・持続的拡充を図る。【改善・強化】

○地域におけるインバウンドに対応した新たな文化観光拠点の整備等

・「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づき、文化施設における文化資源の磨き上げ、多言語・Wi-Fi・キャッシュレス環境等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援し、文化施設の機能強化やさらには地域が一体となった文化観光の推進を図る。また、博物館等におけるインバウンド受入に資する環境整備、文化資源を活用した夜間コンテンツの造成等の取組を推進する。【改善・強化】

○「地域ゆかりの文化資産」の地方展開促進による地域活性化

・国や国立博物館等有する地域ゆかりの文化資産を活用し、訪日外国人観光客にも分かりやすく魅力的に地域の歴史・文化等を発信する各地域の博物館等の取組を支援し、訪日外国人観光客の地方への誘客や満足度の向上など地域活性化を図る(2020年度:約40件)。【改善・強化】

国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」に。</p>	<p>世界に通用する美しい自然資源を有する国立公園において、訪日外国人旅行者等を含むあらゆる人にとっての快適な利用を促進するため、対象公園の拡充等による体験型コンテンツ等の充実や質の向上等を通して受入環境を整備するとともに、ウェブサイト・SNS等のほか、旅行博等の機会も活用し、体験型コンテンツやモデルコースを紹介するなどして、国立公園の利用に関する情報発信を行う。また、地方環境事務所から「自然公園法」の許認可権限の一部を移す国立公園管理事務所について、2019年度までに設置した12箇所に加え更に2箇所設置することで手続の迅速化を図るとともに、管理事務所ごとに、国立公園の利用の促進やプロモーションを行う民間事業者出身の担当者新たに採用するなど、体制を強化する。【継続】</p> <p>エコツーリズムを普及・推進するための広報を行うとともに、国立公園等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、自然資源を活用した地域のガイドやコーディネーター等を対象とした人材育成を、集合研修の実施やアドバイザー派遣等により支援するほか、エコツーリズム推進体制の整備、自然観光資源を活用したプログラム開発等、地域が実施するエコツーリズムを推進する取組に対して支援を行い、エコツーリズム推進全体構想の認定地域の増加に取り組む。【改善・強化】</p> <p>国立公園の優れた自然風景地の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場を提供するため、ユニバーサルデザインや訪日外国人利用者等に配慮した基盤的な利用施設の整備や長寿命化対策を進める。ビジターセンター等においては自然情報に加えて、周辺のアクティビティ情報や観光情報等を提供し、情報発信機能を強化するとともに、カフェ等の導入により滞在環境の向上を図る。また直轄野営場においてもPPP/PFIにより、民間事業者による質の高いサービスを導入することで機能強化を図る。【改善・強化】</p> <p>国立公園の多言語解説を外国人利用者目線で魅力あるものとして充実させ、訪日外国人旅行者の体験潜在の満足度を向上させるため、「国立公園満喫プロジェクト」において、先行的、集中的に取組を実施する8つの公園を重点対象としつつ全34国立公園を対象に、観光庁事業と連携して国立公園に関連する英語解説文を整備しつつ、利用者ニーズを踏まえ、ICT等の先進的技術を活用した多言語対応の媒体化により一体的な整備や魅力発信を行う。【継続】</p>
<p>○「国立公園満喫プロジェクト」として、まずは5箇所の国立公園で、「国立公園ステップアッププログラム2020」(仮称)を策定し、2020年を目標に、以下の取組を計画的、集中的に実施。2020年までに、外国人国立公園利用者数を年間430万人から1000万人に増やすことを目指す。</p>	<p>「国立公園満喫プロジェクト」において、先行的、集中的に取組を実施する8つの公園ごとに国立公園を中心とした広域観光も視野に入れたマスタープランとして策定された「ステップアッププログラム2020」に基づき、民間事業者の知恵や資金を最大限活用し、国立公園に訪日外国人旅行者を呼び込むための以下の取組を実施する。また2020年までに1,000万人の目標に向け、選定した8公園以外の公園へのコンテンツの充実等の水平展開を継続するとともに、満足度や消費額等の「質」に着目した指標による評価を行う。【継続】</p>
<p>・自然満喫メニューの充実・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇自然や温泉を活かしたアクティビティの充実 ◇質の高いガイドの育成 ◇ビジターセンターにおける民間ツアーデスクの設置 ◇入場料の徴収 ◇保護すべき区域と観光に活用する区域の明確化 等 	<p>「ステップアッププログラム2020」に基づき、マリモツアー等自然や温泉を生かした体験型コンテンツの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、自然保全コストの一部を利用者に負担を求める仕組みの導入に向けた実証実験等の取組の拡大を、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等多様な主体と連携しつつ実施する。なお、公共施設の民間開放についてはこれまでの累計で約7箇所での実施を、利用者負担の仕組みについてはこれまでの累計で約18事例の導入をそれぞれ目標とする。【改善・強化】</p>
<p>・上質感のある滞在環境の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ビューポイントを核とした優先改善 ◇エリア内の景観デザインの統一・電線の地中化 ◇質の高い魅力的な宿泊施設等の民間施設誘致(コンセッションの活用など) 等 	<p>「ステップアッププログラム2020」に基づき、質の高いホテルの誘致、景観改善等の取組を地域協議会構成メンバー及びその他の民間事業者とも連携しつつ実施する。特に、自然を満喫できるグランピングの拡大に向けた事業立ち上げ支援を約8箇所で行う。【改善・強化】</p>
<p>・海外への情報発信強化</p>	<p>・環境省やOTA等との連携の下、日本政府観光局グローバルサイト内に構築され、情報発信から予約成立まで一気通貫の導線の確保が可能な国立公園ウェブサイトを活用して、より高度なデジタルマーケティング手法による分析を行うとともに、その結果を踏まえた見直しを行い、戦略的に日本の国立公園の魅力海外に情報発信する。【改善・強化】</p>
<p>・観光資源の有効活用を目的とした関係省庁や関係自治体の一体的な取組の強化</p>	<p>・選定した8つの国立公園ごとに設置した、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会において、2018年度に改訂した「ステップアッププログラム2020」に基づき、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組を推進するとともに、8公園の事例集の作成等のノウハウを他の公園に共有するなどして水平展開する。また、国立公園外も含めた旅行者目線で魅力的な取組の推進に向け、オフィシャルパートナーシップ企業との連携した取組を強化する。【改善・強化】</p>
<p>・国立公園についても、都道府県の取組を促進</p>	<p>・選定した8つの国立公園ごとに設置した、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会において、2018年度に改訂した「ステップアッププログラム2020」に基づき、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組を推進するとともに、8公園の事例集の作成等のノウハウを他の公園に共有するなどして水平展開する。また、国立公園外も含めた旅行者目線で魅力的な取組の推進に向け、オフィシャルパートナーシップ企業との連携した取組を強化する。【改善・強化】</p>

<p><関連施策> ○広域周遊観光促進のための観光地域支援</p>
<p>・訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地方ブロック単位の連絡調整会議で地域方針の策定や事業計画の調整を行う。あわせて観光地域づくり法人(DMO)と日本政府観光局と地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在を促進するために、国立公園を活用した取組を総合的に支援する。【継続】</p>
<p>○新宿御苑における国立公園の情報発信強化</p>
<p>・新宿御苑インフォメーションセンターに設置した映像設備やデジタル技術を活用した体験型展示、国立公園案内カウンターや物販設備等を活用し、新宿御苑の来園者に対して、国立公園の魅力を発信する。【改善・強化】</p>
<p>○野生動物観光のコンテンツづくり推進</p>
<p>・訪日外国人旅行者の地域の体験潜在の満足度向上のために、野生動物の保全活動を組み込んだツアーコンテンツ等の作成、インバウンド対応の充実及びそれらツアーのプロモーション活動を支援する。また、これまで非公開であった既存の野生動物保護センターの施設(3箇所)を改修し、訪日外国人旅行者の観光拠点の1つとして活用する。【継続】</p>
<p>○利用拠点の滞在環境の上質化</p>
<p>・再生、活性化を図る国立公園の利用拠点において、国・地方公共団体・民間事業者等地域の関係者が連携してインバウンド増加に資する利用拠点計画を策定するとともに、同計画に基づき、跡地の民間活用を前提とした廃屋の撤去を約7箇所を進め、インバウンド対応機能向上、地域文化が体感できるまちなみ改善等を有識者の意見も踏まえて同時一体的に実施することにより、利用拠点の上質化を図り、訪日外国人旅行者の体験潜在の満足度向上を図る。【継続】</p>
<p>○ビジターセンターのインバウンド対応機能強化とVR等を活用した展示の充実</p>
<p>・国立公園の自然の魅力やアクティビティ情報等を訪日外国人旅行者に分かりやすく伝えることにより、滞在時間の延長や満足度の向上、リピーターの増加に繋げるため、2019年度に引き続き、国立公園のビジターセンターにおいて、アクティビティ等の情報を多言語で提供する機器を8公園程度で導入するとともに、最新のデジタル技術を活用した展示を6公園に導入する。【継続】</p>

景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上のため、以下の取組を実施。</p>	<p>—</p>
<p>・2020年を目的に、主要な観光地(原則として全都道府県・全国の半数の市区町村)で、景観計画を策定(2015年9月末時点で20都道府県、472市区町村にて策定)</p>	<p>・市区町村による景観計画の策定等を支援する「景観改善推進事業」の実施等を通じ、主要な観光地における景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する。【改善・強化】</p>
<p>・目に見えるかたちでの景観形成を促進するため、モデル地区を選定し重点支援</p> <p>◇行政界を超えた景観形成を促し、観光サイン等のデザインの統一化等による広域的な景観形成を推進</p> <p>◇広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動をパッケージで重点支援</p>	<p>・観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させるため、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却に対して支援を行い、訪日外国人旅行者の満足度の向上を図る。【継続】</p> <p>・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを支援する「まちなかウォークラブル推進事業」(2020年度創設)等を活用し、景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上を図る。【改善・強化】</p>
<p>・歴史まちづくり法の重点区域などで無電柱化を推進</p>	<p>・観光地等における良好な景観の形成や観光振興のため、無電柱化推進計画に基づき、個別補助制度の創設による地方公共団体への支援、緊急輸送道路や幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止、既設電柱の占用制限、低コスト手法の普及拡大、事業のスピードアップ等を図ることにより、歴史まちづくり法の重点区域等で無電柱化を推進する。【改善・強化】</p>
<p>○観光資源となっている国営公園の魅力ある景観などを活用し、外国人向けガイドツアーの開催やWi-Fi環境の整備等を推進。</p>	<p>・国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインや券売機の多言語化等の環境整備、周辺観光資源と連携した訪日外国人旅行者向けガイドツアーの開催、海外への情報発信等を実施する。また、国営公園事業である首里城の復元に向けた取組を進める。【改善・強化】</p>

<関連施策>
 ○美しい自然・景観の観光への活用

<p>・国有林野の「レクリエーションの森」のうち、特に観光資源としての活用の推進が期待される「日本美しの森 お麓め国有林」について、訪日外国人観光客を含む利用者の増加のため、引き続き、ウェブサイト等による魅力発信のほか、案内看板の多言語化、歩道整備等の重点的な環境整備や既存施設のレベルアップに取り組む。あわせて、さらに多くの人に関心を持ってもらうため、その魅力を伝える動画を国内外に向けて発信する。【改善・強化】</p>
<p>・「日本風景街道」の取組を通じ、道路管理者と市民団体等が協働して沿道景観を美しくする活動を実施するとともに、地域情報の発信などを行う道の駅等の地域の拠点との連携による相互の魅力及び価値の向上に取り組むことにより、地域活性化や観光振興を図る。【改善・強化】</p>
<p>・分散した観光資源間を周遊する際の移動円滑化を推進するため、「地域と共生する超小型モビリティ勉強会とりまとめ」を踏まえて、引き続き、環境性能に優れた1人から2人乗り程度の「超小型モビリティ」の導入を促進する。【継続】</p>
<p>・離島・半島地域にある資源を活用した新たな観光振興を図る。特に、離島では離島地域にある資源を活用し、未来を担う子ども・若者や訪日外国人旅行者らが離島へ向かう流れをつくる「島風構想」を推進する。そのため、ウェブサイト、SNS等を活用して離島の情報を発信するなどの来島者を呼び込む取組を実施する地方公共団体を継続的に支援する。【継続】</p>
<p>・沖縄の観光を更に磨き上げるためのアクションプランである「沖縄観光ステップアップ戦略2017」に基づき、引き続きクルーズ船受入のための係留施設等の整備を推進するとともに、新たな体験型観光の開発や回遊性向上を図るため高速船就航の充実・強化に向けた環境整備に取り組む。また、沖縄の美しい自然や文化を活かし、訪日外国人旅行者の受入体制強化や独自の観光メニューの提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた沖縄観光の強化を図る。【継続】</p>
<p>・奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に生かした観光の振興に関する地域の主体的な取組を支援する。奄美群島においては、奄美・沖縄の世界自然遺産登録を見据え、奄美らしい滞在型観光等の促進や奄美群島と国内外の地域との戦略的な交流促進等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。また、小笠原諸島においては、港湾の整備、自然公園の施設整備・改修、自然ガイドの育成、外国人旅行者の実態やニーズの調査等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。【継続】</p>
<p>・「河川敷地占用許可準則」の緩和措置や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床の設置等を制度面から支援し、河川空間とまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を推進する。【継続】</p>
<p>・特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」により、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券又は旅行商品の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる着地型観光サービスの質の向上及びその提供を担う人材の確保育成等を図る取組への支援を強化する。【継続】</p>
<p>○明治記念大磯邸園の整備の推進</p> <p>・「明治150年」関連施策の一環として、神奈川県大磯町において明治記念大磯邸園の整備を推進する。旧浪瀬閣を中心とする建物群及び緑地の保全・活用を図るため、「明治記念大磯邸園有識者委員会」における本邸園の設計等の議論を踏まえ、段階的な整備に向けた検討を行うとともに、2020年夏頃を目処に、先行的に旧大隈別邸及び陸奥別邸跡の庭園等の一部区域の公開を目指す。【継続】</p>

滞在型農山漁村の確立・形成

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○美しい農山漁村において日本の自然や生活を体感し満喫してもらうため、以下の取組を一体的に推進。</p>	
<p>・「ディスカバー農山漁村の宝」として毎年約20地域を認定し、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上</p>	<p>・「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として選定し、全国に発信することで、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上させる。また、これまでの選定地区・選定者の取組の更なる発展や拡大を目的とし、地方における連携の構築・強化を図るイベント等を開催する。【改善・強化】</p>
<p>・「食と農の景勝地」として、地域特有の食とそれに不可欠な食材を生産する農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてなす取組を、2016年度から認定開始し、一体的に海外に発信</p>	<p>・農泊(農山漁村滞在型旅行)を推進する地域において、多様な地域の食とそれを支える農林水産業や特徴のある風土、伝統文化等の魅力で訪日外国人を誘客する重点地域を農林水産大臣が「SAVOR JAPAN」に認定し、官民が連携して農山漁村の魅力海外に一体的に発信する。また、美味しい日本食に加え、地域の食文化を体験できる食体験コンテンツを開発し、日本政府観光局と連携した海外発信を行うことで訪日外国人旅行者の誘客を強化する。【改善・強化】</p>
<p>・食と農の景勝地の認定等と連携し、日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を推進し、2020年までに全国の農山漁村で50地域を創出</p>	<p>・農山漁村において、農林水産業と地域の振興による所得向上と活性化のため、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出し、意欲のある地域を対象に、実施体制の構築、多言語案内や無料Wi-Fiの整備等の受入環境整備、農泊らしい農家民宿や古民家等を活用した滞在施設の整備、地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実等への支援を実施する。また、日本政府観光局等との連携による国内外へのプロモーションや、農泊に取り組む地域が抱える課題解決のための専門家派遣等への支援を実施する。【改善・強化】</p>
<p>・地域の農畜産物をおみやげとして円滑に持ち出すことができるよう、動植物検疫体制の整備を推進 等</p>	<p>・国・地域別に、動植物検疫上、持出しが可能となっている品目の周知を行うため、検疫条件が変更されるなどの情報更新の都度、該当する国の言語を用いてリーフレット等を作成するとともに、輸出検疫カウンターでの配布やウェブサイトへの掲載を行う。 ・6空港7箇所(新千歳空港、成田国際空港(第1ターミナルビル及び第2ターミナルビル)、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港)の旅客ターミナルに設置した輸出検疫カウンターを引き続き活用することにより、円滑な輸出検査手続を行う。 ・輸出先国の規制・条件に合致した農産物の携帯品(おみやげ)としての持ち帰りに取り組む産地等に対して、植物検疫、防除等の専門家による技術的なサポートを実施する。【継続】</p>
<p>・これらの取組を通じた、インバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進【2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す】</p>	<p>・訪日外国人が帰国後も日本食・食材を消費・購入できるように、訪日外国人に対する観光庁による各種調査結果等の情報を集約し、輸出に取り組む事業者等による海外でのプロモーション、商談会等に活用する。【継続】</p>

- <関連施策>
- 世界農業遺産・日本農業遺産等の情報発信
 - ・世界農業遺産・日本農業遺産、世界かんがい施設遺産の観光地としての魅力をPRし、認知度向上及び興味・関心を増大させるとともに認定地域担当者に対して、農業遺産資源を活かした観光プロモーション等についての研修を実施し、認定地域での観光の振興や都市住民との交流を促進する。【改善・強化】
 - 地域観光資源としてのジビエ料理・商品の情報発信の促進
 - ・農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、捕獲から処理加工段階までの情報を共有できるネットワーク化の推進や、ジビエ処理加工現場でのOJT、ジビエの需要開拓等に取り組むとともに、ジビエを取り入れた食事メニュー開発等の支援を行う。また、ジビエ料理・商品を活用した旅行商品の造成に官民が連携して取り組む。【改善・強化】
 - 「森林サービス産業」緊急対策事業
 - ・森林空間活用を通じた地方の定住・交流・関係人口の拡大に取り組むため、付加価値の高い体験型の観光など「森林サービス産業」の新たな展開に取り組む地域について、インバウンドを含めた新たな需要層の拡大のための国内外に向けたプロモーション等を実施する。【新規】

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
-	地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や歴史的風致維持向上計画認定都市、農山漁村地域を中心に2020年までに全国200地域で展開するために、以下の取組を実施する。【継続】
-	人材
-	・歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのウェブサイトで公表している支援メニュー集と歴史的資源の再生・活用成功事例集の更新、内容の充実等を行う。各省庁と連携し、全国の地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、農泊地域等に広く情報共有を行う。【改善・強化】
-	・歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームで運営するワンストップ窓口において、地域からの相談や要望に対応、専門家による現地視察や相談者へのヒアリング等の支援を展開中。地域ごとの熟度に応じた支援等を実施することで、新規相談地域の掘り起こし、既存相談地域の継続的なフォロー及び磨き上げを行う。また、地域への横展開を図るために連携推進チームのウェブサイトで公開している成功事例集を充実させる。【継続】
-	・歴史的資源を活用した観光まちづくりに関する専門人材・企業リストの更新を行い、相談へのよりきめ細やかな対応を進める。また、2019年度まで実施した歴史的資源を活用した観光まちづくりの担い手育成プログラム研修の受講者・地域への専門家派遣を行いフォローアップを行うと同時に、研修の内容を公開することにより広く周知を行う。その他、課題を持つ農泊地域に、専門家等を派遣するなどにより、地域人材の育成等を行う。【改善・強化】
-	地方公共団体・情報発信
-	・各省庁が行う地方公共団体を対象としたセミナーや会議等を活用し、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進の重要性・有用性について周知を行う。また、総務省が実施する地域経済好循環拡大推進会議等の機会を通じて、全ての地方公共団体に周知徹底を図るとともに、地域金融機関や、商工会議所・商工会等関係機関への周知等も行う。【改善・強化】
-	・古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地方公共団体(日本遺産認定地域、観光地域づくり法人(DMO)、農泊地域等)に対し、各省庁を通して情報を収集し、歴史的資源を活用する際の課題や障害を把握、解決策の検討・情報提供を行うことで、地方公共団体における歴史的資源の活用の活発化を図る。【改善・強化】
-	・重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産認定地域、観光地域づくり法人(DMO)、農泊地域等観光まちづくりに取り組む地域に対して、歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進チームのウェブサイトを活用することで、取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の横展開を図る。【改善・強化】
-	・日本政府観光局と株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の連携協定等に基づき、城泊、寺泊、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりや地域に関する情報について、日本政府観光局のウェブサイト、SNS等を通じた海外への発信を強化することにより、地方誘客を図る。【継続】
-	金融・公的支援
-	・株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)は、観光遺産(文化遺産、自然遺産)を活用し、観光による地域活性化モデルを創出するため、「観光遺産産業化ファンド」設立を通じて、引き続き観光まちづくり事業への支援等の取組を推進するとともに、各地において観光活性化に向けた取組が自律的に行われるよう地域金融機関等へのノウハウの移転を図る。【継続】
-	・地域金融機関が、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスを提供するといった支援を行うよう促す。【継続】
-	・古民家等活用による観光まちづくりを促すため、3大都市圏の民間企業等の社員を地方公共団体に一定期間派遣する「地域おこし企業人交流プログラム」や、ふるさと納税を通じたクラウドファンディングによる地域おこし協力隊員等の起業支援といった応援制度及びその具体的な活用事例について、地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修等において周知徹底を図る。【継続】
-	・小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を用いて、空き家、空き店舗、公的不動産(PRE)等の遊休不動産を地域資源として再生・活用するため、専門家によるアドバイス等を実施することにより、空き家等の再生やPREの活用等、地域における先進事例となり得る案件の形成を支援するとともに、小規模不動産特定共同事業の実務経験が無い業務管理者に対し、実務面からの支援を行う。【継続】
-	・地域資源・資金を活用した新規性・モデル性の高い古民家等活用事業の立ち上げを支援する(「地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)」。【継続】
-	・重要伝統的建造物群保存地区について、修理・修景、耐震対策、防災対策等に対する支援に加え、観光振興等のニーズに対応して、公開活用整備や表観向上も支援する。また、伝統的建造物等の外観の修理・修景に併せた内部の宿泊施設や交流施設等への一体的整備、解説整備について積極的に支援することにより、地区内の伝統的建造物等の活用を図り、インバウンドの拡大や観光まちづくりの一層の促進に努める。【改善・強化】
-	・農山漁村において、農林水産業と地域の振興による所得向上と活性化のため、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出し、意欲のある地域を対象に、実施体制の構築、多言語案内や無料Wi-Fiの整備等の受入環境整備、農泊らしい農家民宿や古民家等を活用した滞在施設の整備、地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実等への支援を実施する。また、日本政府観光局等との連携による国内外へのプロモーションや、農泊に取り組む地域が抱える課題解決のための専門家派遣等への支援を実施する。【改善・強化】<再掲>
-	・連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を専門家とともに整理・分析し、金融・公的支援に係る支援を進める。幅広い相談に対応できるよう、各省庁とも連携し、支援メニュー集の充実を図る。【改善・強化】

-	<p>・官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の有する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供し、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を推進する。【継続】</p>
-	<p>規制・制度改革</p>
-	<p>・地域の实情に応じ、用途変更の弾力化が図れるよう、2016年12月27日に開発許可権者(地方公共団体)に対し、技術的助言を发出したことから国・地方公共団体が参画する担当者会議等において事例を紹介するなど施策を推進していく。【継続】</p>
-	<p>・建物特性や用途特性に応じて、消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方について整理した資料を、消防本部、事業者等に継続的に周知し、必要に応じて内容を更新していく。【継続】</p>
-	<p>・「建築基準法」、「消防法」、「旅館業法」、「文化財保護法」等について、連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を随時整理・分析し、適時適切に規制・制度の改善を進める。あわせて、各省庁と連携して対応し、弾力的な運用ができるように改善を進める。【改善・強化】</p>

新たな観光資源の開拓

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
-	「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、歴史、文化だけにとどまらない、以下の新たな観光資源の開拓の取組を促進する。【継続】
-	・「楽しい国 日本」の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議の提言や2018年度及び2019年度の事業における取組・成果を踏まえ、更なる訴求・拡大のため、ナレッジ集等を活用した他地域への横展開を推進するとともに、VR・AR等を活用した観光コンテンツに関する海外事例等の調査により、新しい観光コンテンツの更なる掘り起こしを実施する。【改善・強化】
-	・我が国の生活・文化に触れる体験機会の円滑な提供に向け、訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な多言語解説文の作成に取り組むとともに、多言語解説文作成のノウハウや専門家人材リスト等の横展開を図るため、全国約10地域でセミナーを開催する。また、旅行会社の地方における旅行商品開発に関する意見を踏まえ、既存商品の改善と新たな旅行商品開発を推進する。あわせて、各地域での地域通訳案内士の導入を推進し、訪日外国人のニーズ多様化等への対応を図る。【改善・強化】
-	・夜間・早朝における地域の回遊性を高め、訪日外国人旅行消費額の増加や更なる長期滞在に繋げることを目的に、文化庁・環境省と連携し、地域の観光資源に加え、博物館・美術館や国立公園等を活用した体験型コンテンツの造成等により、面的な魅力向上を図る事業等を実施。【改善・強化】
-	・「はまツアーリズム(Beach Tourism & Resort)推進プロジェクト」を通じて、海岸環境整備事業や公共海岸の占用制度等により、砂浜を含む沿岸域における民間事業等を含めた多様な地域の推進主体による砂浜利用や環境保全の取組を支援し、海岸地域づくりによる良好な海岸空間の形成を引き続き推進する。【改善・強化】
-	・体験型観光の充実及び日本滞在中の気軽なエンターテインメントコンテンツ鑑賞機会の提供に向け、訪日外国人旅行者のチケット購入環境を整備する。あわせて劇場、音楽堂、美術館、博物館等のチケット購入経路を改善するため、チケット購入の容易化の方向性を取りまとめ、関係事業者に周知する。【改善・強化】
-	・2019年度からの継続支援を含め、世界文化遺産14地域、国立公園17地域を含む約65地域において、外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な解説文を作成する。あわせて解説文作成に係るノウハウをとりまとめるとともに、全国約10地域でセミナーを開催し、地域における多言語解説整備の取組を支援地域以外でも迅速に展開していく。また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語解説文作成の支援を行う。【改善・強化】
-	・観光庁、文化庁、スポーツ庁、環境省、旅行業界、観光資源を有する地域等が連携し、旅行商品造成に向けた素材研究等を行うとともに、各分野の有識者を交えたセミナーの開催等により情報発信を行うことで、旅行会社によるスポーツや日本遺産、国立公園等の資源を複合的に活用した魅力的な旅行商品の造成を促進する。【改善・強化】
-	・国内外の来館者に博物館・美術館が有する多様な文化資源の魅力を発信するため、障害者、子ども、高齢者、外国人等を対象とした鑑賞支援や参加・体験型プログラムの充実に取り組む。また、国立博物館や国立劇場等において、ニーズを踏まえた開館時間の柔軟な設定、展示・解説の改善、休憩スペース等の整備、SNS等を活用した積極的な情報発信等、より快適な鑑賞環境の充実等に取組み、その成果を横展開する。【改善・強化】<再掲>
-	・訪日外国人利用者数の多い空港等の効果的な公共空間で日本が誇るVR・AR等の先端技術も駆使し、訪日外国人旅行者に幅広い日本文化の魅力を発信する(2020年度:22か所程度)。また、「文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン」を踏まえた文化財VR等のコンテンツ制作を促進し、文化財による地域活性化や観光拠点形成等を目指す。【継続】<再掲>
-	・地方館でも文化資源の魅力を伝えるため、国立文化財機構文化財活用センターをはじめとする国立博物館において、地方館への収蔵品貸与や文化財の保存・活用に関する指導・助言に取り組む。また、文化資源のデジタル化や情報データベースの構築等を促進することにより、博物館に来訪できない方も含め、人々が場所や時間にとらわれず文化に触れる機会を提供し、文化への社会的な理解を促進する。【改善・強化】<再掲>
-	・国立劇場をはじめとする国立文化施設において、外国人向けの公演や鑑賞教室等の開催や外国人来館者の集客を見込んだ取組を行うとともに、多言語ガイドや字幕等の整備等に取り組むことにより、外国人来館者等がより快適に日本文化の魅力を体験する機会の充実を図る。【改善・強化】<再掲>
-	・株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の出資により、2019年2月に大阪城公園内にオープンした劇場「COOL JAPAN PARK OSAKA」において日本の伝統芸能からポップカルチャーまで幅広く発信する事業に対して支援を行う。【継続】
-	城泊、寺社仏閣泊などの地域の新しい宿泊コンテンツの開拓の推進
-	・城泊や寺泊をはじめ、地域の創意工夫による新たな宿泊コンテンツの開拓を進める。また、城や社寺を日本ならではの文化が体験できる宿泊施設として活用することを目的に、専門家によるアドバイスや宿泊コンテンツ造成の支援等を行う。【改善・強化】
-	・「ステップアッププログラム2020」に基づき、質の高いホテルの誘致、景観改善等の取組を地域協議会構成メンバー及びその他の民間事業者とも連携しつつ実施する。特に、自然を満喫できるグランピングの拡大に向けた事業立ち上げ支援を8か所程度で行う。【改善・強化】<再掲>

—	海事観光の推進
—	・プレジャーボート等によるクルーズ観光のモデルルートであるマリンチック街道について、有効な広報等の手段を検討のうえ認知度向上を図るとともに、特に若年層に向けた各種マリンアクティビティの体験機会を創出する等、マリンレジャーの活性化を図るための取組を年間を通じて実施する。【継続】
—	・海や船の楽しさを伝える「C to Seaプロジェクト」の公式SNS(YouTube・Twitter・Instagram)を活用した積極的な情報発信を実施。海や船を利用した魅力的な観光コンテンツやイベントの情報を収集し、写真・動画・記事等で随時発信する。 ・全国各地の海関連イベントや旅行関連イベントにおいて、マリンアクティビティPRコンテンツ「umiasoBe(うみあそびい)」をはじめ、各種広報ツールを使った啓発活動を実施。【改善・強化】
—	・訪日外国人旅行者を引きつける大きなポテンシャルを有している海洋周辺地域において、地方公共団体、民間事業者に対して、観光資源としての充実・開拓及び魅力向上に資する取組を支援するなど、船旅への訪日外国人旅行者の観光需要のさらなる取り込みに向けて、官民連携のもと、船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組を推進する。【改善・強化】
—	・2019年に公表した「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」の更なる普及促進を図るべく、フェリー・旅客船事業者への「フォーマット」及び「簡易作成ツール」の周知を行うとともに、「Maas関連データの連携に関するガイドライン」(令和2年3月国土交通省総合政策局)に則り、事業者へのデータ整備支援を通じて、航路情報のオープンデータ化を推進する。【改善・強化】
—	・地方を拠点としたフライ&クルーズの推進を通じた地域経済活性化に向けて、発着地等における宿泊や観光を組み合わせた商品造成及び地方の認知度向上に向けた効率的・効果的な情報発信の取組に対して支援を行う。【改善・強化】
—	地域の医療・観光資源の活用
—	・日本の優れた医療サービスと地域の特色を生かした観光要素を組み合わせ、長期滞在型の新たな滞在プランの造成を行うとともに、海外医療機関等との連携やコンサルテーション等、2019年度事業での成果を踏まえた事業展開を図ることで、地方公共団体や医療機関における外国人患者の受入体制構築を支援する。【改善・強化】
—	スノーリゾート地域の活性化
—	・増加する訪日外国人スキー客に外国語で対応可能な人材の確保にあたり、スキーインストラクターとして求める技能水準を緩和することで、受け入れる外国人の対象を拡大する【改善・強化】
—	国際競争力の高いスノーリゾートの形成
—	・国際競争力の高いスノーリゾートを形成するため、「スノーリゾートの投資環境整備に関する検討会」における検討結果を踏まえ、スノーリゾート形成に関するマスタープランの作成や地域の関係者が観光地域づくり法人(DMO)等を中心として一体となって地域内外の投資を呼び込む環境づくりに取り組む地域に対して、財政支援・公的投融資等による支援を行う。【新規】
—	着地型観光の推進
—	・人工知能(AI)を活用したSNSデータ等の分析により、国内の隠れた観光資源を発掘するとともに、中小旅行会社等における、発掘した観光資源を活用した旅行商品の造成・販売を促進する。【継続】
—	プロモーション等における民間事業者との連携強化
—	・民間プラットフォーム事業者との連携を強化し、訪日外国人旅行者にとって魅力ある観光地域づくりを一層推進するための方策等を検討する。【継続】

<関連施策>

○観光地における新規市場の開拓・多角化支援

・特定の国・地域から来訪する観光客の割合が高い観光地において、新規市場の開拓・多角化に向けた実証事業を実施する。具体的には、外国人有識者の派遣等を通じ、多角化戦略策定や観光資源磨き上げ、新たな旅行商品の造成・販売等のより幅広い国・地域からの誘客を図る取組について実証を行う。【新規】

○アドベンチャーツーリズムの推進

・地域によって異なる四季折々の自然や多種多様な野生生物、文化や食など豊富な観光資源を有する日本ならではのアドベンチャーツーリズムを推進するために、アドベンチャーツーリズムに求められる基準をクリアするコンテンツの磨き上げやガイドの育成、ストーリー性のあるプランを提供するコーディネーターの育成などを実施する。【新規】

地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○地方における消費税免税店数の目標（現行：2020年に2万店規模へと増加）について、2018年での前倒し達成を目指す（地方部免税店数：2015年10月1日時点1万1137店舗）。</p>	<p>地方における消費税免税店数は、2020年3月31日時点で20,670店となった。引き続き、事業者等への免税店化の働きかけ等の取組を進め、免税店の拡大に取り組む。また、2020年4月より電子化が開始された免税販売手続について、完全電子化される2021年10月までに円滑な移行が出来るよう、引き続き、事業者等へ周知や支援を行う。【改善・強化】</p>
<p>○地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大に向け、2020年までに以下の取組を実施。</p>	<p>—</p>
<p>・2020年までに、計50箇所の商店街・中心市街地・観光地で街並み整備を、計1500箇所の商店街・中心市街地・観光地で外国人受入環境（免税手続カウンター、Wi-Fi環境、キャッシュレス端末、多言語案内表示、観光案内所等）を整備</p>	<p>・商店街等において、地域と連携し、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために行う、免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスの整備、店舗の多言語化といった商店街等の環境整備等について、消費の喚起につなげる取組に対して支援を行う。【継続】</p>
<p>・市町村が旗振り役となり、地域資源の活用や農工商等連携による、訪日外国人向けの新商品・新サービスの開発（ふるさと名物の開発）を推進し、開発された「ふるさと名物」の応援を市町村が宣言する「ふるさと名物応援宣言」を促進（2020年までに1000件を実施）</p>	<p>・中小企業者等が海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得を目的として行う、各地の魅力ある地域産品等を活用した新商品・サービスの開発やブランディング、プロモーション等を支援する。また、民間支援事業者や地域の支援機関等が行う、複数の中小企業者を対象とした海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得等を後押しする取組を支援する。【改善・強化】</p>
<p>・世界に知られていない、日本が誇るべき優れた地方産品を500選定するとともに、それらに係る国内外での売上の把握手法の検討及びそれを踏まえた2020年の目標設定と海外における販売品目数の現状把握及び2020年の目標設定を行うほか、海外販路開拓を実施（2020年までに20の国・地域で展開）</p>	<p>・民間企業が実施している優れた地方産品を約500品目選定する「The Wonder 500」事業の実施に協力する。同事業事務局が実施する事業を通じて日本の地域資源の海外への発信や訪日外国人旅行者の消費につなげる。【継続】</p> <p>・日本貿易振興機構（JETRO）は農工商連携による地域資源を活用した地域産品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、引き続き、日本政府観光局のメディア・旅行会社招へい事業と連携し、地域産品及び観光資源をアピールする。海外では、まだ地域産品の認知度が低い状況を踏まえて、地域産品の魅力が一層伝わるよう、製造現場の視察や産品に触れる機会を設ける。【継続】</p>
<p>・2020年までに、外国人受入可能な伝統的工芸品産地が100箇所以上になることを目指す（現状20箇所程度）</p>	<p>・経済産業省が一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会を通じて行う伝統的工芸品産業振興事業の中で、製作現場等の見学、製作体験及び映像資料等を通じて、訪日外国人旅行者等に対して伝統的工芸品の魅力を発信し、製品の購買のみならず、産地への訪問を促す取組を支援する。（外国人の受入可能な伝統的工芸品産地は2020年2月末現在で97箇所）【継続】</p>

<関連施策>

○地域単位の統計の充実

・地方への旅行者の誘客の状況を把握し施策に反映するべく、宿泊旅行統計調査について、都道府県より詳細な地域単位での表章の公表やその推計手法を検討する。【改善・強化】

○保税売店の市中展開による買い物の魅力の向上

・関税、酒税、たばこ税及び消費税の免税を受けることができる保税売店について、これまで羽田空港、成田空港及び福岡空港内のカウンターで商品引渡しが行われる店舗が開業するなど市中展開が進んでいるところ。引き続き保税売店で販売した商品の引渡し可能な空港内カウンターの利便性の向上を図る。【継続】

○ICTを活用したスマートシティの推進

・データ利活用型スマートシティの推進を通じて、観光客の動態情報や購買情報等データの収集・分析とその利用により、訪日外国人旅行者の消費額の拡大や誘客、新規観光資源の発見等に貢献するため、新規事例の構築に加え、ICT街づくり推進会議への報告等を含む様々な機会を通じて先進事例の情報発信を行い、先進事例の水平展開も推進する。さらに、都市間連携等の推進のため、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術におけるアーキテクチャ構築及び実証研究」事業の成果であるスマートシティリファレンスアーキテクチャを踏まえた取組を関係府省一体となって推進する。【改善・強化】

○消費や投資を促進する観光地高度化計画の推進

・2018年に実施した補助事業の発展版として2019年度にはスマートリゾート戦略の策定を行ったが、2020年度においてはこれをウェブサイト公開することによって周知を行い、水平展開の促進を図る。【改善・強化】

広域観光周遊ルートの世界水準への改善

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○広域観光周遊ルートの世界水準への改善に向け、以下の取組を実施。</p>	<p>訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、潜在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備等を中心に取り組む観光地域づくり法人(DMO)等と日本政府観光局と地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在を促進に対して総合的な支援を行う。【改善・強化】</p>
<p>・修景、体験プログラムの開発等に国から専門家チーム(パラシュートチーム)を派遣</p>	<p>・訪日外国人旅行者の広域周遊観光促進に取り組む地域に対して、これまでの専門家派遣の実績を基に、各地域の魅力や課題の発掘、課題の解決に向けた計画の策定、地域関係者のスキル向上について、外国人等の目線で適切な助言できる専門家をより多くの地域へ派遣し、訪日外国人旅行者の地方誘客を促進させる。【改善・強化】</p>
<p>・バードウォッチングやホエールウォッチング等の各地域の観光資源を活かしたエコツーリズムをつなぐルートなど、新たな観光需要を創出できる魅力あるテーマ別観光のルートをコンテスト方式で2016年度早期に選定し、集中支援</p>	<p>・旅行者の需要・関心の多様化を踏まえ、郷土食、温泉地、星空鑑賞等、共通の観光資源を活用して誘客に取り組む地域をネットワーク化し、その観光資源に関するマーケティング調査や受入環境整備等による資源の磨き上げ、ネットワーク間でのノウハウの共有、情報発信力強化等の支援を行い、地方誘客の促進、さらには消費の拡大を目指す。【改善・強化】</p>
<p>・国、地方、民間等が連携した協議会を新たに設置し、道案内の充実など地域固有の魅力の更なる向上策を展開</p>	<p>・観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、関係者と連携し、ICT・AI等の革新的な技術を活用したエアプライシングを含む交通需要制御等のエリア観光渋滞対策の実装に向けた取組を推進・支援する。【継続】</p>
<p>・広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動をパッケージで重点支援</p>	<p>・「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを支援する「まちなかウォーカー推進事業」(2020年度創設)等を活用し、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図る。【改善・強化】<再掲></p>
<p>・広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動をパッケージで重点支援</p>	<p>・観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、既存道路ストックの有効活用や駐車場予約専用化、パークアンドライドの導入等による交通分散とビッグデータを活用した即効性のある渋滞対策を推進する。【改善・強化】</p> <p>・日本貿易振興機構(JETRO)は、海外インフルエンサー・メディア・バイヤー等のビジネス関係者を日本各地の輸出産業集積地へ招聘し、地域産品の生産現場等の視察と商談の機会を提供する。また輸出産地と産品の魅力や、招聘者のSNSを通じて発信する。</p> <p>・JETRO 特設英語ウェブサイト「industrial tourism in japan」にて、地域の産地情報に関する映像コンテンツ等を掲載し、各国バイヤー・消費者向けに広く発信する。【継続】</p>

- <関連施策>
- 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の設置・運営
- ・「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の場を活用し、観光ビジョン掲載施策の具体化を促進するとともに、地域における観光のワンストップ窓口として、各地域の課題に対する情報共有や施策の調整を行うことで、省庁横断的な取組による迅速な課題解決を図る。また、各地方ブロックにおける取組・成果をウェブサイト等で公表し、横展開することで、全国的な取組水準の底上げを図る。【継続】
- ガーデンツーリズムの推進
- ・ガーデンツーリズム登録制度を通じて、各地の庭園間の連携構築や地域の風土や歴史を反映したテーマに基づく取組を支援し、「ガーデン」を核とした観光ルートの形成を図り、もって地域の活性化につなげる。
- 2020年4月に日本ガーデンツーリズムのウェブサイトを開発、併せてパンフレットも作成。下半期において、第3回ガーデンツーリズム登録を行うとともに、新潟庭園街道と連携して登録団体等を対象とした全国イベントの開催を行う。【継続】
- サイクルツーリズムの推進
- ・国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図るため、官民連携による先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの取組の推進を図るとともに、2019年11月に指定した第1次ナショナルサイクルルートについて、日本政府観光局等と連携して国内外への情報発信を強化し、サイクルツーリズムを推進する。このため、観光庁が指定した地域において、官民が連携して実施する、受入環境整備や情報発信等の訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境を創出する取組を支援する。【改善・強化】

「観光立国ショーケース」の形成の推進

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>-</p>	<p>2019年3月に行われた構造改革徹底推進会合において議論された内容を踏まえ、観光立国ショーケースの確立へ向けて、三都市の取組の柱(重点項目)を中心に、地域にある資源を最大限活用しながら、関係省庁支援チームと連携を図り、三都市における消費額の拡大に向けて優先的に支援を行う。</p> <p>また、三都市における取組の横展開については、全国における訪日外国人旅行者の地方誘客の取組に活用できるよう、三都市が本取組を通して得たノウハウ等を中心に、関係省庁支援チームの枠組等も活用しながら、ウェブサイトや各種会合等において広く発信する。【改善・強化】</p>

東北の観光復興

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
○東北の観光復興に向け、以下の取組を実施。	-
<p>・東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊(2015年の3倍)とするため、今後5年間に2,000人規模の海外の旅行会社関係者等の招請、交通フリーパスの改善、広域観光周遊ルート形成の促進、旅館の再生・活性化等の取組を実施</p>	<p>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(※)(以下、「東京2020大会」と呼ぶ。)を契機とした東北6県への外国人観光客受入促進のため、各地方公共団体が連携して実施し、インバウンド誘客に直接資する取組である、魅力的なコンテンツを含んだ旅行商品の造成や、二次交通対策等を中心とした受入環境整備事業に対して重点支援する。【継続】</p> <p>(※)2020年3月30日に、東京オリンピックは2021年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。</p>
<p>・東北観光の拠点として、仙台市及び仙台空港を含む周辺エリアを「復興観光拠点都市圏」とし、重点的な支援を実施。その成功モデルを東北の各都市に横展開</p>	<p>・東京2020大会を契機とした東北6県への外国人観光客受入促進のため、東北観光の拠点となる宮城県並びに仙台市及び周辺の計6市3町による「復興観光拠点都市圏」において、特にインバウンド誘客に直接資する取組である、魅力的なコンテンツを含んだ旅行商品の造成や、受入環境整備に対して重点的に支援を行う。【継続】</p>
<p>・日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北プロモーションを実施</p>	<p>・海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、海外において観光地としての認知度が他地域と比べて低い傾向にある東北を対象に、海外の著名人が東北で観光を体験する映像を活用した情報発信、訪日外国人旅行者に好まれる東北のアクティビティをテーマ別にウェブサイト等で発信するなど、観光地としての知名度向上及び東北の観光の魅力を発信するため、各テーマを多言語で発信するなど幅広くプロモーションを実施する。【継続】</p>
<p>・「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」として国内外に強力に発信</p>	<p>・引き続き、「東北6県見るもの・食べもの・買いもの・100選」を観光庁や日本政府観光局のウェブサイトにおいて国内外に向け情報発信する。【継続】</p>
<p>・新設する交付金(東北観光復興対策交付金)による観光資源の磨き上げ支援</p>	<p>・東北地方での長期滞在促進に向けて各県が連携して実施する樹氷等の雪を生かしたコンテンツや、食文化・伝統工芸体験等の滞在プログラム造成等、東北地方ならではの地域の観光資源の磨き上げに係る取組やコンテンツを活用した旅行商品の造成の取組等について、「東北観光復興対策交付金」により支援する。【継続】</p>
<p>・オリパラを契機に、被災地を駆け抜ける聖火リレーやホストタウンでの選手との交流等を通じ、復興を成し遂げつつある姿を世界に発信</p>	<p>・東京2020大会の開催により、多くの選手・観客等が来訪することを契機に、海外への情報発信の強化や地域の活性化等を推進するため、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る「ホストタウン」を全国各地に広げるとともに、被災3県を対象とした「復興『ありがとう』ホストタウン」を推進することで、復興した姿を世界に発信する。また、パラリンピアンへの受入れを契機に、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの実現に向け、「共生社会ホストタウン」の取組を推進する。さらに、大会後にホストタウンの取組を継続するためのモデルとなる取組を調査し、他のホストタウンに好事例の共有を図るほか、収集した好事例情報やホストタウンの意義を関係者や地域住民まで広げる。【改善・強化】</p>
<p>・PTA等に対するファミトリップを通じた防災学習も含めた教育旅行の再興</p>	<p>・PTA等に対するファミトリップの実施により福島県への教育旅行の再興を促進する。また、学校等に対して教育旅行誘致の働きかけを実施するとともに、旅行業界に対しても福島県の教育旅行の促進を働きかけるなど、福島県の国内観光関連事業への支援等を行う。【継続】</p> <p>・「東北観光復興対策交付金」等により、地域において行う海外の教育旅行関係者の招へい等による震災復興等のスタディツアーの実施・磨き上げを図る取組や、教育旅行誘致に向けた情報発信等を支援する。【継続】</p>
<p>・コンセッションを通じた仙台空港のLCC拠点化の促進 等</p>	<p>・海外から東北の観光地へ短時間でアクセス可能となる、東北の空港への国際定期便及びチャーター便の新規就航・増便にあわせて、日本政府観光局において、航空会社等と連携した共同広告等のプロモーションを強化する。【継続】</p>

- <関連施策>
 ○「グリーン復興プロジェクト」の推進
- ・「グリーン復興プロジェクト」として拠点となる名取トレイルセンターを活用した情報発信及び普及啓発を行うほか、多言語に対応した標識の整備、トレイルマップの作成、ウェブサイトやSNS、各種イベント等での情報発信、「里山・里海フィールドミュージアム事業」の実施及び管理運営の円滑な推進等を引き続き実施する。また、みちのく潮風トレイルについて、関係機関を巻き込んだ管理体制の強化を行う。【継続】
- 「新しい東北」交流拡大モデル
- ・復興・創生期間最終年度であることを踏まえ、被災3県における取組を中心に、過年度事業で展開した地域におけるインバウンドの取組を普及・展開させるためのチーム化による地域事業者への支援等に官民連携して取り組む。【改善・強化】

視点2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

観光関係の規制・制度の総合的な見直し

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○近隣アジア諸国からの訪日旅行者数の増加への受入体制整備、スキーツアーバス事故を踏まえた旅行における安全確保、生産性が高く、国際競争力のある基幹産業の育成・強化の観点から、以下の制度見直しを2017年中に実施。</p>	<p>—</p>
<p>・通訳案内士について 一定の品質確保を前提に、「業務独占規制」の見直しを含め、サービスの供給拡大措置を構築</p>	<p>・スノー分野・自転車ガイドツアー等の体験型アクティビティにおける通訳ガイドのニーズ・優良事例に関する調査を行い、優良事例を他地域に展開することで、各地域における通訳ガイドサービスの充実を図り、満足度の向上や旅行消費額の拡大を図る。あわせて、通訳案内士の魅力や認知度向上に向けたSNS等を通じた情報発信により、外国語ガイドにも資格取得を促すことで、ガイド業界全体の質の向上を図る。 あわせて、各地域での地域通訳案内士の導入を推進するため、各地域で説明会等を実施し、訪日外国人旅行者のニーズ多様化等に対する対策を図る。 また、全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録情報を一元的に管理するデータベースを確実に管理・運用するとともに、全国通訳案内士及び地域通訳案内士、旅行会社等に対して当該データベースの活用を促すことにより、通訳案内士の就業機会の確保・情報発信に取り組む。【改善・強化】</p>
<p>・ランドオペレーターについて利益優先による質の低い旅行商品の提供やダンピング契約による安全性の低下を防ぐため、登録制等により実態把握するとともに、問題ある事業者に対して適切に指導・監督できる制度の導入</p>	<p>・2018年1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」に基づき、旅行サービス手配業者の登録制度の周知や旅行サービス手配業者に対する立入検査等を引き続き実施し、制度の適切な運用を図る。【継続】</p>
<p>・宿泊業について</p>	<p>—</p>
<p>◇生産性向上： ICT化や自動化、業務運営体制の見直し(マルチタスク化、泊食分離、所有と経営の分離等)、意欲ある事業者の取組の支援</p>	<p>・宿泊施設の生産性向上を支援するため、マルチタスク導入等をテーマにしたシンポジウムを全国で実施するほか、宿泊事業者向けに生産性向上の取組・手順をまとめたガイドラインを作成し、労働投入量削減等を通じた生産性向上を推進する。また、地方部における宿泊施設の生産性向上を図るため、宿泊業に向けて労働力を融通させる仕組みの創出に向けたモデル事業を実施し、宿泊施設等の連携による生産性向上を推進する。【改善・強化】</p>
<p>◇多様な宿泊サービスの提供促進： 民泊の活用、施設整備・再生・改修の支援、海外からの投資環境の整備のほか、民間による評価制度の活用を含めた情報表示の徹底</p>	<p>・2018年6月に施行された「住宅宿泊事業法」に基づき、制度の適切な運用により健全な民泊サービスの普及を図るとともに、地域住民との交流や文化体験等の地域資源と特色ある民泊の組み合わせにより、民泊への宿泊自体が観光資源(コンテンツ)となるモデルケースを創出することで、地方部を含め良質な民泊サービスの普及に取り組む。【改善・強化】</p> <p>・株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)や日本政策投資銀行(DBJ)等が組成した観光関連ファンド等により、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を図る。【継続】</p>
<p>—</p>	<p>・宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を推進する。【継続】</p>
<p>—</p>	<p>・業界団体や宿泊事業者、OTAに対し、2018年度に構築した「旅館」に関するFAQサイトの周知を図るとともに、効果検証で得られた情報を共有する。さらに、宿泊施設のインバウンド対応促進支援(Wi-Fi環境整備、多言語化対応等に係る整備事業に要する経費の1/3(上限150万円)を支援)を行う。【継続】</p>
<p>・旅行業について 第三種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度の整備</p>	<p>・2018年1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」に基づき、引き続き地域限定旅行業務取扱管理者制度の周知や地域限定旅行業務取扱管理者試験の実施を通じ、地域限定旅行業務取扱管理者の増加を図る。【継続】</p> <p>・国家戦略特区において、地域の实情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する旅行業務取扱管理者確保事業を活用し、農家民宿等の宿泊事業者による「着地型旅行商品」の企画・販売の取組を開始する。【継続】</p>
<p>・観光地再生・活性化ファンド(仮称)について 観光地や宿泊施設の再生・活性化を図り、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光地を面的に整備する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制を整備</p>	<p>・官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の有する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供し、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を推進する。【継続】<再掲></p>

民泊サービスへの対応

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○自宅等を活用した民泊サービスについて、懸念される課題(治安、衛生、近隣トラブル等)に適切に対応しつつ、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう、「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、ルールづくりに向けて検討(本年6月中を目途に最終とりまとめ)、必要な整備に取り組む。</p>	<p>2018年6月に施行された「住宅宿泊事業法」に基づき、制度の適切な運用により健全な民泊サービスの普及を図るとともに、地域住民との交流や文化体験等の地域資源と特色ある民泊の組み合わせにより、民泊への宿泊自体が観光資源(コンテンツ)となるモデルケースを創出することで、地方部を含め良質な民泊サービスの普及に取り組む。【改善・強化】<再掲></p>
<p>—</p>	<p><関連施策> ○外国人滞在施設経営事業(特区民泊)の実施地域の拡大</p> <p>・国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊について、実施地域の拡大等、制度のより一層の利用促進を図る。【継続】</p>

産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
○観光産業人材の抜本的育成・強化に向け、以下の取組を実施。	-
<p>・観光経営を担う人材育成</p> <p>◇2020年までにトップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階(MBAを含む)に形成(まずは、新たな実践的・専門的プログラムの開発に着手)</p>	<p>-</p> <p>・観光産業をリードするトップレベルの経営人材の継続的な育成の強化を図るため、産学連携による協議会において、2018年4月に設置・開学した一橋大学及び京都大学の観光MBAの取組内容の観光系大学への横展開を図るとともに、観光MBA取得者の活躍促進等を含めた仕組みづくり等、観光人材の国際対応力及び経営力等の強化に向けた取組を進める。【改善・強化】</p>
<p>・観光の中核を担う人材育成の強化</p> <p>◇大学の観光学部のカリキュラム変革による、地域観光の中核を担う人材育成の強化(標準カリキュラムの開発に着手)</p> <p>◇2019年度の開学を目指している実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の際には、観光分野の人材についても産業界のニーズに対応して育成</p>	<p>-</p> <p>・地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、2019年度までに実施してきた社会人の学び直しのための教育プログラムをブラッシュアップさせ、複数の地域大学へ水平展開を図るとともに、自立的かつ持続的なプログラム実施の仕組みづくりに向け、産学連携による協力体制の構築・運営を支援。また、産学連携による観光産業の中核人材育成・強化事業の2018年度以前の採択校に対し、受講生の受講後の効果を測る調査を行い、結果をとりまとめる。【改善・強化】</p> <p>・今後も更なる需要の増加が見込まれる、観光産業における即戦力となる実務人材を確保するため、地域一体での共同採用活動や従来型の勤務態勢の見直し等による女性・シニア・就職氷河期世代等の人材確保・定着に向けた取組を支援する。また、2019年4月1日に施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」に基づき、宿泊業における外国人人材の採用、活用、維持等が円滑に進むよう、外国人材受入環境整備の促進を図る。【継続】</p> <p>・観光分野も含め、専門職大学等(専門職短期大学・専門職学科を含む。)の教育の充実に向けて、専門職大学等の設置を検討している者に対し、設置に向けた相談等に丁寧に対応するほか、進学を志望する生徒や保護者、高校教員をはじめ広く社会において専門職大学制度が認知されるよう、ウェブサイト、ポスター・パンフレット、動画配信等による広報活動を引き続き行う。【継続】</p>
<p>・即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化</p> <p>◇地域の観光分野の専修学校等の活用による人材育成の強化</p>	<p>-</p> <p>・観光客数が増加し続ける沖繩県において、「観光の質向上」と「観光業の生産性向上」の実現のために、専修学校と産業界が連携し、観光業従事者を対象としたビッグデータに対応した観光人材育成プログラムの開発を行う。【改善・強化】</p>

<関連施策>
 ○国家戦略特別区域制度を活用したクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

・国家戦略特別区域会議において、関係地方公共団体からの提案に基づき、上陸許可基準で求められる学歴や実務経験要件の代替措置について関係府省が一体となって協議・検討を行い、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野において、クールジャパン外国人材の一層の受入を図っていく。【継続】

宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を図るため、以下の取組を実施。</p>	<p>—</p>
<p>・旅館等に対する投資促進</p>	<p>—</p>
<p>◇旅館等のインバウンド対応を支援(費用の1/2補助)</p>	<p>・旅館、ホテル等宿泊施設におけるインバウンド対応を支援(費用の1/3を補助(上限150万円))することにより、訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を通じて、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進する。【継続】</p>
<p>◇官民ファンド、関係機関等からのまちづくりと一体となった投融资及びノウハウ支援</p>	<p>・株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)や日本政策投資銀行(DBJ)等が組成した観光関連ファンド等により、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を図る。【継続】<再掲></p>
<p>・旅館等の空室の有効活用</p>	<p>—</p>
<p>◇クラウド等を活用して地域の実情に沿った旅館等の空室情報の提供体制強化を支援</p>	<p>(全国5地域を対象に、宿泊施設から直前の空室情報を集約し、発信するウェブサイト構築・稼働させ、駅や空港等の観光案内所において案内業務支援のツールとして活用する実証実験を行った。また、当該結果を基に、空室情報の効果的な収集と発信方法について、課題の洗い出し等を行った。なお、民泊仲介業者と旅館の提携等により、旅館の空室の提供体制が強化されているほか、訪日外国人旅行者が旅館を利用しやすくなるよう取り組んでいる。)</p>
<p>・宿泊産業従事者の人材育成</p>	<p>—</p>
<p>◇経営トップ、中堅幹部、従業員それぞれのプレイヤー向けの育成カリキュラムを創設し、多様なニーズに対応</p>	<p>・観光産業をリードするトップレベルの経営人材の継続的な育成の強化を図るため、産学連携による協議会において、2018年4月に設置・開学した一橋大学及び京都大学の観光MBAの取組内容の観光系大学への横展開を図るとともに、観光MBA取得者の活躍促進等を含めた仕組みづくり等、観光人材の国際対応力及び経営力等の強化に向けた取組を進める。【改善・強化】<再掲></p> <p>・地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、2019年度までに実施してきた社会人の学び直しのための教育プログラムをブラッシュアップさせ、複数の地域大学へ水平展開を図るとともに、自立的かつ持続的なプログラム実施の仕組みづくりに向け、産学連携による協力体制の構築・運営を支援。また、産学連携による観光産業の中核人材育成・強化事業の2018年度以前の採択校に対し、受講生の受講後の効果を測る調査を行い、結果を取りまとめる。【改善・強化】<再掲></p> <p>・観光客数が増加し続ける沖縄県において、「観光の質向上」と「観光業の生産性向上」の実現のために、専修学校と産業界が連携し、観光業従事者を対象としたビッグデータに対応した観光人材育成プログラムの開発を行う。【改善・強化】<再掲></p>
<p>・多様なニーズへの対応</p>	<p>—</p>
<p>◇公平性・中立性に配慮した、民間による宿泊施設の評価制度の活用を含めた情報表示の徹底</p>	<p>・業界団体や宿泊事業者、OTAに対し、2018年度に構築した「旅館」に関するFAQサイトの周知を図ると共に、効果検証で得られた情報を共有する。さらに、宿泊施設のインバウンド対応促進支援(Wi-Fi環境整備、多言語化対応等)に係る整備事業に要する経費の1/3(上限150万円)を支援を行う。【継続】<再掲></p>
<p>・宿泊施設整備の促進</p>	<p>—</p>
<p>◇宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設</p>	<p>・宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を推進する。【継続】<再掲></p>
<p>◇古民家の宿泊施設へのリノベーションを実施する事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援</p>	<p>・まちの活力や利便性の向上などを旨とする地方都市を中心として、地域金融機関等と民間都市開発推進機構が連携して設立するまちづくりファンドが、古民家や空き家、空き店舗等をリノベーションして行う宿泊施設等の整備について民間企業等からの寄付も活用しつつ出資等により支援し、外国人等の観光客需要へ対応する。【改善・強化】</p>
<p>◇古民家の宿泊施設へのリノベーションを実施する事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援</p>	<p>・小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を用いて、空き家、空き店舗、公的不動産(PRE)等の遊休不動産を地域資源として再生・活用するため、専門家によるアドバイス等を実施することにより、空き家等の再生やPREの活用等、地域における先進事例となり得る案件の形成を支援するとともに、小規模不動産特定共同事業の実務経験が無い業務管理者に対し、実務面からの支援を行う。【継続】<再掲></p>

<関連施策>

○海外の観光関連企業の日本進出・事業拡大支援

・日本貿易振興機構(JETRO)において、海外及び既に日本に進出している外資系の有望な観光関連企業(LCC、ホテル、ツアーオペレーター等)に対する、市場情報や日本企業とのビジネス機会等の提供、地域の情報発信や企業招へい等地方公共団体との連携による誘致活動を通じて、日本への進出・事業拡大を支援する。特に、ポテンシャルを有する地域への進出に向け、外資系企業との連携・協業に意欲のある地方公共団体との連携による誘致活動を強化する。【継続】

○宿泊施設等のバリアフリー化促進

・東京2020大会も見据えた、宿泊施設のバリアフリー化支援やバリアフリー情報発信の促進等により、高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を通じて、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進する。【継続】

○日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の強化等を加速するための新たなビジネスモデルの構築

・日本旅館の生産性向上・インバウンド対応の強化等を加速するため、関係機関とも連携し、経営マネジメント能力の高度化、旅館業における新陳代謝の促進や共通オペレーションプラットフォームの導入等に取り組む。【新規】

○地域への誘客力を備えた世界レベルの宿泊施設整備の促進及び富裕層対応人材の育成

・関係機関と連携し、地域への誘客力を備えた世界レベルの宿泊施設整備の促進を図るとともに、宿泊施設等における富裕層対応人材の確保・育成に係る取組を進める。【新規】

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○2020年までに世界水準DMOを全国で100組織を形成するため、以下の取組を実施。</p>	<p>「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」中間とりまとめ等を踏まえて作成した「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、観光地域づくり法人(DMO)全般の底上げを図るとともに、インバウンドの誘客を含む観光地域振興に積極的に取り組む意欲・ポテンシャルの高い観光地域づくり法人に対して重点的に支援する。【改善・強化】</p>
<p>・情報支援・ビッグデータの活用促進</p>	<p>—</p>
<p>◇クラウドを活用したマーケティングツールである「DMOクラウド」を開発・提供し、「誰でも、簡単に、効率的に」行うことが可能に</p>	<p>・各観光地域づくり法人(DMO)と行政関係者をつなぐ情報共有システム「DMOネット」により、引き続き横の連携を促進するとともに、観光地域マーケティングに資する基礎・応用プログラムやeラーニング教材を引き続き観光地域づくり法人に提供する。また、宿泊施設、観光施設等における観光客のデータを継続的に収集・分析し、データに基づき戦略を策定し、地域の観光関連事業者へ提供するためのシステムの設計・開発を行うモデル事業を実施するとともに、取組の横展開を図る。【改善・強化】</p>
<p>◇観光客の宿泊・属性データ、GPSの位置情報やSNS等のビッグデータの、地域の観光関係者による活用を促進</p>	<p>・全国各地の観光地域づくり法人(DMO)等の観光関係者がビッグデータを活用するための手引きや「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」による支援を通じ、観光地域づくり法人をはじめとした地域の観光関係者によるビッグデータの収集・分析等やそれに基づく戦略策定等の取組を引き続き促進する。【継続】</p>
<p>・人的支援</p>	<p>—</p>
<p>◇海外知見も取り入れ、世界最先端の人材育成プログラムを開発・提供</p>	<p>・観光地域づくり法人(DMO)における人材の能力向上を図るため、観光地域づくり法人を担う中核人材の育成に資する基礎・応用プログラムを引き続き「DMOネット」に掲載する等の取組を実施する。【継続】</p>
<p>◇専門的な知識を有するマーケットの地域とのマッチングから、実際の地域派遣まで、一貫通貫で支援</p>	<p>・観光地域づくり法人(DMO)と専門的知見や外国人目線を有する専門人材とのマッチングを実施するとともに、人材の登用に要する費用を支援する。【改善・強化】</p>
<p>・財政金融支援</p>	<p>—</p>
<p>◇地方創生交付金により、KPIの設定とPDCAサイクルの確立の下、組織の立上げから自律的な運営まで総合的に支援、地域再生法を改正し、同法に基づく交付金として位置付け、安定的・継続的な運用を実現</p>	<p>・関係府省庁が連携して、KPIの適切な設定やPDCAサイクルの確立といった自律的な運営等を目指す取組について、観光地域づくり法人(DMO)に対する総合的な支援を実施する。【継続】</p>
<p>◇官民ファンド、関係機関、広域DMO等が連携・参画する枠組みを案件に応じて設置し、規制改革に関する働きかけを行うとともに、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施</p>	<p>・株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の出資により、瀬戸内7県の「広域連携DMO」が実施するインバウンド需要を取り込む事業に対し支援を行う。【継続】</p>
	<p>・地域経済の活性化に向け、引き続き、地域未来投資促進法に基づき、観光資源等の地域の特性をいかして地域経済を牽引する事業に対し予算・税制措置等による支援を行うとともに、同法の改正に伴い、地域企業の成長及び地域のサプライチェーンの強化に向けた措置を新たに講じる。【改善・強化】</p>

<関連施策>

○地域(地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO))と日本政府観光局の役割分担

・地域(地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO))は、観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備を最優先に実施する。
着地整備の取組を行った地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)が作成した、写真・動画等のデジタルコンテンツの発信に関しては、日本政府観光局の発信力を活用した一元的な情報発信に資する取組を進めることで、日本政府観光局が有するデータの最大化を図るとともに、地域に還元される分析データの精度が更に向上する好循環の創出を目指す。【改善・強化】

・観光地域づくり法人(DMO)に地域の多様な関係者(文化財、国立公園、農泊、アクティビティ、農林水産業、商工業の関係者等)の主体的な参画を促す。【改善・強化】

・全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを推進するため、人材マッチングやJETプログラムの活用周知を含めた観光地域づくり法人(DMO)の体制強化に関する支援や、観光地域づくり法人のコンテンツ作成に対する財政支援等、観光地域づくり法人に対する総合的な支援を実施する。【改善・強化】

・日本政府観光局の「地域プロモーション連携室」が、地域が行う訪日プロモーション事業を支援するために、各地域のインバウンド関係者を対象とした、インバウンドのマーケティングやプロモーションに関する地域の取組課題に応じた研修会を、国内11箇所で開催するとともに、インバウンド関係者向け「地域インバウンド促進サイト」やSNSを通じ、国内のインバウンド取組を紹介・共有する。加えて、地域に対してきめ細やかなコンサルティングを実施する。【改善・強化】

○観光地域づくり法人(DMO)間の適切な役割分担に基づく広域的な連携の強化

・「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、各層の観光地域づくり法人(DMO)の役割分担と連携を促すとともに、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」により、広域的に連携して行う滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備等に関する取組に対して総合的な支援を実施する。【改善・強化】

○観光産業事業者に対する政府系金融機関による資金供給等の支援

・新たに観光産業を行う者及び既存の観光産業事業者の取組を後押しするため、日本政策金融公庫等による事業者が必要とする資金の融資や、日本政策投資銀行(DBJ)による「登録DMO」の設立や観光関連事業への資金、経営及びナレッジ面での支援を実施する。【継続】

○観光地域づくり法人(DMO)の財務体制強化

・「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、観光地域づくり法人(DMO)の持続的な運営のため、観光地域づくり法人において運営収支や安定的な運営資金の確保に関する財務責任者(CFO)を設置する。【改善・強化】

○地域単位の統計の充実

・地方への旅行者の誘客の状況を把握し施策に反映するべく、宿泊旅行統計調査について、都道府県より詳細な地域単位での表章の公表やその推計手法を検討する。【改善・強化】<再掲>

○全国的な研修の実施等による地域間の連携強化

・「DMOネット」を活用するとともに、全国的な研修を実施すること等により、観光地域づくり法人(DMO)間の横の連携を強め、観光地域づくり法人が抱える課題の共有・事例の横展開を実施する。【継続】

○訪日グローバルキャンペーン等に対応したコンテンツ作成

・地方運輸局と観光地域づくり法人(DMO)が連携して、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる新たな滞在型コンテンツを全国各地域に創出する。【改善・強化】

○訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりの推進

・訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりを推進するため、意欲のある観光地域づくり法人(DMO)等とインバウンド誘客に関するサービスを提供している事業者(インバウンドベンチャー等)とのマッチングを関係省庁で連携して支援する。【新規】

「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○温泉街等のまとまりのあるエリアを一体で丸ごと再生し、観光地としてのポテンシャルを強力に引き出すため、「観光地再生・活性化ファンド」(仮称)の全国での継続的な展開に向け、以下の取組を実施。</p>	<p>—</p>
<p>・地域経済活性化支援機構(REVIC)のファンド組成が可能な間に、民間資金の呼び水機能を有する「観光地再生・活性化ファンド」を最大限活用し、観光地(温泉街等)の再生・活性化を図り、賑わいを創出</p>	<p>・株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)や日本政策投資銀行(DBJ)等が組成した観光関連ファンド等により、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を図る。【継続】<再掲></p>
<p>・それぞれの「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能をREVICによるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制を整備</p>	<p>・官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の有する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供し、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を推進する。【継続】<再掲></p>

<関連施策>

○観光産業事業者に対する政府系金融機関による資金供給等の支援

・新たに観光産業を行う者及び既存の観光産業事業者の取組を後押しするため、日本政策金融公庫等による事業者が必要とする資金の融資や、日本政策投資銀行(DBJ)による「登録DMO」の設立や観光関連事業への資金、経営及びナレッジ面での支援を実施する。【継続】<再掲>

次世代の観光立国実現のための財源の活用

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○観光施策を実施するための国の追加的財源を確保するため、観光先進国を参考に、受益者負担による財源確保を検討。</p>	-
<p>・観光立国の実現による経済再生と財政健全化を両立させる観点から、引き続き観光関係予算の適切な確保に努めるとともに、今後のインバウンド拡大等増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実施するため、国の追加的な財源の確保策について検討を行う</p>	<p>・今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開していくため、国際観光旅客税の免税(以下、「観光財源」という。)を「外国人観光客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」や「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」において明示されている3つの分野に充当するとともに、観光財源を充当する施策は、既存財源の単なる穴埋めをするのではないなどの考え方を基本とする。また、無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。加えて、観光財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、毎年度洗い替えが行えるよう、「観光戦略実行推進会議」において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。【継続】</p>
<p>・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる追加的財源を確保することを目指す</p>	

訪日プロモーションの戦略的高度化

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○オリパラ後も見据えた訪日プロモーションの戦略的高度化に向け、以下の取組を実施。</p>	-
<p>・増額したプロモーション予算を欧米豪へ重点配分(2016年度)</p>	<p>・日本政府観光局において実施している欧米豪市場を中心に存在する「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層」をターゲットとしたグローバルキャンペーンについて、新規広告コンテンツを制作するとともに、欧米豪重点市場(英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ロシア、米国、カナダ、豪州、メキシコ)等に対して集中的に情報発信することで、より効果の高いキャンペーンを展開する。【改善・強化】</p>
<p>・世界的な広告会社の活用や、海外の知日派による日本版アドバイザーボードの設置を通じ、観光ブランドイメージを確立</p>	<p>・欧米豪市場において、現地PR会社を活用し、現地メディアに関する専門的な知見に基づいたプロモーションを推進するとともに、現地メディアとのネットワークを強化・拡充する。また、欧米豪市場の外国人有識者等で構成されるアドバイザーボードを活用し、各市場における現地目録のプロモーション事業を展開する。【継続】</p>
<p>・海外の著名人やメダリストが各地で日本文化などを体験する様を映像化し、BBCやCNNなど海外キー局で配信</p>	<p>・海外主要局やグローバルメディア等、欧米豪地域等で影響力のあるメディアとのネットワークを強化し、歴史・伝統文化だけでなく、自然やアウトドアアクティビティ等の日本の多様な魅力を、各種媒体を活用して発信する。また、有力雑誌等のメディアや旅行会社、海外の著名人を日本各地に数多く招請し、日本を体験してもらい、その映像を強力に発信する。【継続】</p>
<p>・自治体のインバウンド誘致活動に対するJUNTOの支援体制強化</p>	<p>・日本政府観光局の「地域プロモーション連携室」が、地域が行う訪日プロモーション事業を支援するために、各地域のインバウンド関係者を対象とした、インバウンドのマーケティングやプロモーションに関する地域の取組課題に応じた研修会を、国内11箇所で開催するとともに、インバウンド関係者向け「地域インバウンド促進サイト」やSNSを通じ、国内のインバウンド取組を紹介・共有する。加えて、地域に対してきめ細やかなコンサルティングを実施する。【改善・強化】<再掲></p>
<p>・海外市場において、日本各地を順番に集中PRするデスティネーション・キャンペーンを実施</p>	<p>・地方誘客をより一層促進するため、東北6県の要望を踏まえつつ2019年度に引き続き東北をデスティネーションとする集中的なプロモーションを展開する。【改善・強化】</p>
<p>・オリパラを活用して訪日プロモーションの効果が最大限発揮されるよう、以下の取組を段階的に実施</p>	-
<p>◇2019年ラグビーWCの開催や、2020年オリパラ前後を通じて行われる文化プログラム(beyond 2020プログラム)、ホストタウンでの相互交流などを契機とし、各地方が誇る歴史・文化、マンガ・アニメ等のメディア芸術や食文化等の魅力を、主に欧米豪に向けて強力に発信</p>	<p>・試行的に取り組んでいる「文化情報プラットフォーム」について、関係省庁、地方公共団体、民間企業等との連携を積極的に進め、全国各地の文化プログラムや文化施設に関する情報の拡充を図るとともに、民間事業者等が当該情報を活用できる仕組みづくりの検討を進め、また、外部サイトとの連携等を推進し、国内外への発信力を一層強化する。【改善・強化】<再掲></p>
	<p>・優れたメディア芸術作品の顕彰とそれらの作品を展示・上映する「文化庁メディア芸術祭」を開催し、日本が誇るメディアアート、マンガ、アニメーション等のメディア芸術の魅力を国内外に発信する。国内外のメディア芸術関連フェスティバルや団体との連携を強化し、国際的な総合フェスティバルを目指す。【継続】</p>
	<p>・東京2020大会開催まで、更に注目が日本に注がれる機会を活用し、前広かつ能動的に海外メディアに向けて観光情報の提供を行うほか、大会関係者に向けて日本の多様な魅力を積極的に発信することで、訪日旅行の認知度向上及び地方への誘客促進を図る。【改善・強化】</p>
	<p>・海外メディアや旅行会社向け情報発信プラットフォーム「Japan Online Media Center」について、東京2020大会等の機会を段階的に踏まえ広く活用し、海外メディアへの認知度向上を図るとともに、コンテンツ素材の更なる拡充を実施する。【改善・強化】</p>
	<p>・東京2020大会の開催により、多くの選手・観客等が来訪することを契機に、海外への情報発信の強化や地域の活性化等を推進するため、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る「ホストタウン」を全国各地に広げるとともに、被災3県を対象とした「復興『ありがとう』ホストタウン」を推進することで、復興した姿を世界に発信する。また、パラリンピアンの受入れを契機に、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの実現に向け、「共生社会ホストタウン」の取組を推進する。さらに、大会後にホストタウンの取組を継続するためのモデルとなる取組を調査し、他のホストタウンに好事例の共有を図るほか、収集した好事例情報やホストタウンの意義を関係者や地域住民まで広げる。【改善・強化】<再掲></p>
	<p>・2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として推進し、日本全国での展開、盛り上げを図る。同プログラムを通じて、我が国の文化向上に取り組むとともに、すべての人の文化プログラムへの参画の機会を確保するため、バリアフリー対応や多言語対応の強化の促進を図り、企業等の行動に変革を促し、我が国での旅行に対する潜在需要も取り込んでいく。東京2020大会に向けて、更なる全国的な機運の醸成を図るため普及に取り組む。【継続】</p>
	<p>・日本の魅力あるロケ地情報の多言語化や日本映画の多言語字幕制作支援、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、海外における日本映画の特集上映の実施等を通じ、多様な作品の魅力を発信し、訪日外国人旅行者の増加に寄与する。【改善・強化】</p>

<p>◇試合の観戦だけでなく地域の魅力を体験するスポーツツーリズム等の各種の滞在プランを造成し、海外に発信</p>	<p>・スポーツと地域資源を掛け合わせたスポーツツーリズムの取組を活性化させるため、更なるインバウンド拡大やコンテンツ磨き上げに関するテーマ別の研究会等を新たに立ち上げる。また、武道ツーリズムを推進していくため、2020年3月に策定された「武道ツーリズム推進方針」に基づき、2020年度中に設立予定の全国推進組織や関係団体等とも連携しつつ、コンテンツ開発や受入環境整備等を促進させるためのニーズ調査等を実施する。さらに、スポーツと日本の文化芸術の魅力を掛け合わせたスポーツ文化ツーリズムを各地に定着させるため、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施するとともに、「スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」を地方で開催し、受賞事例を多言語で発信する。【改善・強化】</p> <p>・地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業及びスポーツ産業）等が一体となって、まちづくり・地域活性化に取り組む地域スポーツコミッションが行う、スポーツツーリズムのコンテンツ開発、受入環境整備等の活動を支援するとともに、好事例をウェブサイト等で広く配信する。2020年度は、東京2020大会等を契機に各地に設立されている官民連携横断的組織等を、常設で通年型の取組を行う地域スポーツコミッションへ発展させるため、関係者の合意形成や基本計画の策定等の活動を新たに支援する。【改善・強化】</p> <p>・インバウンドの地方誘客・消費拡大を更に促進するため、各地域が誇る地域資源とスポーツを掛け合わせたコンテンツ開発や環境整備等のモデル事業を行い、課題や対応策等を取りまとめ、ウェブサイト等で広く配信する。また、武道ツーリズムに活用可能な施設情報等を調査・集約・公表し、武道ツーリズム事業者等の取組を活性化させる環境を構築する。さらに、VR等の最先端技術を活用した疑似体験コンテンツの整備等を行い、新たなプロモーションを実施する。【新規】</p> <p>・体験型スポーツ（スノースポーツやダイビング等）に特化したウェブサイトを通じた情報発信のほか、日本で体験できる各種スポーツ及び着地型・体験型プログラムのツアー情報を日本政府観光局のウェブサイトに掲載し、海外に向けて情報発信を行う。【改善・強化】</p>
<p>◇閉会後も、航空会社と共同広告を展開するなど、オリパラ効果を継続させる官民連携キャンペーンを実施</p>	<p>—</p>
<p>・平昌や北京、2024年オリパラ開催候補国などと連携し、共同キャンペーンを展開</p>	<p>・東京や北京でのオリンピック・パラリンピック競技大会開催で東アジアへの注目度が一層高まる機会を捉え、政府観光局現地事務所において民間事業者等との連携を強化しつつ、「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の共同プロモーションを継続的に実施する。また、日本で開催予定の日中韓観光大臣会合の場も活用し、キャンペーンの一層の推進に向けた日中韓3国間の協力について協議を行う。【改善・強化】</p>

<関連施策>

○大規模国際競技大会等の開催を活用した観光客誘致の支援

・東京2020大会やワールドマスターズゲームズ2021関西等、日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催に向けて準備を進めるとともに、大会成功に向けた機運醸成を図る。【継続】

○欧米豪を中心とした訪日層の拡大

・経済産業省、観光庁、日本貿易振興機構（JETRO）及び日本政府観光局は、政府関係機関や業界団体、現地日系企業等と協力し、音楽、マンガ、ファッション、日本食、地域資源等のクールジャパン及びビジット・ジャパンの一体的なプロモーションを世界各地で開催される展示会や旅行博等の機会を活用し展開する。【継続】

○地域の観光資源を活用したプロモーションの実施

・地方部への訪日外国人旅行者の誘客の加速を目的とし、地域の観光資源について熟知している地方運輸局等が、地方公共団体や地域の公共交通事業者等の民間等と広域かつ機動的に連携し、政府として活用を推進していく国立公園や文化財等の地域の魅力ある観光資源について、日本政府観光局のノウハウ等を活用し戦略的なプロモーションを行う。【継続】

○スノープロモーションの実施

・スキー人口が急増中の中国において冬季の誘客拡大に向けた旅行会社との連携を強化するとともに、日本のパウダースノーへの興味・関心の高い欧米豪市場を対象にオンライン広告等を通じて、戦略的なスノープロモーションを実施する。【改善・強化】

○日本政府観光局における市場調査

・日本政府観光局において、海外事務所と協力して継続的に情報収集を行うとともに、2020年度は東南アジア市場等において市場調査を行うことにより、各市場の新規ターゲットの発掘や各ターゲットに対する訴求コンテンツの把握等、調査分析力の強化を図る。【改善・強化】

○日本政府観光局におけるプロモーション実施体制の強化

・地域に対するきめ細やかなコンサルティングや地域の魅力の一元的な発信、データ分析の高度化や分析データのプロモーションへの活用等に対応するため、日本政府観光局全体の体制について見直しを講じた上で、地域との連携及びデジタルマーケティングに関する分野を中心に、日本政府観光局の本部や海外事務所の各部署において抜本的な体制強化を実施。【改善・強化】

○海外の旅行代理店販売員の人材育成支援

・日本政府観光局において、海外の旅行代理店の販売員の人材育成を進めるため、訪日旅行に関する知識を習得するためのE-learningサイトを運営するとともに、コンテンツの拡充や新規コースの導入を行う。【継続】

○訪日外国人旅行者の満足度向上によるリピーターの拡大

・ウェブサイト上で中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の「訪日観光意見箱」を運用して、特にリピーターの多い東アジア地域（韓国、中国、台湾、香港）からの旅行者の訪日観光に関する意見を収集・分析することで、更なる満足度向上を図る。【継続】

○国内ハブ空港におけるプロモーション

・訪日経験者等の地方誘客や再訪日意欲喚起のため、国内空港のデジタルサイネージ等を活用して動画を放映し、プロモーションを実施する。【継続】

○新たな市場からの誘客促進に向けた先行試行的プロモーション

・各国の特性に応じたプロモーションを実施するほか、更に幅広い地域からの誘客に向けて新たな市場を開拓し、将来的な訪日市場のポートフォリオを構築する観点から、訪日外国人旅行者数をはじめ、アウトバウンドや経済指標等を動かし、インバウンドの成長が見込まれる中東地域及びメキシコを重点市場に追加するとともに、北地域及びブラジルを重点市場に続く準重点市場として位置づけ、重点市場化に向けて先行試行的プロモーション事業等を実施する。併せて、拠点となる日本政府観光局現地事務所の設置準備を中東や中南米に加え、北地域市場において進める。【改善・強化】

○プロモーション等における民間事業者との連携強化

・民間プラットフォーム事業者との連携を強化し、訪日外国人旅行者にとって魅力ある観光地域づくりを一層推進するための方策等を検討する。【継続】<再掲>

○アジアにおける大規模キャンペーンの推進

・アジア市場において大部分を占めるリピーター層をターゲットに、新規広告コンテンツを制作するとともに、デジタルマーケティング技術も活用し、個人の興味・関心を踏まえた的確な情報発信や先進的なプロモーションを実施する。【新規】

インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○いつでも・どこでも入手しやすい形で情報発信するため、インターネットを活用した以下の取組を実施。</p> <p>・JNTOのウェブページ(2014年度実績10億ページビュー)について、外国人目線で更なる充実を図ると共に、スマホアプリを作成し、外国人観光客が必要とする情報を一元的に発信</p> <p>・在外公館等のSNSを活用し、外国メディアでの報道や放映・配信を効果的に拡散</p>	<p>・訪日しようとする外国人旅行者が容易に我が国の情報を入手できるようにすることを目的に、訪日に必要なビザ情報等は元より、災害時の情報の広く迅速な発信を行うとともに、デジタルマーケティングを強化し、データ分析の高度化や分析データのプロモーションへの活用等を行うことで、相手方の属性や関心を踏まえた的確な情報発信や効果的なプロモーションを実施する。【改善・強化】</p> <p>・重点市場からの更なる誘客のため、インフルエンサーと連携しながら訪問先の多様化、時期分散を図り、日本の魅力や訪日観光情報を戦略的に発信する。【継続】</p> <p>・在外公館等において、運用しているSNSアカウントを活用して、外務本省、日本政府観光局、地方公共団体、現地メディア等が発信した日本情報(観光・文化・歴史・トランド等)のコンテンツを再発信するとともに、任国の嗜好・トレンドを踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信し、日本への関心・理解の拡大を目指す。本省においては、在外公館がコンテンツを作成する際に使用可能な画像素材等を共有する。【継続】</p>
<p>○欧米豪を中心とする富裕層をターゲットとして、旅行先としての日本のブランドイメージを確立するため、以下の取組を実施。</p> <p>・欧米豪の有力なオピニオンリーダー等に特別な日本体験をしてもらい、その映像を海外のキー局で強力に発信</p> <p>・富裕層をターゲットとする海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間100人招へいし、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、ターゲットに刺さる日本向けツアーの造成を促進</p>	<p>・海外主要局やグローバルメディア等、欧米豪地域等で影響力のあるメディアとのネットワークを強化し、歴史・伝統文化だけでなく、自然やアウトドアアクティビティ等の日本の多様な魅力を、各種媒体を活用して発信する。また、有力雑誌等のメディアや旅行会社、海外の著名人を日本各地に数多く招請し、日本を体験してもらい、その映像を強力に発信する。【継続】<再掲></p> <p>・富裕層の旅行需要における特性等を踏まえ、訪日プロモーション事業において富裕層に向けた以下の取組を実施する。【改善・強化】 ○富裕層をターゲットにした旅行業界団体、国際的な旅行商談会主催者等との連携を一層拡大し、訪日ツアーの造成数の増加につなげる。また、富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社等を日本各地に招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、国内外の関係者が商談・意見交換等できる機会の拡大、国内関係者向けのセミナー等の開催を通じた受入環境の整備を促進する。 ○富裕層本人に向けた情報発信を強化することで更なる誘客拡大を促進する。 ○これまでプロモーションの対象としてきた欧米豪市場に加えて、アジア・中東地域へも対象を拡大し、更に広く富裕層の誘客拡大に取り組む。</p>
<p>○在外公館や放送コンテンツ等の活用により日本の魅力を分かりやすく発信し、日本ファンを拡大するため、以下の取組を実施。</p> <p>・在外公館において、準備段階から関係省庁や関係機関と連携しつつ、日本の魅力を広く日本で届け、欧米豪及び大口新興国マーケット、若年層、富裕層を主なターゲットに親日層を開拓</p> <p>・アニメ、ドラマといった日本の放送コンテンツを途上国等のテレビ局へ無償で提供(2015年度から開始)</p>	<p>・サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルス3都市のジャパン・ハウスにおいて、地域の魅力を含む日本の多様な魅力をこれまで日本に関心なかった層を含む幅広い層に対して発信し、インバウンド観光等を促進すべく、地方公共団体や企業等とも連携して、現地のニーズに対応した発信事業を、企画・実施していく。【継続】</p> <p>・外務省が複数の地方公共団体との共催で、駐日外交団等に対して、地方における海外展開の施策や、地場産品や観光資源を紹介するセミナーを、都内ホテル等において2020年度内に1回開催する。また、外務省と地方公共団体との共催で、駐日外交団が地方を訪問し、地方の食文化、伝統工芸等の文化を体験したり、地方が誇る観光資源や産業等施設を視察するツアーを2020年度内に4回程度実施する。【継続】</p> <p>・被災地を含む複数の地方公共団体等と連携し、海外の主要都市において、日本産飲食品、観光資源、産業(先端技術、伝統工芸技術を含む)等PRするプロモーション事業を年度内に1回実施し、大使館SNS等現地からの情報発信も通じて地方の魅力を発信し、日本食の更なる普及・消費拡大、輸出促進につなげる。【継続】</p> <p>・外務省の飯倉公館において、外務大臣が地方公共団体首長等と共催で、駐日外交団等を対象に、地方の特産品、地場産業、伝統芸能、伝統工芸、観光地、文化遺産、東京2020大会・ホストタウン交流の取組の様子等の魅力をPRするレセプションを年度内に約2回開催する。【継続】</p> <p>・在外公館及び独立行政法人国際交流基金(JF)が、世界各国において伝統文化からポップカルチャー、地方の魅力や和食等、幅広い分野に関する公演や展示等の文化事業を行うことにより、日本の多様な魅力を海外に積極的に発信し、諸外国の日本に対する興味・関心を高め、インバウンドを促進する。【継続】</p> <p>・日本政府観光局と独立行政法人国際交流基金(JF)の本部及び海外事務所が連携し、日本政府観光局の訪日プロモーション事業とJFの文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流事業の機会を活用した連携事業を実施することで多面的に日本の魅力を発信し、訪日旅行及び国際文化交流の促進を強化する。JFの日本語学習教材等のコンテンツを日本政府観光局の事業で活用することにより訪日旅行時の交流を促進する。【改善・強化】</p> <p>・文化、伝統、科学、技術等様々な分野で「日本ブランド」を体現する各界の専門家を海外に派遣し、現地で講演、実演及びワークショップ等を実施することで、地方の観光資源を含む日本の多様な魅力を発信し、親日層の拡大と訪日客誘致に繋げる。【継続】</p> <p>・外務省、観光庁等の関係省庁等が連携して、商業ベースでは日本のテレビ番組が放送困難な国・地域を対象に、日本のドラマ、アニメ、ドキュメンタリー、映画、バラエティ等の放送コンテンツを無償提供する際に、日本の各地域の魅力を伝える新規の動画コンテンツ等も活用して発信することで、訪日の魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。【改善・強化】</p>

<p>・観光地をPRするコンテンツ制作や字幕付与等への支援(2020年までに累計1万件)、官民共同の出資を通じて海外での日本コンテンツ専用チャンネルを確保(2020年までに22ヶ国、1.5億人)、NHKワールドTVの受信環境の一層の整備、地域の産品情報やプロモーション動画の発信等により、日本の魅力をPR</p>	<p>・海外における日本のコンテンツの継続的な発信に向け、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)を活用し、我が国の事業者が海外で行う放送事業に対してハンズオン支援等を行う。【改善・強化】</p> <p>・「放送法」の規定に基づき、NHKにテレビ国際放送の実施を要請することにより、日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、国内外における周知広報や受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を一層推進する。【継続】</p> <p>(「地域の元気創造プラットフォーム」の取組を通じ、地方公共団体に「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」の活用を促し、魅力ある地域産品の海外への販路開拓や対日投資を促進した。自治体において情報提供にとどまらないターゲットを絞った、より効果的な取組が進展していること、総務省等においても様々な支援措置が設けられたことを踏まえると、地方における取組の牽引役としての役割を一定程度果たした。)</p> <p>・総務省、経済産業省、外務省、観光庁、農林水産省等の関係省庁等が連携するとともに、地方公共団体、地場産業、観光業等の関係者と幅広く協力し、地方公共団体等との情報共有を進めながら放送コンテンツを海外と共同制作・発信する取組等への支援等を行うことでコンテンツの発信力を強化し、コンテンツの海外展開の際に、日本の各地域の魅力を併せて発信することで、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。【改善・強化】</p>
<p>・日本観光振興協会の国内観光情報サイトの多言語化によって、各観光地の魅力を広くPR</p>	<p>・日本観光振興協会の国内観光情報サイト「全国観るなび」について、手動翻訳によるイベント情報及び季節観光情報の英語による正確な情報提供を図りつつ、将来的にAI翻訳の導入により多言語(英語、中国語及び韓国語)で正確な情報提供ができるよう、検討を進める。【継続】</p>
<p>・新たに製作する番組について、早期の海外展開を可能とするため、放送事業者及び権利者間における権利処理の円滑な実施を支援</p>	<p>(放送事業者及び権利者間において統一な手続に関する合意が図られ、初回放送直後のスピーディな海外展開が実現可能になった。)</p>
<p>・日本語教育の拡充を通じて親日層を育成し、潜在的な訪日旅行者層を拡大</p>	<p>・独立行政法人国際交流基金(JF)による日本語専門家派遣事業、日本語教材の制作及び情報収集ネットワーク作り、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、一層、海外における日本語教育の質の向上、安定的実施等に寄与する。【継続】</p>
<p>・日本の伝統文化への理解を深めるため、海外日本庭園の再生プロジェクトを実施</p>	<p>・修復が求められている海外日本庭園について、在外公館と連携し、海外日本庭園再生プロジェクトにより日本側の造園技術者を派遣して引き続き修復支援を実施。2020年度においては9箇所の海外日本庭園を修復する。【継続】</p>

<関連施策>

○風評被害を最小限に抑えるプロモーション

・災害発生から一定期間が経過し、当該地域の安全性が確保されるようになった後は、引き続き日本政府観光局のウェブサイトやSNSを活用して公共交通機関、観光地等に関する正確な情報を訪日外国人旅行者の出身国に応じて多言語できめ細かく発信するとともに、被災地域の地方公共団体等と連携し、必要に応じて、風評被害を最小限に抑えるべく、訪日プロモーションを集中的に実施する。【継続】

○観光分野における多国籍関係への貢献

・日本の地域の魅力・特性を発信するとともに、2019年に我が国が主催したG20観光大臣会合における合意事項を着実に実施すべく、UNWTO(国連世界観光機関)等と連携しシンポジウムを開催する。【改善・強化】

○2国間関係の強化による双方向交流の拡大

・中国、韓国等との観光交流拡大に向け各国観光当局との協議を進めることで、観光分野における2国間関係の更なる強化を図る。また、日中韓3箇国間の観光交流拡大と協力の一層の強化を図るため、日中韓観光大臣会合を日本で開催する。【改善・強化】

○先住民としてのアイヌ文化等の発信

・アイヌ文化復興等の取組の要である「民族共生象徴空間(ウポポイ)」への年間目標来場者数100万人の目標達成に向け、SNS等を活用した国外向けのオンライン広告や旅行会社等招聘の実施、旅行ガイドブックへの掲載、北海道各地のアイヌ文化を活かしたイベント等プロモーション活動を強化するとともに、地元機運の醸成を図る。【改善・強化】

○海外メディア招へいや在京海外メディア記者向けプレスツアーを活用した情報発信

・2020年を通じて、日本文化や首都圏及び地方が取り組んでいる観光促進関連事業等に関心を持ってもらい、海外からの誘客にも資するよう、海外から招へいた外国メディア関係者による首都圏及び地方取材や、在京外国メディア関係者向けプレスツアー等の実施を通じ、外国メディアによる海外への日本の魅力発信を支援する。また、海外で必ずしも知名度の高くない地方各地の魅力やメディアの関心に合致する地方創生の取組も積極的に紹介し、海外への地方の魅力発信を強化する。【改善・強化】

○旅客船・フェリー等の観光利用促進のための効果的な情報発信

・引き続き、訪日外国人旅行者向けに、英語版ウェブサイト「Scenic Japan from the Water(船で見る日本の絶景検索サイト)」等を通じて、旅客船・フェリーターミナルまでのアクセスを含めた利用方法等を提供するとともに、海事観光の総合的なプロモーションと連携して周知啓発及び情報発信を実施する。【継続】

○地域の観光資源を活用したプロモーションの実施

・地方部への訪日外国人旅行者の誘客の加速を目的とし、地域の観光資源について熟知している地方運輸局等が、地方公共団体や地域の公共交通事業者等の民間等と広域かつ機動的に連携し、政府として活用を推進していく国立公園や文化財等の地域の魅力ある観光資源について、日本政府観光局のノウハウ等を活用し戦略的なプロモーションを行う。【継続】<再掲>

MICE誘致の促進

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○MICEの誘致促進に向け、政府レベルで支援する体制を構築するため、関係府省連絡会議を年内に新設し、以下の取組を実施。</p>	<p>2020年12月末までに「MICE推進関係府省連絡会議」を開催し、「関係府省MICE支援アクションプラン2018」の進捗状況を確認するとともに、新たに加わった法務省のアクションプランを策定し、関係府省の更なる連携体制強化を図る。【改善・強化】</p>
<p>・レセプションでの国立施設の使用許可</p>	<p>・国際会議等のレセプションを積極的に受け入れている施設の好事例を講演会・セミナー等にて全国のコンベンションビューロー等に紹介することにより、公的施設のユニークベニューとしての活用を促進する。【改善・強化】</p>
<p>・ポスト・コンベンション/展示会向け施設の拡充</p>	<p>・MICE関連の訪日外国人出張者及び国内出張者の双方に対し、ビジネスでの行程の前後に休暇を追加余暇目的の旅行を実施する「プレイヤー」の活用を推進する。【改善・強化】</p>
<p>・グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設等の整備への支援 等</p>	<p>・グローバル企業のビジネス活動を支える国際競争力強化施設等の整備に対する補助制度や、これらの施設に対する民間都市開発推進機構による金融支援制度をより一層活用し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図る。【継続】</p> <p>(日本貿易振興機構(JETRO)は、MICE誘致の一環として、地域の輸出産業の視察や体験、企業との意見交換会・商談会等のビジネスインバウンド事業の充実を図るとともに、海外での日本の魅力発信イベント等を実施した)</p> <p>・共同主催国際会議の募集に関する周知等で構築してきた日本学術会議と日本政府観光局との協力体制をより一層深め、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催の促進に向けた取組を促進する。【継続】</p>
<p>○将来的に、官民連携の横断組織を構築し、オールジャパン体制での支援を実施。</p>	<p>2018年7月に策定した「MICE国際競争力強化委員会 提言」に明記されている施策を官民協働したオールジャパン体制で取り組むため、有識者の意見集約、他国事例調査、2019年度に立ち上げた「ミーティング・インセンティブ推進会議」の運営等を通じ、施策検討を行い、既存体制の更なる強化と普及啓発活動を促進する。【改善・強化】</p> <p>2019年度に組成した「ミーティング・インセンティブ推進会議」にて、特にインセンティブ誘致に向けた取組を検討するため、競合国のインセンティブ誘致支援策等の調査を実施し、優位性のある戦略を検討・構築することで、我が国におけるインセンティブ誘致力の強化を図る。また、当該会議の構成組織の協力を仰ぎ、各組織が持つネットワークを通じて、MICE誘致のPRを実施する。【改善・強化】</p>
<p>—</p>	<p>・官民挙げての目指すべきMICE全体目標(2020年実施分のMICE関連訪日外国人消費相当額3,000億円)の達成度を測るため、MICE関連事業者に対し取扱実績調査を実施する。また、その結果を経済界等に広くMICEの意義を周知するためのツールとして活用する。【改善・強化】</p>
<p>—</p>	<p>・「MICE人材育成協議会」を開催し、MICE業界団体等における人材育成事業の情報共有と内容の充実を図る。また、大学等における観光分野のプログラムについて、特にMICEに関する講義のプログラム作成を支援する。【改善・強化】</p>
<p>—</p>	<p>・MICEの誘致・開催に積極的だがそのノウハウが不足している地方都市に対しコンサルタントによるトレーニングプログラムを構築・実施し、我が国の国際会議等のMICE開催件数の底上げを図る。【改善・強化】</p>
<p>—</p>	<p>・インセンティブ旅行向けセールスツールの新規開発を行い、海外事務所やMICE国際団体のネットワークを通じてMICEプランナーへ情報発信を行う。また海外からの訪日インセンティブ旅行のベストプラクティスについて表彰を行い、国内外での周知を図る。加えて2019年度に構築した「ミーティング、インセンティブのキーパーソン招請のための支援スキーム」を海外事務所より積極的にPRすることで、誘致件数の拡大に努める。【改善・強化】</p>
<p>—</p>	<p>・開催地決定から比較的短期間で催行が期待できる東アジア及び東南アジアを重点市場として位置づけ、訪日インセンティブ旅行の誘致活動を強化するため各市場においてセミナー・商談会を開催し、日本側のセラーとのマッチングを行う。またポテンシャルの高いバイヤーを対象とした招請を実施誘致案件の獲得に努める。【改善・強化】</p>
<p>—</p>	<p>・事例の取材・撮影や表彰事業等を通じてMICEコンテンツを収集し、MICEウェブサイトの拡充を行う。またMICE向け商談見本市やセミナー等の機会を捉えて、メディアやSNSを活用した海外向けのプロモーション展開を引き続き実施すると同時に、新たに国内向けの情報発信を強化し、国内外におけるMICEブランドコンセプトの理解・浸透を図る。これらを通じて、日本でのMICE需要を喚起するとともに、MICE案件のリード獲得の一助とする。【改善・強化】</p>
<p>—</p>	<p>・国際的に有力なMICE主催者との関係を強化し、MICEデスティネーションとしての日本のプレゼンスを向上する観点から、ICCA(国際会議協会)、IAPCO(国際PCO協会)、MPI(MICE専門家加盟する国際非営利団体)等、MICE国際団体のネットワークを活用した情報発信を行うとともに、MICE誘致・開催の経験がある人材を研修講師として派遣してもらうなど、人材育成に係る連携をさらに強化する。【改善・強化】</p>
<p>—</p>	<p>・海外事務所において、国際本部との情報交換や学協会へのセールスアプローチを積極的に実施し、日本政府観光局及びコンベンションビューローの支援スキームの情報発信を行うと同時に、本部において国内学協会へのセールスやブース出展を通じて日本政府観光局の活動の認知度を向上させ、誘致件数の拡大に努める。また国内の広報強化のために、MICEアンバサダーを活用した広報・広告、日本語SNSにおける情報発信、国際会議誘致・開催貢献の実施等を行う。加えて、地域の大学・研究機関等の潜在的な国際会議主催者及び学協会事務局との連携を強化する。【改善・強化】</p>
<p>—</p>	<p>・2019年度に構築された「体系的人材プログラム」に従い、経験値、知識量に応じて初級・中級・上級に分け、MICE実務人材育成に向けて段階的な能力向上機会を提供する。また、コンベンションビューローの国際会議誘致活動等に対し、立候補に必要な提出書類(ビッドペーパー)、プレゼン資料作成の助言等のコンサルティング活動を実施する。【改善・強化】</p>

<関連施策>

○データを活用したMICE誘致力の強化

・2019年度に策定した全体設計に則り、国際会議のCRMシステム(データベース)を改修し国内外の保有データを統合するとともに、ウェブサイト訪問者情報等のオンライン上のデータとリンクさせ、マーケティングの高度化に着手する。【改善・強化】

○MICE施設のコネクション方式活用推進の加速化

・MICE施設へのコネクション方式導入の推進に向け、地方公共団体に専門家を派遣し同方式導入に向けた課題の調査を実施するとともに、混合型コネクション等、利用料収入以外にも収益源を確保することによる実施の可能性についても検討し、事業の具体化に向けた支援を行う。【改善・強化】

○スポーツMICEの招致・開催支援に向けた検討

・国際競技大会等の招致・開催のためのガイドライン等の在り方に関するワーキンググループにおいて、スポーツMICEの戦略的な招致活動支援及び各国内競技団体等が国際競技大会や国際会議等のスポーツMICEを招致・開催する際に必要な準備等をまとめたガイドライン等の在り方について検討を進める。【改善・強化】

○農産品輸出促進に向けたMICE活用強化

・日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けた商談会、見本市等へ多くの海外バイヤーに参加してもらうために関係省庁と連携の上、PR活動等の方策について検討・実施する。【継続】

○国際仲裁の活性化

・日本における国際仲裁の活性化に向け、東京の仲裁審問施設を積極的に活用し、国際シンポジウムの開催や国外への広報活動等を積極的に実施する。【新規】

IRに係る法制上の措置の検討

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
	IRの推進に当たっては、国際競争力の高いMICE施設の整備、滞在型観光の促進、国内各地の魅力発信を目指し、公正性・透明性を確保しつつ、依存症対策等の弊害防止対策に万全を期しながら、基本方針の策定等所要の準備作業を丁寧に進めていく。【改善・強化】

ビザの戦略的緩和

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
○訪日に当たってビザが必要な国・地域のうち、インバウンド観光の観点から潜在力の大きな市場をターゲットに、以下の取組を実施。	観光立国の実現及び二国間の人的交流の促進のため、政府全体の受入環境の整備や日本政府観光局のプロモーション等と連携するとともに、将来的なビザ緩和を検討する。【継続】
	・将来的なビザ緩和の実現に向けた検討作業を進める。【継続】
・ビジット・ジャパン事業の重点20カ国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な5か国(中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア)を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施	・外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組む。【継続】
	・戦略的にビザ緩和を実施した国で、集中的なプロモーションの実施を検討する。【継続】

訪日教育旅行の活性化

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
○訪日教育旅行者の数値目標(2020年までに4万人から5割増)の早期実現に向け、以下の取組を実施。	—
・地域における調整・相談窓口の構築及び地域の観光部局と教育部局の連携の促進	—
◇地域の観光部局が中心となって訪日教育旅行の受入側と来訪側のマッチングを実施する等のために必要な体制整備を促進	・日本政府観光局のウェブサイトにより地方公共団体へ受入側が配慮すべき事項や海外のニーズ等の情報の共有、また観光庁と文部科学省が連携して実施するセミナー等を通じ、地域観光部局と教育部局の連携方針に関する情報を発信することにより、受入体制の整備促進を図る。【継続】
◇地域の観光部局と教育部局の役割分担を明確化するとともに、共通理解の醸成を図るよう周知徹底	
・海外と地域をつなげる一元的な相談窓口をJNTOに設置	・日本政府観光局が設置した訪日教育旅行に関する相談窓口を通じて、海外からの問い合わせの対応、また訪日教育受入申請があった際、そのニーズに合った地域の窓口を紹介し、交流マッチングの促進を図る。【継続】
・訪日教育旅行に対する理解の促進	—
◇訪日教育旅行の教育的意義について教育部局・学校に対し理解を促進	・一元的な相談窓口の設置等を踏まえて、訪日教育旅行の教育的意義について、教育部局・学校に対し理解を促進するための周知を行う。【継続】
◇スーパーグローバルハイスクール(SGH)の審査において、国際交流の一つとして訪日教育旅行を評価	・スーパーグローバルハイスクール指定校において、帰国・外国人生徒(留学生)の受入を実施する。【継続】
◇海外の学校関係者等を対象としたセミナーを開催	・アジアを中心に訪日教育旅行の需要が高い市場において、訪日教育セミナーを開催、また海外学校関係者を日本の学校や観光地に招請することで、訪日教育旅行の更なる促進を図る。【継続】
◇海外のニーズ把握や受入側学校との調整において配慮すべき事項を発信	・日本政府観光局のウェブサイトにより地方公共団体へ受入側が配慮すべき事項や海外のニーズ等の情報の共有、また観光庁と文部科学省が連携して実施するセミナー等を通じ、地域観光部局と教育部局の連携方針に関する情報を発信することにより、受入体制の整備促進を図る。【継続】<再掲>
・訪日教育旅行を、東北をはじめとする地方へ誘致するためのプロモーションを集中的に展開	・アジアを中心に訪日教育旅行の需要が高い市場において、訪日教育セミナーを開催、また海外学校関係者を日本の学校や観光地に招請することで、訪日教育旅行の更なる促進を図る。【継続】<再掲>

観光教育の充実

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
○観光・旅に関する教育の充実に向け、以下の取組を実施。	—
・総合的な学習の時間等において、子どもたちが地元や日本各地の歴史や文化の魅力的な観光資源等を理解し、関心を持ち、その魅力を実感・発信できる機会の増加につながるような、教材・事例集等の作成及び普及	・子どもたちが日本各地の魅力的な観光資源を自ら見出し発信することで地域振興に貢献する観光教育の充実を図るため、学識経験者等による協議の場を立ち上げ、産学官で観光教育の意義を再確認するとともに、成長過程に合わせた観光教育の授業コンテンツ案の検討等を行うほか、その成果をワークショップ等により全国への横展開を図る。【改善・強化】
・高等学校において、現在は選択科目である地理を共通必修科目「地理総合」(仮称)とするよう検討	・高等学校学習指導要領の必修科目「地理総合」において、「観光の現状や動向に関する諸事象を、様々な主題図などを基に取り上げ、地図や地理情報システムの適切な活用の方が身に付くよう工夫すること」が明記されたことを踏まえ、各種会議等の場を通じて、その周知を行う。【継続】

<関連施策>

○若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

・若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅★授業」や、修学旅行等を通じて、若者の旅行を促進するとともにインバウンド対応や観光資源の魅力を自ら発信することができる観光人材の育成を図る。2019年度に引き続き、全国規模で授業が行われるよう、文部科学省や地方運輸局との連携体制を強化する。【継続】

・「道の駅」第3ステージとして、大学等と連携し、特産品を生かした商品開発等学生の課外活動やインターンシップの場として「道の駅」を活用するとともに、地域づくりや「道の駅」の運営を担う人材育成の強化を行うなど「地方創生・観光を加速する拠点」となるための取組を推進する。【改善・強化】

若者のアウトバウンド活性化

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
○若者の旅行費用を軽減するなど、アウトバウンドの活性化に向け、以下の取組を実施。	-
・旅行業団体等と連携し、若者割引等のサービスの開発・普及により、若年層の海外旅行を更に促進	・若者の海外体験促進に向けた具体的な取組を、関係業界や関係省庁等と連携しながら推進する。【継続】
・関係省庁と旅行業団体による若者のアウトバウンド活性化に向けた議論を開始し、2016年度内を目途に結論を得る	

＜関連施策＞

○観光分野における多国間枠組みへの貢献

・日本の地域の魅力・特性を発信するとともに、2019年に我が国が主催したG20観光大臣会合における合意事項を着実に実施すべく、UNWTO(国連世界観光機関)等と連携しシンポジウムを開催する。【改善・強化】<再掲>

○2国間関係の強化による双方向交流の拡大

・中国、韓国等との観光交流拡大に向け各国観光当局との協議を進めることで、観光分野における2国間関係の更なる強化を図る。また、日中韓3国間の観光交流拡大と協力の一層の強化を図るため、日中韓観光大臣会合を日本で開催する。【改善・強化】

○旅行安全情報等に関する情報プラットフォームの構築

・各国との双方向交流の促進に向けて、多国間・二国間連携の枠組みを活用し、官民連携で取組む。また、旅行安全情報共有プラットフォームについては、外務省と連携した「たびしん」情報の配信や現地でテロや災害等が発生した場合には、旅行者の安否確認を迅速に行うことに加え、新たに、医療・警察・交通機関等の海外都市の安全情報等を旅行者へ提供するほか、旅行者が安全に滞在・帰国できるよう避難等の情報を提供するなど、旅行者の安全確保に向けた利便性の向上を図る。【継続】

視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、以下の取組を実施。</p>	<p>世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、適切な運用体制について検討しつつ、引き続き以下の取組を実施する。【継続】</p>
<p>・入国審査待ち時間を活用したバイオカード導入による個人識別情報の事前取得（2016年中に、関西・高松・那覇にて実施、以降拡大）</p>	<p>・入国審査に要する時間の短縮のため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを成田空港等20港・空港で運用している。これらの運用状況や未導入港・空港の状況を踏まえ、対象港・空港を、2020年度中に新たに仙台空港、青森空港、新潟空港、茨城空港、富山空港及び岡山空港を加えた26港・空港に拡大する。【改善・強化】</p>
<p>・出発地空港で個人識別情報を事前取得し、入国時の手続を簡素化するためのプレクリアランス（事前確認）を早期に実現（2017年度以降の早期の運用開始を目指す）</p>	<p>・台湾とのプレクリアランス（事前確認）の再開に向け、台湾側との各種調整を行い、2021年度中の実現を目指す。【改善・強化】</p>
<p>・信頼できる渡航者（トラステッド・トラベラー）として、ビジネス客のみならず、外国人観光客等の自動化ゲートの利用を実現（2020年までの実施を目指す）</p>	<p>・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラステッド・トラベラー）として認め、自動化ゲートの対象とする制度を導入しているところ、2020年3月から、従来のビジネスマンの要件を緩和するとともに、観光客及びこれらの家族も対象として追加する改正を行った。航空機の乗員についても自動化ゲートの利用対象とするべく所要の検討を行う。【改善・強化】</p>
<p>・日本人の出帰国手続において、世界最高水準の顔認証技術を導入（2018年度以降早期の導入を目指す）</p>	<p>・2020年度中に、成田空港及び関西空港において日本人の出帰国手続に使用している顔認証ゲートの増設を行うとともに、那覇空港の出国・上陸審査場にも配備し、運用を開始するために必要な整備を進める。【改善・強化】</p>
<p>・外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大（入国時に提供された指紋情報を活用し、出国時に自動化ゲートが利用できるよう、速やかに検討）</p>	<p>・2020年度中に、成田空港において、観光等の目的で入国した外国人の出国手続に活用している顔認証ゲートの増設を行うとともに、那覇空港にも配備し、運用を開始するために必要な整備を進める。【改善・強化】</p>
<p>・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間をインターネット上で公開できるよう、速やかに検討し、年内に結論を得る</p>	<p>・成田空港においては、出入国諸手続時間計測のための機器整備を進めるとともに、待ち時間の表示方法を調整し公開を進める。関西空港においては、機器の整備が完了し、出国待ち時間を公開しているところ、関係省庁等と協議し、入国の待ち時間の公開に向け、引き続き検討する。また、国内空港において、国際線到着旅客の預入手荷物の搬送状況をリアルタイムで通知できるように、電子タグ手荷物把握システムの導入を進める。【改善・強化】</p>
<p>○出発時の航空保安検査に係る旅客の負担を抑え、検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、以下の取組を実施。</p>	<p>空港における旅客手続の各段階（保安検査・チェックイン等）や各動線に最先端の技術・システムを導入し、利用者目線で世界最高水準の旅客サービスを実現するため、関係者の連携体制を新たに構築する空港を拡大し、旅客動線を横断的に効率化や高度化を追求する（FAST TRAVELの推進）。また、昨年に引き続き顔認証技術による旅客搭乗手続の一元化（One ID化）や、自動チェックイン等による旅客利便性増進に加え、電子タグ手荷物把握システムについても導入の促進を図る。【改善・強化】</p>
<p>・欧米等で導入が進んでいる先進的な保安検査機器（ボディスキャナー）を導入（2016年度に成田・羽田・関西・中部に導入し、2020年度までに主要空港へ順次拡大）</p>	<p>・国際テロの脅威が高まる中で東京2020大会の開催や訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、2019年度までに主要空港に導入を進めてきたボディスキャナーに加え、その他の先進的な保安検査機器（爆発物自動検知機器等）の導入推進を図る。【継続】</p>

<関連施策>

○CIQ体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国手続

・東京2020大会の開催等により一層の訪日外国人旅行者の増加が見込まれることから、観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実に回り、関係省庁が連携して訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。【継続】

○先進的で最高水準の技術を活用した個人識別情報システムの導入

・ディープラーニング技術を活用して不鮮明な指紋画像を鮮明化する画像補正エンジンを導入するなど、先進的で最高水準の技術を活用した個人識別情報システムを導入することにより審査時間を短縮することで、円滑かつ厳格な出入国審査等を高度な次元で実現し、ストレスフリーで快適な旅行環境の実現を図るため、2020年度中の運用開始を目指すし、所要のシステム開発を行う。【改善・強化】

○税関検査場電子申告ゲート等の導入による入国旅客の迅速通関と厳格な水際取締りの両立の実現

・税関においては、迅速な通関による利便性の向上と、厳格な水際取締りによる安全・安心の確保の両立を実現するため、空港等における入国旅客の受入環境を整備する。具体的には、税関検査場電子申告ゲートについて、本年度中に羽田空港等7空港に新規・拡大配備するほか、デジタルサイネージについても引き続き整備を進める。【継続】

○ファーストレーンの整備促進

・重要ビジネス旅客や国際会議参加者等のファーストレーン利用促進を図るため、成田・関西空港においては、利用促進のPRや利用時間の柔軟な運用を継続することや、国際会議主催者に対して国際会議の誘致時に利用促進のPRを行う。加えて、羽田空港においても2020年以降の新規設置に向けて関係者間で検討を進める。【改善・強化】

○乗客予約記録の分析・活用的高度化等

・増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、税関・出入国在留管理庁において、ほぼ全ての航空会社から入国旅客の乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）を電子的に取得し、分析・活用しており、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用的高度化を推進する。また、税関においては、出国旅客についてもPNRの報告を求めているところ、2019年3月より出国PNRも含め電子的な報告を原則化したこと、出国PNRと入国PNRを突合させるなど、更なる情報分析・活用を図り、より一層効率的・効果的な検査の実施を推進する。【継続】

○CIQ体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国審査体制の整備（審査ブース端末の増設等）

・訪日外国人旅行者2030年6,000万人等の政府目標に向けて、地方の港・空港も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、拡張する港湾・空港施設への審査端末機器の増設、出入国審査体制の整備を進める。2020年度中に鹿児島空港の施設拡張に対応するための審査端末機器の整備、主要空港の審査場へのデジタルサイネージの設置等による案内機能の強化を進める。【改善・強化】

○出発国における事前スクリーニングによる渡航防止のための仕組みの導入

・厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、出発港での渡航者に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを行い、結果を航空会社に通知することで、当該航空会社が渡航者の搭乗の可否を判断できる仕組みを導入すべく、所要の検討を進めていく。さらに、渡航前に将来的なリスク評価を含めた幅広いスクリーニングができる仕組みの導入に向けた検討を行う。【継続】

○上陸審査等の合理化（EDカード及び在留資格認定証明書の電子化）

・厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、EDカード及び在留資格認定証明書の電子化を引き続き検討する。【継続】

民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
○遊休不動産の活用や規制の改革等により、民間のまちづくり活動、都市開発を促進し、一体的にまちを再生・活性化。	-
・ボトルネックとなっている宿泊施設、観光バス乗降場等の整備促進	-
（宿泊施設整備の促進）	-
◇宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設	・宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を推進する。【継続】<再掲>
◇古民家の宿泊施設へのリノベーションを実施する事業等に対し、地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援	<p>・まちの活力や利便性の向上などを旨とする地方都市を中心として、地域金融機関等と民間都市開発推進機構が連携して設立するまちづくりファンドが、古民家や空き家・空き店舗等をリノベーションして行う宿泊施設等の整備について民間企業等からの寄付も活用しつつ出資等により支援し、外国人等の観光客需要へ対応する。【改善・強化】<再掲></p> <p>・小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を用いて、空き家、空き店舗、公的不動産(PRE)等の遊休不動産を地域資源として再生・活用するため、専門家によるアドバイス等を実施することにより、空き家等の再生やPREの活用等、地域における先進事例となり得る案件の形成を支援するとともに、小規模不動産特定共同事業の実務経験が無い業務管理者に対し、実務面からの支援を行う。【継続】<再掲></p>
（観光バスの駐停車対策）	-
◇待機ニーズとのマッチングにより空き駐車場等を「賢く使う」観光バス緊急対策	・地域が行う道路外における「空き空間」を有効活用した観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組について、引き続き支援する。【継続】
◇容積率緩和制度も活用し民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備	・容積率緩和制度も活用し民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備を推進する。【継続】
・公共空間に「稼ぐ」視点を導入	-
◇公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用の弾力化	(公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の運用の弾力化を図るため、「屋外広告物条例ガイドライン」を2017年3月に改正し、地方公共団体へ通知した。)
◇都市公園内に設置される民間施設からの使用料など収益を公園管理費に充当する仕組みの構築	・公募設置管理制度(Park-PFI)等の普及啓発等を通じ、民間資金を活用した都市公園の整備等を推進する。【継続】
・都市公園の占用特例により、民間の観光案内所の設置を促進	・観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の活用を促し、地域の魅力や回遊性の向上を促進する。【継続】
・グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設、外国語対応医療施設等の整備や拠点駅及び周辺における統一的な案内サイン、バリアフリー化等整備への重点支援	<p>・グローバル企業のビジネス活動を支える国際競争力強化施設の整備に対する補助制度や、これらの施設に対する民間都市開発推進機構による金融支援制度をより一層活用し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図る。【継続】<再掲></p> <p>・拠点駅及びその周辺を対象に、関連する地方公共団体、交通事業者及び都市開発事業者からなる協議会に対し、統一的な案内サインの整備等を支援し、分かりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進する。【継続】</p>
・日本の都市の魅力在海外に発信するシティ・フューチャー・ギャラリー(仮称)構想の推進	・インバウンド需要の取り込み、都市開発の海外展開につなげるため、日本の都市の魅力の発信を推進する。【継続】

<関連施策>
○道路空間と観光の連携の推進

・人々が集い、多様な活動を繰り広げる、賑わいのある道路空間を構築するための指定制度の創設や道路空間の再構築等により、利便性や快適性の向上を図り、地域の観光資源を生かした賑わいの場を創出する。また、道路協力団体等、道路空間を利活用する団体との連携を推進し、道路空間の更なる魅力向上を図る。【改善・強化】

○文化観光を推進するための受入環境整備

・文化についての理解を深めることを目的とする観光を推進するため、2020年5月より施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく措置と連携し、博物館、美術館等を含む地域における多言語対応、Wi-Fi・キャッシュレス環境整備、バリアフリー化等を支援する。【新規】

キャッシュレス環境の飛躍的改善（海外発行カード対応ATMの設置促進を含む）

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○3メガバンクの海外発行カード対応ATMについて、従来、2020年までに、全ATM設置拠点の約半数で整備（計約3千台）する方針であるが、これの大幅な前倒しを要請（2018年中にその大半を設置）するほか、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方銀行も、既存の海外発行カード対応ATMの設置状況も踏まえつつATM設置を進め、メガバンクの上記取組とあわせて、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地の解消を目指す ・利用可能なATMの場所について、JNTOホームページによる情報提供を強化 	<p>3メガバンクの海外発行カード対応ATM（2020年までに全ATM設置拠点の約半数で整備（計約3,000台）する方針）について、2020年3月末時点で3,001台が設置され、目標を前倒して達成した。引き続き、現行の整備水準が維持されるようフォローアップを実施する。また、3メガバンクに対しATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促す。【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方銀行にも、3メガバンクと同様にATM設置に有用なデータを提供し、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地への設置を促すとともに、取組状況をフォローアップする。【継続】 ・海外発行カード対応ATM設置の進捗に合わせて最新の設置場所等の情報を、日本政府観光局ウェブサイト、アプリ等で引き続き提供し、掲載するATMデータの充実を進める。【継続】
<p>○2020年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて、「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現することを含め、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的なサービス・決済等を提供できるプラットフォームを構築し、1台の端末、カード等で利用可能な仕組みを2020年までに社会実装するとともに、生体認証による個人認証などについても普及を支援 ・「クレジットカードセキュリティ協議会」（官民の約40事業者等で構成）において策定した「実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、その実効性を確保するため、必要な法制上の措置（加盟店等におけるセキュリティ対策の義務化等）を検討 	<p>観光地域づくり法人(DMO)や、商工会議所・商工会、商店街振興組合といった団体が行う地域への面的なキャッシュレス決済導入の取組に対して支援を行うことで、地域全体でのキャッシュレス化の取組を推進する。また、2020年4月に策定した、自治体のキャッシュレス導入の手順をまとめた「キャッシュレス決済導入手順書」を活用して、2020年度中に30程度の自治体においてキャッシュレス化に取り組むなど、自治体・公共施設のキャッシュレス化を後押しする。【改善・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> （観光産業に関わる様々な事業者や地域が得られる訪日外国人旅行者のデータを統合的なプラットフォームに蓄積・活用する仕組み「おもてなしプラットフォーム」を構築し、生体認証等による決済システムの普及を促進するとともに、本事業の成果が民間事業として社会実装された。） ・安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備を目的に2018年6月に施行された「割賦販売法の一部を改正する法律」に基づき、加盟店及びクレジットカード会社におけるクレジットカード番号等の適切な管理、不正利用の防止といったセキュリティ対策の取組を推進する。特に、クレジットカード取引に関係する事業者等で構成されているクレジットカードセキュリティ対策協議会において、2020年3月に改訂された「クレジットカード・セキュリティガイドライン」に基づき、関係事業者のIC化推進等のセキュリティ対策の取組を推進する。【継続】

通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○通信環境の飛躍的向上のため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（推計29000箇所（※））に、無料Wi-Fi環境の整備を推進（※）箇所数は今後さらに精査 ・災害用統一SSID（※）を利用した災害時におけるキャリアWi-Fiを含むWi-Fiの無料開放を促進（※）Service Set identifier の略。Wi-Fiにおけるアクセスポイントの識別名。 ・2018年までに、20万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みを構築 ・2020年までに、プリペイドSIM販売拠点を増設させ、無料Wi-Fi環境と相互補完的に通信環境全体を改善（複数国からの国際便が乗り入れる全ての空港（21箇所）、訪日外国人が訪問する拠点の店舗数1、500箇所） ・新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速 	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や訪日外国人等の旅行者を含め、災害時の必要な情報伝達手段を確保する観点から、防災性の高いWi-Fi環境について、2021年度までに約3万箇所の防災拠点等における整備を加速させていく。【継続】 ・災害用統一SSIDを利用した携帯キャリアWi-Fi及びエリアオーナーWi-Fiの無料開放・利用手続き簡素化を促進するため、災害用統一SSIDに関する周知等を行う。【継続】 ・訪日外国人旅行者に対し、分かりやすい共通シンボルマーク「Japan Free Wi-Fi」を用いたウェブサイトやステッカー等の掲出を通して、観光案内所、公共交通機関、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地のまちなか等に加え、インバウンド対応拠点化を進める「道の駅」に整備された無料Wi-Fiスポットの情報発信を強化する。【改善・強化】 ・訪日外国人旅行者が訪問する店舗におけるSIM販売拠点の拡大に向けた取組を引き続き行いつつ、複数国から国際便が乗り入れる全ての空港へのSIM販売拠点の設置に向けた取組を重点的に行う。また、日本政府観光局のウェブサイトを活用して、引き続き訪日外国人旅行者に対する最新の販売拠点の周知強化を図る。【継続】 ・訪日外国人旅行者の観光地散策中における情報の円滑な収集・発信ニーズが高まっていることを踏まえ、観光案内所、宿泊施設、鉄道駅やバスターミナル、車両、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地のまちなか等に加えてインバウンド対応拠点化を進める「道の駅」における無料エリアWi-Fi環境の整備を進めるとともに、モバイルWi-Fiルーターの利用促進、SIMカードのサービスの促進、国際ローミング料金の低廉化を通じて多面的な通信環境の改善を図る。【改善・強化】 ・携帯電話が利用できない新幹線トンネル区間について、2020年中の解消を目指すとともに、延伸予定区間のトンネルについても開業までに携帯電話が利用できるよう対策を講じる。また、在来線については、1日の平均通過人員2万人以上8万人未満の路線区間のトンネルにおいて携帯電話が利用できる環境の整備を行う。【改善・強化】
<p>○誰もが一人歩きできる観光の実現等に向け、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、病院・商業施設等における多言語音声翻訳システムの社会実装化 ・2020年までに、「IoTおもてなしクラウド事業」において、交通系ICカードやスマートフォン等を活用し、外国人旅行者への言語等の個人の属性に応じた観光・交通情報、災害情報等の選択的配信についての実証実験を経て、社会実装化し、利便性のあるICT環境を構築 ・オープンデータ・ビッグデータ利活用のモデルケースとして観光分野を重点的に取り上げ、観光ビッグデータの利活用を推進 	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の多言語翻訳技術は、これまで翻訳精度の向上や重点対応言語の拡大に取り組み、2019年度中に12言語（※）で実用レベルの翻訳精度を実現しており、同技術を活用した民間企業による多様なサービスが実用化・普及し、日常生活・行政手続・観光等の様々な場面で活用されている。今後2025年に向けては、日本国際博覧会（大阪・関西万博）も見据え、世界の「言葉の壁」の解消とグローバルで自由な交流の実現に向け、ビジネスや国際会議における議論の場面にも対応したAIによる多言語同時通訳の実現及び重点対応言語の拡大等のための研究開発に取り組む。また、観光案内所、宿泊施設、公共交通機関等に加えて、観光地の「まちあるき」の満足度向上を図るべく地域の飲食店、小売店等における多言語音声翻訳システムの活用を含めたまちなかにおける受入環境の面的整備を進める。【改善・強化】 （※）12言語：日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、フランス語、スペイン語、ブラジルポルトガル語及びフィリピン語 （おもてなしクラウドを活用したウェブアプリ「コソル」の開発、実用化により、交通系ICカードやスマートフォンを介した、訪日外国人旅行者への言語等の個人の属性に応じた観光・交通情報、災害情報等の選択的配信について、社会実装を行い、利便性のあるICT環境を構築した。） ・観光分野等の地域における課題解決や経済活性化、行政の高度化等に資するオープンデータの活用を推進するため、地方公共団体職員の人材育成等のための研修を実施し、地方公共団体を支援する。【改善・強化】

<p>・センサーを含めたIoT実証テストベッドへの支援を通じ、IoTを活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出を後押し</p>	<p>(総務省ウェブサイト内に観光客の周遊データを収集・分析して地域の観光振興策に活用するIoTサービスのリファレンスモデルを掲載し周知をはかることにより、センサーを含めたIoT実証テストベッドへの支援を通じ、IoTを活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出を後押しを実施した。)</p>
<p>・サービス産業の活性化・生産性向上に向け、サービスの質を「見える化」する「おもてなし規格」を作り、2020年までに30万社による認証の取得を目指すとともに、国際標準化を目指す</p>	<p>・サービスの品質を見える化する仕組みとして創設した「おもてなし規格認証」について、2021年に開催される東京2020大会やそれ以後のインバウンド対応に向け、特約として追加した「トラベラー・フレンドリー認証」について、ホスピタリティ・コーディネータ養成講座や講演会等を逐次開催し、取得をより一層促進する。 また2020年までに、全体の「おもてなし規格認証」の登録数として約30万社の認証の実現を目指す。【改善・強化】</p>

＜関連施策＞

○観光地の「まちあるき」満足度の飛躍的向上

・訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、多言語表示の充実・改善（英語、中国語及び韓国語等）や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店等も含めたキャッシュレス決済、段差の解消等のまちなかにおける面的な取組や、これらと一体的に行う観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の整備を集中的に支援し、2021年までに100の主要観光地を抜本的に改善し、「まちあるき」の満足度向上を目指す。また、観光地における災害等非常時の情報発信能力の強化を図る。さらに、訪日外国人旅行者の旅行環境を刷新するため、インバウンドに係る先進的かつ即応性の高いICTサービス等を提供するベンチャー企業等について、地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）等の観光関係者に周知し、ICT等のイノベーションの成果を地方も含めた観光現場への導入促進を図る。【改善・強化】

○観光案内拠点の充実

・訪日外国人を含む旅行者が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、日本政府観光局認定外国人観光案内所を2020年までに約1,500箇所とすることを旨とし、多様な業態への制度の周知を行う。あわせて、認定案内所が多様なニーズに対応できるよう、各認定案内所が現状分析及び施策立案に活用できる定量的なKPIの普及、KPI等を用いた認定案内所表彰制度の創設等により、日本政府観光局認定外国人観光案内所のブランド力の向上及びその案内機能の一層の高度化を図る。また、観光案内所の情報発信機能の強化による訪日外国人旅行者の利便性の向上のため、AIチャットボットや多言語音声ガイド、体験コンテンツ等の予約・販売システムの導入といった地域におけるコト消費促進のための環境の整備等の先進機能の整備を行うほか、平成30年北海道胆振東部地震等における経験を踏まえ、観光案内所における非常用電源等の導入を促進する。さらに、観光拠点の魅力と交流を図る観光拠点情報・交流施設についての整備を支援する。【継続】

・「道の駅」第3ステージとして、外国人観光案内所の日本政府観光局認定取得やキャッシュレスの導入推進等のインバウンド対応を強化するとともに、「道の駅」の世界ブランド化に向け、海外へのプロモーションを推進する。【改善・強化】

○公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上

・訪日外国人旅行者の快適な旅行環境整備のため、訪日外国人旅行者が利用しやすいよう、観光地周辺に地方公共団体や交通事業者等が設置する公衆トイレの洋式便器の整備とともに清潔等機能向上を促進する。【継続】

○ムスリム対応の更なる強化

・引き続きムスリム旅行者が安心して地方部も含めて滞在・周遊するため、食や礼拝等における受入環境の整備・改善を説明会等を通じて促進するとともに、飲食店等における、店内表示及びメニューの多言語化やウェブсайт作成等について支援する。また、東南アジア市場における現地メディア等の招聘事業やオンラインでの情報発信、中東市場における現地旅行博・イベントへの出展等を通じて、訪日プロモーションを強化する。【改善・強化】

○訪日ベジタリアン・ヴィーガンの受入環境整備

・2019年度に策定した「飲食事業者等におけるベジタリアン・ヴィーガン対応ガイド」を飲食・宿泊事業者等に周知し、ベジタリアン・ヴィーガンの旅行者が安心して食事ができる環境の整備を促進する。また、旅行者がベジタリアン・ヴィーガン対応を実施している飲食店等の情報を容易に入手できるよう、ウェブサイト等を活用してベジタリアン・ヴィーガンに関する情報発信を強化する。【新規】

○サイクルツーリズムの推進

・国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図るため、官民連携による先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの取組の推進を図るとともに、2019年11月に指定した第1次ナショナルサイクルルートについて、日本政府観光局等と連携して国内外への情報発信を強力に実施し、サイクルツーリズムを推進する。このため、観光庁が指定した地域において、官民が連携して実施する、受入環境整備や情報発信等の訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境を創出する取組を支援する。【改善・強化】<再掲>

○シェアサイクルの導入

・観光地内の周遊性を高めることによりストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、観光庁が指定する地域において、訪日外国人旅行者に対して手軽な移動手段を面的に提供するシェアサイクルの導入促進を支援する。【継続】

○「道の駅」の通信環境等の整備

・周遊観光の交通拠点としての役割を發揮するため、「道の駅」における電気自動車（EV）における充電施設及びWi-Fiの整備を促進するとともに、災害時には訪日外国人を含む利用者や地域住民に被災状況や支援活動の情報提供を行う。【改善・強化】

○受入環境向上に向けた調査の実施

・受入環境に関する訪日外国人旅行者の不満・要望等について、最新の旅行動向を踏まえ調査項目や手法の改善を図った上でアンケート調査を実施し、現状と課題を明らかにすると共に具体的な解決策の検討を行う。【改善・強化】

○ICTを活用したスマートシティの推進

・データ利活用型スマートシティの推進を通じて、観光客の動態情報や購買情報等データの収集・分析とその利用により、訪日外国人旅行者の消費額の拡大や誘客、新規観光資源の発見等に貢献するため、新規事例の構築に加え、ICT街づくり推進会議への報告等を含む様々な機会を通じて先進事例の情報発信を行い、先進事例の水平展開も推進する。さらに、都市間連携等の推進のため、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術におけるアーキテクチャ構築及び実証研究」事業の成果であるスマートシティリファレンスアーキテクチャを踏まえた取組を関係府省一体となって推進する。【改善・強化】<再掲>

○地域におけるIoT/ICTを活用した観光クラウドシステムの普及展開

・地方公共団体や観光事業者等の関係者間で地域の観光に関する情報の蓄積・分析・共有やその結果を基にした観光案内・行程提案・混雑情報等の観光客への提供をクラウドシステムを活用して行うことで誘客、周遊、地域での消費を促進する。【改善・強化】

○持続可能な観光推進本部における各種課題への取組

・観光庁に設置した「持続可能な観光推進本部」において決定する日本版「持続可能な観光指標」について国際機関からの公認を取得した上で、各観光地域における同指標に基づく持続可能な観光地マネジメントの実施を促進するとともに、実証事業や補助事業等により観光地におけるごみ問題等のオーバーツーリズムに関連する個別課題への対応を支援することで、持続可能な観光の実現に向けた取組を強化する。【改善・強化】

○観光需要回復に向けた攻めの訪日外国人旅行者受入環境整備

・観光需要の回復に向けて反転攻勢のための基盤を整備するため、観光施設における感染症対策を推進するとともに、専門家派遣等による魅力あるコンテンツの造成・磨き上げや、観光地や公共交通機関等における訪日外国人旅行者の攻めの受入環境整備の取組を支援する。【新規】

多言語対応による情報発信

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○中小事業者がインバウンド需要を取り込めるよう、ウェブサイトの多言語化を中心としたIT化を推進するため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者の持つウェブサイトの約半分(約76万件)の多言語化や海外ネット広告等の導入を支援 ・レジャアプリ等の導入を支援し、会計処理業務を効率化、マーケティング力を向上 	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITツール、ソフトウェア等の導入支援により、中小企業者による顧客へのサービス充実・利便性の向上、バックオフィス業務の効率化等を通じた生産性向上を実現する。【継続】

急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○2020年までに外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を全国に整備するため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」(2016年3月に約320箇所選定)の更なる充実 ・2020年までに、訪日外国人が特に多い地域を中心に、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を、現在の約5倍にあたる100箇所を整備 ・その他の医療機関に対し、外国語対応支援ツールの活用促進や「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」への誘導ができるよう、周知を実施 ・訪日外国人旅行者に対し、医療機関情報の提供強化(JNTOホームページへの情報掲載等) ・訪日外国人旅行者に通訳・キャッシュレス診療サービスの付いた保険商品の加入促進 	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人患者が日本全国どこにいても円滑に医療機関を受診できるよう、厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県によって選定された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含め、外国語診療が可能な外国人患者を受け入れる医療機関を買・量ともに更に充実したリストとして整備し、日本政府観光局ウェブサイトの機能強化を行うとともに多言語にて公表する。【改善・強化】 ・都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を中心に、医療通訳等の配置支援等を実施するとともに、外国人患者受入れ医療コーディネーターの養成や拠点機能の強化に必要な取組等の周知・教育等を行うなど、機能強化に資する取組を通じて、外国人患者受入環境の整備を進める。【改善・強化】 ・「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の内容の充実を図るとともに、訪日外国人旅行者等向けの医療に関する情報をまとめたウェブサイト(好事例インタビューの掲載等)内容充実を図りつつ周知を進める。また、医療機関に対し多言語コミュニケーション対応への支援等を行う。【改善・強化】 ・訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、日本全国どこでもスムーズに「外国人患者を受け入れる医療機関」にアクセスできるよう、日本政府観光局ウェブサイト・アプリ・SNS、チラシ等の情報発信ツールを活用し、出入国在留管理庁など関係省庁等と連携を図りながら、訪日外国人旅行者に対する情報提供を強化する。さらに、観光案内所、宿泊施設及び旅行会社に対して、「外国人患者を受け入れる医療機関」に関する情報を周知する。【継続】 ・訪日外国人旅行者が医療費の不安なく治療を受けられるように、厚生労働省、出入国在留管理庁、外務省等関連省庁と連携し、訪日前等の様々な機会をとらえ、海外旅行保険や日本入国後でも加入可能なインバウンド旅行保険のPRを強化する。【継続】

<関連施策>

○急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

・地方公共団体において外国人患者の受入れ体制を協議することを促進するとともに、医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援を行う。さらに、「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」を作成し周知を行うことで、地域における外国人患者の受入れ環境整備を進める。【改善・強化】

「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○2020年を目途に、日本語を解さない外国人からの急訴・相談、自然災害等に迅速・的確に対応するための体制・環境を整備。</p> <p>・外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションを支援するための資料・資機材等を整備・活用</p> <p>・外国人対応の多い警察署、交番等において、外国語による対応が可能な警察職員を配置するなど体制を整備</p> <p>・遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応の推進</p> <p>・防犯、防災等に資する情報を外国語で提供</p> <p>・警察庁・都道府県警察のウェブサイトへ警察制度・警察活動に関する情報を外国語により掲載</p> <p>・110番・119番通報の際に通信指令室と通訳を交えて三者で通話を行う三者通話システムの活用を推進・促進</p> <p>・救急活動時における多言語コミュニケーションツールや多言語音声翻訳システムの活用の促進</p> <p>・特に夏期に訪日する観光客が気をつけるべき熱中症対応も含めた、救急車利用ガイド(外国語版)の提供</p> <p>・気象庁が発表する気象情報を、気象庁や民間事業者等が持つウェブサイトやアプリ等を通じて外国語で外国人旅行者に提供</p> <p>・地方公共団体向け手引き、観光・宿泊施設向けガイドライン、外国人旅行者向けアプリ等の周知徹底</p>	<p>—</p> <p>・訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を備えた機器等を活用する。また、外国語による対応が可能な警察職員の配置、語学研修をはじめとする各種教養の実施に努める。【改善・強化】</p> <p>・遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応の促進、防災・防犯等に資する情報の外国語による提供に努め、訪日外国人旅行者等が容易に各種情報を入手できる環境整備を強化する。【継続】</p> <p>・東京2020大会開催前や開催中に首都直下地震や水害等の大規模災害が発生することも想定し、平時より海外や国内に対し、適切な情報発信を行うことが重要であり、大会の開催を支えるため、国土交通省及び関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、容易に防災情報を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」について、2020年度も引き続き新たな防災情報や多言語対応サイトを追加するなどのコンテンツの充実を図る。【継続】</p> <p>・国土交通省ウェブサイトにおいて、英語により雨の状況や川の水位、カメラ映像等をリアルタイムで提供している「川の防災情報 英語版(試行版)」について、外国人観光客が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう引き続き運用する。【継続】</p> <p>・訪日外国人旅行者等が容易に我が国警察に係る制度、活動等に関する情報を入手できるようにするため、ウェブサイトを見直すとともに、防犯・交通安全に関する情報や警察が所管する各種規制に関する情報等について、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、情報発信を強化する。【改善・強化】</p> <p>・全都道府県において、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムの運用が行われているところ、緊急時に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるよう訓練を継続的にし、三者通話に対応可能な通訳人の拡充に努める。【改善・強化】</p> <p>・外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語で、24時間365日迅速かつ的確に対応するため、三者間同時通訳による多言語対応体制が2020年までに全ての消防本部で導入されるよう推進する。【継続】</p> <p>・救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して円滑なコミュニケーションをとれるよう、救急隊向けに開発した「救急ボイストラ」等の多言語音声翻訳アプリの普及促進を行う。全国の消防本部での導入状況調査(2020年6月、2021年1月)や活用実績調査(2021年1月)を実施するとともに、未導入消防本部におけるアプリ導入に係る課題を抽出し、対応する。【改善・強化】</p> <p>7言語に対応した「訪日外国人のための救急車利用ガイド(多言語版)」について、活用状況調査の結果を踏まえ、各消防本部に対し先進的な広報の方法に関する情報提供を行うとともに、引き続き、活用状況調査、関係省庁と連携した効果的な広報を実施する。【改善・強化】</p> <p>・日本の暑さに慣れていない外国人等が熱中症の予防や対処を適切に行うことができるよう、引き続き、東京2020大会に向け、関係府省庁等と連携して、訪日外国人旅行者等に対してウェブサイトやリーフレット等で熱中症等関連情報を発信するとともに、「Safety tips」を通じてブック型による熱中症等関連情報の発信を行うなど周知の強化を図る。【継続】</p> <p>・14箇国語で作成した防災・気象情報に関する多言語辞書について、民間事業者のウェブサイトやアプリ等で活用を促す。 ・14箇国語に拡充した「Safety tips(災害時情報提供アプリ)」や防災・気象情報を多言語で発信できるウェブサイト(気象庁ウェブサイト等)について、日本政府観光局や出入国在留管理庁のウェブサイト等で案内を掲載するなど、外国人が安心して観光・滞在できる環境を整備する。【改善・強化】</p> <p>・2019年度に実施した「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会」のとりまとめで示された方針に沿って、外国人旅行者に対する情報発信について、「伝わる表現」のテンプレートとなる用語集を作成するとともに、現地対応について、自治体等で作成する外国人旅行者対応マニュアルの項目等を定めた指針を示す。【改善・強化】</p> <p>・東京2020大会の開催に向け、「小売業の多言語対応ガイドライン」の現場における認知・活用の促進をはじめとする「2020年オリピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」を通じた取組を推進することにより、大会後も見据えた更なる多言語対応を推進する。【継続】</p>

<関連施策>

○災害時における旅行者の避難受入等に対する協力要請

・宿泊施設を避難所として迅速に活用できるよう、宿泊関係団体と地方公共団体の避難者受入に関する協定の締結を促すとともに、協定締結等に向けた協議依頼があった場合は積極的に応じるよう要請する。【改善・強化】

○訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

・2019年度に引き続き、2020年度も「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、訪日外国人等の消費の安全の確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図っていく。
・国民生活センターの「訪日観光客消費者ホットライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行うとともに、訪日外国人旅行者が使いやすい消費者トラブルについて、観光庁・日本政府観光局等の関係機関の協力を得つつ、多言語での情報提供を行う。また、相談対応及び情報提供の対応言語の拡大を図る。【継続】

○外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備

・英語を併記した規制標識「一時停止」等、国民と訪日外国人の双方にとって分かりやすい道路標識を更新等に合わせて順次整備する。【継続】

○プッシュ型の洪水情報の配信の推進

・水災害時の円滑かつ迅速な避難を可能とするため、国内旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報提供について、迅速かつ適切に配信できるよう運用を図る。【継続】

○訪日外国人のレンタカー利用時における利便性の向上

・訪日外国人が運転するレンタカーによる交通事故が増加していること等を踏まえ、関係機関・団体と連携し、安全運転啓発動画の活用等により訪日外国人に対する我が国の交通ルール等に関する広報啓発活動を実施する。さらに、訪日外国人がレンタカー等を運転する際に必要となる外国運転免許証に添付する日本語の翻訳文入手に関し、関係機関等と連携しつつ、更なる利便性の向上を図る。また、観光庁主催の「訪日外国人旅行者のレンタカー利用促進に向けた検討会」において策定されたガイドラインを踏まえ、訪日外国人旅行者がストレスなく快適にレンタカーを利用できる環境を整備する。【改善・強化】

○非常時における訪日外国人旅行者への情報提供の充実

・新幹線における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供について、多言語(英語、中国語及び韓国語)による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QRコードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施を確保する。【継続】

・「空港における自然災害対策に関する検討委員会」でとりまとめられた「A2-BOP(災害時の空港機能の保持及び早期復旧に向けた目標時間、関係機関の役割分担等を明確化した計画)ガイドライン」に基づき、各空港において策定された「A2-BOP」により、災害発生時等の非常時においても、空港利用者が適切に情報を収集し、安全に避難し、場合によっては安心して空港内に滞在できるよう、非常時の空港における情報提供の充実を図る。【改善・強化】

「地方創生回廊」の完備

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
○新幹線、高速道路などの高速交通網を活用した「地方創生回廊」の完備に向け、以下の取組を実施。	—
・これまで出発前に海外の限られた旅行代理店でしか購入できなかった「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能に(2016年度実証実験開始)	・国内販売箇所を拡大した「ジャパン・レールパス」について、インターネット予約を可能にする、磁気券化するなど訪日外国人旅行者が購入しやすい環境の整備を促進する。【改善・強化】
・新幹線開業、コンセクション空港の運営開始、交通結節点の機能高度化等と連動し、観光地へのアクセス交通の充実等により、地方への人の流れを創出	—
◇新幹線の開業、空路開設等に合わせた、観光地周辺までの新たなアクセスルート設定と観光地周辺での交通の充実、新たな旅行商品、乗り放題きっぷ等の造成	・公共交通機関による観光地での周遊・観光消費の増加を促す仕組み(MaaSなど)の構築推進に加え、公共交通機関のデータ化、キャッシュレス化及びAIオンデマンド交通等の新型輸送サービスの導入への支援により、観光地の移動手段の確保・充実等を通じた観光周遊や観光消費の増加を促進する。【改善・強化】
◇新幹線全駅(108駅)の観光拠点としての機能強化	・訪日外国人旅行者の誘客を推進するため、「TOKYO SUPPORTERS PASS」をはじめとした、訪日外国人向けの企画乗車券の造成・販売を促進する。【継続】
◇新宿南口交通ターミナルの開業(2016年4月)をはじめ、交通モード間の接続(モーダルコネクト)を強化し、高速バスネットワークの充実を推進	・新幹線全駅(108駅)の観光拠点としての機能強化を図るため、地方運輸局と連携し、地方公共団体、観光協会、関係鉄道事業者等の調整等により、日本政府観光局が実施している外国人観光案内所としての上位の認定の取得、コインロッカーの整備、主要新幹線駅を中心とした手ぶら観光カウンターの設置等を促進する。【継続】
◇新宿南口交通ターミナルの開業(2016年4月)をはじめ、交通モード間の接続(モーダルコネクト)を強化し、高速バスネットワークの充実を推進	・バス新宿や品川駅、神戸三宮等をはじめとする、道路事業による戦略的な集約公共交通ターミナル「バスタプロジェクト」の全国展開を推進する。その際、官民連携での整備・運営管理を可能とする事業スキームを活用しつつ、MaaS等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とする。【改善・強化】
・高速道路ナンバリングや観光地と連携した道路案内標識の改善によるわかりやすい道案内の実現	<p>・訪日外国人旅行者をはじめ、全ての利用者に分かりやすい道案内を実現するため、高速道路の路線名に併せて路線番号を用いて案内する「高速道路ナンバリング」を導入し、ナンバリング対応標識の東京2020大会までの整備完了に向け、全国の高速道路等において整備を推進する。【継続】</p> <p>・道路案内標識について、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において他の機関が設置する案内看板と連携した案内標識の設置、歩道に設置された道路案内標識を中心に英語表記の改善・充実を図る。また、交通結節点や観光地等でのわかりやすい道案内のため、歩行者向けの地図標識の設置、QRコードの貼付等による周辺施設案内の充実を図る。【改善・強化】</p> <p>・道路案内標識と国土地理院が公開した英語版地図(2.5万分の1等)における道路関連施設や山等の自然地名の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において観光関係者を含む関係機関と調整しつつ英語表記の原案を作成するとともに、国土地理院と地図について調整を実施する。【改善・強化】</p> <p>・観光地に隣接する又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名を表示することにより、旅行者にとって観光地へのわかりやすい案内となるよう、道路標識適正化委員会にて調整し、標識が改善されるよう全国的に推進する。【継続】</p>
・規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現	—
◇舟運の規制見直しによる活性化(2016年度から2年間、東京のベイエリア等をモデル地区として実証実験開始)	・インバウンドをはじめとする観光需要が見込まれ、周辺の旅客船事業者にも悪影響を及ぼさないと認められる航路において、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」により、旅客船事業における新規航路開設等の新サービス創出の支援を行う(2019年度承認等実績5件)。【改善・強化】
◇交通空白地域における観光客の移動手段としての自家用車の活用拡大(国家戦略特別区域法の一部改正法(案)の活用)	・国家戦略特区において自家用有償観光客等運送事業を適切に活用し、過疎地域等での観光客を中心とした移動ニーズに対応する取組を進める。【継続】

<関連施策>
○訪日外国人旅行者向け周遊ドライブパスの充実

・訪日外国人旅行者の地方部への誘客のため、高速道路会社等が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して、乗降自由な訪日外国人旅行者向け周遊定額バス等の企画割引について、利用状況の分析等を行い、利用促進を図る。【継続】

○「道の駅」を核とした地域振興

・重点「道の駅」において、次世代観光拠点の形成の取組等を関係機関が連携して重点的に支援するため、複数の関係機関の制度の活用等について、協議会等を通じ、ワンストップで相談対応等を行う。【改善・強化】

・「地方創生・観光を加速する拠点」となるため、「道の駅」において、周辺の農林漁業者等と連携しながら地域の特産品を活用した商品の開発・販売等6次産業化を促進するとともに、あらゆる世代が利用できる地域センターとしての機能強化を図る。【改善・強化】

・「道の駅」が旅行者となり着地型旅行商品の販売を自ら行うとともに、民間企業や観光地域づくり法人(DMO)、風景街道等と連携した取組を進めることにより、「地方創生・地域の観光を加速する拠点」としての機能強化を図る。【改善・強化】

・中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスについて、実証実験結果を踏まえ2019年11月から秋田県の道の駅「かみこあに」において社会実装を開始した。その他の地域でも、長期(約1~2箇月)の実証実験を実施するとともに、準備の整った箇所から順次、社会実装を実現していく。【改善・強化】

<p>・「道の駅」第3ステージとして、外国人観光案内所の日本政府観光局認定取得やキャッシュレスの導入推進等のインバウンド対応を強化するとともに、「道の駅」の世界ブランド化に向け、海外へのプロモーションを推進する。【改善・強化】<再掲></p>
<p>・周遊観光の交通拠点としての役割を發揮するため、「道の駅」における電気自動車(EV)の充電施設及びWi-Fiの整備を促進するとともに、災害時には訪日外国人を含む利用者や地域住民に被災状況や支援活動の情報提供を行う。【改善・強化】<再掲></p>
<p>○地域における「道の駅」のインバウンド受入拠点機能の強化</p>
<p>・訪日外国人旅行者のFIT(個人旅行)化が進み、レンタカーの利用率も増加傾向にある中、「道の駅」における地域の観光拠点機能の充実及び消費拡大を図るべく、訪日外国人利用者の利用が多い、又は今後の増加が見込まれる「道の駅」を中心に、多言語対応やキャッシュレス決済環境、外国人観光案内所の整備等のインバウンド対応に係る取組を集中的に支援する。【改善・強化】</p>
<p>○訪日外国人レンタカーピンポイント事故対策</p>
<p>・訪日外国人のレンタカー利用による事故の減少に向け、国際空港周辺から出発する訪日外国人等が運転するレンタカーのETC2.0データ等のビッグデータを活用したピンポイント事故対策に関する資料等を作成し、地域の取組を促進する。【改善・強化】</p>
<p>○訪日外国人のレンタカー利用時における利便性の向上</p>
<p>・訪日外国人が運転するレンタカーによる交通事故が増加していること等を踏まえ、関係機関・団体と連携し、安全運転啓発動画の活用等により訪日外国人に対する我が国の交通ルール等に関する広報啓発活動を実施する。さらに、訪日外国人がレンタカー等を運転する際に必要となる外国運転免許証に添付する日本語の翻訳文入手に關し、関係機関等と連携しつつ、更なる利便性の向上を図る。また、観光庁主催の「訪日外国人旅行者のレンタカー利用促進に向けた検討会」において策定されたガイドラインを踏まえ、訪日外国人旅行者がストレスなく快適にレンタカーを利用できる環境を整備する。【改善・強化】<再掲></p>
<p>○道外事業者との連携による北海道での観光列車の充実</p>
<p>・北海道において、道内外の事業者が連携して、例年観光のピークを迎える夏に観光列車の運行を実施する。【改善・強化】</p>
<p>○鉄道の観光資源としての魅力発信</p>
<p>・日本政府観光局の全国の観光列車が持つ魅力を紹介するポータルサイトについて、観光列車の対象の拡大等の掲載内容の充実により、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図る。【継続】</p>
<p>○地方版図柄入りナンバープレートの導入による地域の魅力の発信</p>
<p>・2020年5月より17地域において交付を開始した各地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートについて、交付に向けた取組を進め、交付開始後は2018年10月より交付している41地域の同ナンバープレートと合わせて、イベント等の機会を捉えて普及を促進する。さらに、同ナンバープレートの寄付金を活用した、対象地域の交通サービスの改善、観光振興等を推進する。【継続】</p>
<p>○ICT・AIを活用したエリア観光渋滞対策</p>
<p>・観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、関係者と連携し、ICT・AI等の革新的な技術を活用したエリアプライシングを含む交通需要制御等のエリア観光渋滞対策の実装に向けた取組を推進・支援する。【継続】<再掲></p>
<p>○訪日外国人旅行者を対象とした地方部における鉄道利用促進</p>
<p>・「外国人観光旅客を対象とした地方部における鉄道利用促進に向けたガイドライン」を公共交通事業者・地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)等に配布し周知の徹底を図る。さらに、受入環境整備支援や日本政府観光局と連携したプロモーションを合わせて実施し、地方鉄道事業者のみならず沿線関係者が一体となった地域への誘客促進に向けた取組を加速させる。【継続】</p>
<p>○地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進</p>
<p>・地域の多様な主体の連携により、地域の新しい観光コンテンツの開拓や情報発信の強化を実施するとともに、地方部への訪日外国人旅行者誘致の加速化に向け、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させる。【継続】</p>
<p>○自家用有償旅客運送の実施の円滑化</p>
<p>・自家用有償旅客運送の輸送対象として観光客を明確化することにより、地域の観光資源へのアクセスの充実を図る。【改善・強化】</p>
<p>○北方領土隣接地域への訪日外国人旅行者の周遊促進</p>
<p>・北方領土隣接地域の観光振興を図るため、観光地・食・文化等の観光情報と安全・安心なドライブに役立つ情報をスマホアプリ等により多言語で一元的に発信し、周辺地域と連携した広域的な訪日外国人旅行者の周遊を促進する。【継続】</p>
<p>○北海道ドライブ観光促進プラットフォームの取組</p>
<p>・官民一体(観光・交通関係団体、行政等)となった「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」を組織し、来道外国人ドライブ観光客の移動経路等のGPSデータを継続的に把握・共有・活用することにより、オール北海道で来道外国人ドライブ観光を促進する。【新規】</p>

地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
○地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進に向け、以下の取組を実施。	—
・複数空港の一体運営(コンセッション等)の推進(特に北海道)	・地方空港のゲートウェイ機能を強化し、広域的な観光振興を図るため、2019年10月に北海道エアポート株式会社との間で北海道内7空港にかかるコンセッションの実施契約を締結したところ。2020年度においては6月に新千歳空港、10月に旭川空港、3月に稚内・釧路・函館・帯広・女満別空港の運営を順次開始する。 また、広島空港でも2020年9月頃に優先交渉権者を選定し、11月頃に実施契約を締結の上、2021年7月から運営を開始する予定。引き続きコンセッションの推進を通じて、内外交流人口拡大等による地域活性化、地域の振興・発展を促進する。【改善・強化】
・地方空港の着陸料軽減を実施	・国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」等に対して、それぞれの空港の状況に応じて、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費の支援等の新規就航・増便への支援やボーディングブリッジやCIQ施設の整備等の受入環境の高度化への支援等を実施し、関係省庁と連携して、各地域における国際線就航を通じた訪日客誘致の取組を促進する。2020年度からは、新規就航・増便の支援の対象拡大等を実施し、航空ネットワークの回復・充実を図る。【改善・強化】
・首都圏空港の容量拡大(羽田空港の飛行経路の見直し 等)	・訪日外国人旅行者の受入拡大、首都圏の国際競争力の強化の観点から、首都圏空港の発着容量について年間約100万回への拡大を目指す。具体的には、成田空港において、既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等の発着容量を年間50万回とする機能強化に係る事業を着実に進める。【改善・強化】
・首都圏におけるビジネスジェットの入受環境の改善	・首都圏空港において、既存スポット運用の工夫により駐機可能数拡大や、駐機可能スポットの増設等に向けた検討を進めるとともに、関係者間で連携して、開催が翌年に延期となった東京2020大会でのビジネスジェットの入受体制について、首都圏空港だけでなく、回航先として地方空港も含めた一元的な発着調整実施に向けた検討を進める。【改善・強化】
・地方空港のLCC・チャーター便の入受促進(グラハン要員の機動的配置を可能にする基準の柔軟化、CIQ機能の強化、地方空港チャーター便の規制緩和、操縦士・整備士の養成・確保等)	<p>・増大する航空需要を支える我が国の航空機の操縦士・整備士の養成・確保を図り、更なる訪日外国人旅行者数の増加等に対応するため、産官学の関係者で連携しつつ、民間養成機関における操縦士の効率的な養成・確保、航空大学校の2018年度入学生から開始した養成規模拡大(72名→108名)に対応した取組、外国人材の活用等による整備士の養成促進や、航空業界を志する若年者の裾野拡大に向けたイベントの開催等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた対策を実施する。【継続】</p> <p>・東京2020大会の開催等により一層の訪日外国人旅行者の増加が見込まれることから、観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、関係省庁が連携して訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。【継続】<再掲></p> <p>・空港地上支援業務の労働力不足により訪日旅客の利便性が損なわれないように、官民が連携して先端技術の活用についての検討・検証を行い、省力化・自動化を推進する。2020年度には、これまで実施してきた自動走行実証実験や、運用効率や安全性を確認するためのシミュレーションの結果を踏まえ、2020年内に自動運転レベル3(条件付自動運転)相当の導入を開始する。さらに、これまで2030年までとしていた自動運転レベル4相当(特定条件下における完全自動運転)の導入目標年次を2025年までに前倒しし、早期実現に向けた実証実験等の検討に着手する。また、旅客の手荷物輸送等の円滑化を図る。【改善・強化】</p>
・コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討	(2017年4月から到着時免税店が設置可能となったことから、各空港管理者に対し円滑に運用されるよう所要の周知を行った。同年9月の成田空港第2ターミナルでの日本初出店を皮切りに、成田空港、関西空港、中部空港、羽田空港及び福岡空港での出店があり、2019年3月までに計11店舗が設置されている。)
・新規誘致に係るJNTOの協働プロモーション支援	・日本政府観光局が地方空港の関係地方公共団体等と連携しながら国際航空見本市に参加し、海外の航空会社に対し新規就航や増便を積極的に働きかけるとともに、航空会社との連携を強化し、新規就航・増便を行う航空会社を対象とした共同プロモーションの拡充等を行う。【継続】

<関連施策>

○FAST TRAVELの推進

・空港における旅客手続の各段階(保安検査・チェックイン等)や各動線に最先端の技術・システムを導入し、利用者目線で世界最高水準の旅客サービスを実現するため、関係者の連携体制を新たに構築する空港を拡大し、旅客動線を横断的に効率化や高度化を追求する(FAST TRAVELの推進)。また、昨年に引き続き顔認証技術による旅客搭乗手続の一元化(One ID化)や、自動チェックイン等による旅客利便性増進に加え、電子タグ手荷物把握システムについても導入の促進を図る。【改善・強化】<再掲>

○LCCターミナル等の整備

・民間が運営する関西空港において、国際線キャパシティ向上等のために、第1ターミナルの改修、FAST TRAVELの推進や施設配置の再編等、運営権者の創意工夫を生かした機能強化を促進する。【継続】

・航空需要の増大に対応し、空港のゲートウェイ機能を発揮していくため、福岡空港の滑走路増設事業、那覇空港のCIG施設を含めたターミナル地域再編事業等を推進し、地域の拠点空港等の機能強化を図る。【改善・強化】

○高速バス・LCC等の利用促進

・訪日外国人旅行者等向け高速バス情報ウェブサイト「Japan Bus-Gateway」について、引き続きPR等を実施する。【継続】

○海外の観光関連企業の日本進出・事業拡大支援

・日本貿易振興機構(JETRO)において、海外及び既に日本に進出している外資系の有望な観光関連企業(LCC、ホテル、ツアーオペレーター等)に対する、市場情報や日本企業とのビジネス機会等の提供、地域の情報発信や企業招へい等地方公共団体との連携による誘致活動を通じて、日本への進出・事業拡大を支援する。特に、ポテンシャルを有する地域への進出に向け、外資系企業との連携・協業に意欲のある地方公共団体との連携による誘致活動を強化する。【継続】<再掲>

○空港アクセスの利便性向上

・羽田空港においては、深夜早期アクセスバスの運行を継続し、広報・PRの強化に取り組むなど、深夜早期時間帯のアクセス改善を図る。また、空港のアクセス利便性の向上を図るため、空港アクセス鉄道の基盤施設整備に2020年度より新規着手する。
・成田空港においては、空港アクセスに係る横断的な課題を検討・協議する「成田空港のアクセス利便性向上等に関する連絡協議会」等を通じ、深夜早期時間における鉄道・バスの運行拡充等、空港アクセスの更なる利便性向上に向けた取組について引き続き検討を進める。
・那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上に向け、駐車場の容量不足や構内道路における混雑に対応する取組を引き続き進める。【改善・強化】

・運賃の柔軟な設定、運行計画変更の提出期間の短縮が可能となる国家戦略特区内の空港を発着地とする空港アクセスバス事業の導入により、今後更なる増加が予想される観光・ビジネス需要に対応した空港アクセスの利便性の向上を図る。【継続】

○コンセッション方式等の活用の推進

・訪日外国人旅行者の増加等による大幅な需要拡大が期待される空港、港湾、観光等の成長分野において積極的にコンセッション方式を活用し、施設のポテンシャルを最大限生かすことにより、地域における成長の起爆剤とする。【継続】

○国内管制空域の抜本的再編による管制処理容量の向上

・2030年の訪日外国人旅行者数目標6,000万人の目標達成に向け、航空交通量の増加に対応するため、国内管制空域の抜本的再編(上下分離)を2025年までに段階的に実施する。2020年度は西日本空域における上下分離を実施する。【継続】

クルーズ船受入の更なる拡充

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○北東アジア海域をカリブ海のような世界的なクルーズ市場に(訪日クルーズ旅客を2020年に500万人、日本の各地をカジュアルからラグジュアリーまで幅広く対応したクルーズデスティネーションに)。</p>	<p>2019年の訪日クルーズ旅客数は215.3万人、我が国港湾への寄港回数は2,867回となった(速報値)。クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドラインを2020年度を目処に策定する等、再び安心してクルーズを楽しめる環境整備を図るとともに、適切な時期を捉え、以下の取組を実施する。【改善・強化】</p>
<p>・「クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現(クルーズ船受入環境緊急整備(2015年度・10港)、クルーズ船寄港地マッチングサービスの提供 等)</p>	<p>・クルーズの再興に向けて、クルーズを安心して楽しめる環境を整えつつ、既存ストックを活用した岸壁の係船柱や防敵材等の施設整備を推進する。また、港湾におけるクルーズ旅客の利便性や安全性を確保し、受入を円滑に行うため、地方公共団体又は民間事業者が行う旅客上屋等の改修や屋根付き通路の設置等を促進するとともに、多言語化対応やトイレの設備、Wi-Fi環境の充実を図る。【継続】</p>
<p>・世界に誇る国際クルーズの拠点形成(旅客ターミナル整備への無利子貸付制度の創設 等)</p>	<p>・クルーズの再興に向けて、「港湾法」に基づく「国際旅客船拠点形成港湾」の整備等を推進する。また、クルーズ船の発着港等において、クルーズ船を安全安心に受け入れられる体制の構築を図る。【改善・強化】</p>
<p>・瀬戸内海や南西諸島など新たな国内クルーズ周遊ルートの開拓、ラグジュアリークルーズ船の就航</p>	<p>・訪日外国人旅行者を引きつける大きなポテンシャルを有している海洋周辺地域において、地方公共団体、民間事業者に対して、観光資源としての充実・開拓及び魅力向上に資する取組を支援するなど、船旅への訪日外国人旅行者の観光需要のさらなる取り込みに向けて、官民連携のもと、船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組を推進する。【改善・強化】<再掲></p> <p>・クルーズの再興に向けて、ラグジュアリー船等により安全安心に我が国を周遊できるクルーズルートを開拓するため、クルーズ船社と港湾管理者等との意見交換会等を実施する。【継続】</p>
<p>・新たなクルーズビジネスの確立(官民の関係者からなる地域協議会や全国クルーズ活性化会議の活用、農水産物の販売環境の改善、「みなとオアシス」の活用、港湾協力団体制度の創設 等)</p>	<p>・クルーズの再興に向けて、安全安心かつ上質で多様な寄港地観光の造成等を促進し、クルーズ着地型観光の充実を図る。また、港湾協力団体の指定及び「みなとオアシス」の登録を促進し、クルーズ旅客の受入環境の向上を図る。【改善・強化】</p>
<p>・全国クルーズ活性化会議と連携し、寄港地の全国展開に向けたプロモーション</p>	<p>・クルーズの再興に向けて、「全国クルーズ活性化会議」と協力し、安全安心かつ上質な寄港地観光プログラムを造成するためのクルーズ船社との意見交換会や商談会の実施、また海外クルーズ船関係者を招請し港湾・観光地の視察、クルーズ国際見本市への参加等、各港湾のクルーズ船誘致の機会を創出するべく、寄港地観光を充実した港を中心に、港湾と観光が一体となったプロモーションを実施する。【継続】</p> <p>・フライ&クルーズをはじめとしたASEANからの訪日旅行者の増加を図るため、引き続き日本とASEANのクルーズ関連情報を掲載したAJTP(Asean Japan Transport Partnership)ウェブサイトの充実等を行う。【継続】</p>

- <関連施策>
- 地方を拠点とした日本発着クルーズのフライ&クルーズによる訪日外国人旅行者の利用促進による地方創生
- ・地方を拠点としたフライ&クルーズの推進を通じた地域経済活性化に向けて、発着地等における宿泊や観光を組み合わせた商品造成及び地方の認知度向上に向けた効率的・効果的な情報発信の取組に対して支援を行う。【改善・強化】<再掲>
- スーパーヨットの受入拡大
- ・インバウンドによる地方創生の観点から、寄港する地域等への経済効果が期待される海外富裕層が所有するスーパーヨットの受入拡大に向け、「スーパーヨットの受入拡大に関する関係省庁連絡調整会議」を通じた取組を推進する。【改善・強化】
- 海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上
- ・海洋周辺地域への訪日外国人の誘客を実現するため、先進的な体験型観光の導入等による観光コンテンツの磨き上げや訪日外国人に対応した多言語対応及びWi-Fi整備等の受入環境整備を推進する。【新規】

公共交通利用環境の革新

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
○公共交通利用環境の革新に向け、以下の取組を実施。	—
<p>・新幹線や高速バス等主要な公共交通機関の海外インターネット予約の可能化</p>	<p>・各鉄道事業者の特急等の海外インターネット予約について、インターネット予約環境の一層の充実やキャッシュレス化を推進する。【継続】</p> <p>・訪日外国人旅行者等向け高速バス情報ウェブサイト「Japan Bus-Gateway」について、引き続きPR等を実施する。【継続】<再掲></p>
<p>・2020年までに、全国公共交通機関を網羅した経路検索(外国語対応も含む)の可能化</p>	<p>・公共交通機関による観光地での周遊・観光消費の増加を促す仕組み(MaaSなど)の構築推進に加え、公共交通機関のデータ化、キャッシュレス化及びAIオンデマンド交通等の新型輸送サービスの導入への支援により、観光地の移動手段の確保・充実等を通じた観光周遊や観光消費の増加を促進する。【改善・強化】<再掲></p>
<p>・都市交通ナンバリングの充実</p>	—
<p>◇2016年度末までに、JRも含めた東京23区内の駅ナンバリングを完成</p>	<p>・訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、観光地までの移動円滑化等を図るため、首都圏、中京圏、近畿圏、北部九州圏等で導入が進んでいる鉄道駅のナンバリングについて、他の都市部及び地方部においても展開を進め、更なる訪日外国人旅行者の利便性の向上を図る。【継続】</p>
<p>◇2020年を目途に、大都市バス路線において、アルファベット・数字表記等のナンバリングを実施</p>	<p>・全ての利用者に分かりやすいバス系統案内を実現する観点から、2018年10月に策定した「乗合バスの運行システムのナンバリング等に関するガイドライン」について、事業者や地方公共団体等の関係者へ周知を図る。【継続】</p>
<p>・世界水準のタクシーサービスの充実</p>	<p>・日本の配車アプリの多言語化を進めるとともに、日本のタクシー・配車アプリと海外配車アプリの連携を強化し、訪日外国人が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備する。 ・外国語対応ドライバーの採用・育成や多言語タブレット等の活用を促進するとともに、キャッシュレス決済への対応を推進することで、言語・決済に不安なくタクシーを利用できる環境を整備する。 ・言語・決済に不安なく利用できるタクシーの車体表示等の見える化を検討するとともに、空港・主要駅における訪日外国人対応タクシー乗り場・入構レーンの設置等により、空港・主要駅での利用環境の向上を図る。【継続】</p>
<p>◇東京23区でのタクシー初乗り運賃の引下げ(2017年度初めに実施を目指す)</p>	<p>(2016年8月から9月にかけて初乗り運賃の引き下げに係る実証実験を行うとともに、その結果を踏まえ、東京において2017年1月30日から初乗り410円(上限運賃)とする運賃組替を実施した。)</p>
<p>◇東京23区でのUD(ユニバーサルデザイン)タクシーの拡充(2020年に25%、2030年に75%)</p>	<p>・バリアフリー化したタクシー車両の導入を促進する。特にUD(ユニバーサルデザイン)タクシーについて必要な支援を行う。【継続】</p>
<p>◇プライベートリムジンの全都道府県への導入</p>	<p>・訪日外国人等をターゲットにした「プライベートリムジン」を全国で実施するために、認定制度を導入し、普及促進を図る。【改善・強化】</p>
<p>・2020年までに手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置</p>	—
<p>◇2016年度末までにカウンター数(現行80程度)を倍増</p>	<p>・訪日外国人旅行者の利便性向上による地方誘客及び消費喚起を図ることに加え、公共交通機関における混雑等のオーバーツーリズムに関する課題に対応するため、手ぶら観光カウンターの機能向上に対する支援も活用することで、手ぶら観光サービスの利用手続きの簡便化等を図るとともに、観光地の「まちあるき」の満足度向上等に資する認定手ぶら観光カウンター(免税品の海外直送サービスが可能な手ぶら観光カウンターも含む。)を増加させることにより、取扱個数を増加させる。【改善・強化】</p>
<p>◇2020年までに免税品の海外直送(国際手ぶら観光サービス)を本格実施</p>	—

<関連施策>

○新幹線の無料Wi-Fi環境等の整備促進

・訪日外国人旅行者のニーズが高く、移動時間中の情報収集に有意義な鉄道車両の無料Wi-Fiサービスについて、訪日外国人旅行者の利用が多い在来線特急でもサービスの提供を拡充する。また、新幹線車両等のトイレの洋式化や大型荷物置き場の設置を促進する。【継続】

○訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現

・地方部への訪日外国人旅行者誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進めるほか、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるなどにより、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。地域鉄道等の公共交通機関の利用環境について、2021年度までに全国300線区を抜本的に改善する。
・「外国人観光客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に基づき、観光庁長官が指定した区間において事業を営む公共交通事業者等による外国人観光客利便増進実施計画をとりまとめ、公共交通事業者等の計画的なインバウンド対応を促進する。加えて、同年度末には利用動態等を踏まえた指定区間や実施計画の見直しを実施することで、2021年度以降の継続的な対応を促す。【改善・強化】

○訪日外国人旅行者の移動に関するデータ(FF-Data)の整備

・訪日外国人旅行者の国内訪問地間の移動や利用交通機関等の実態が把握可能なデータ(FF-Data)を整備し、地方公共団体等に提供する。また、国内訪問地情報の細分化等、利用者ニーズに応じて提供データ内容の拡充を図り、更なる交通環境等の整備を促進する。【改善・強化】

○安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

・多様化する訪日外国人旅行者の貸切バスによる移動ニーズに対応するため、貸切バスの臨時営業区域の特例措置について、本制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行い、必要に応じた制度の見直しを検討する。【継続】

・85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施するとともに、実施状況については検討委員会でフォローアップを行う。【継続】

○世界に誇るサイクリング環境の創出

・自転車の分解等を行わずにそのまま列車内に持ち込むことができるサイクルトレインの普及や鉄道駅におけるサイクリストの受入環境の充実を推進する。【継続】

・国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図るため、官民連携による先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを取組の推進を図るとともに、2019年11月に指定した第1次ナショナルサイクルルートについて、日本政府観光局等と連携して国内外への情報発信を強力に実施し、サイクルツーリズムを推進する。このため、観光庁が指定した地域において、官民が連携して実施する、受入環境整備や情報発信等の訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境を創出する取組を支援する。【改善・強化】<再掲>

○インターネット等の経路検索におけるフェリー・旅客船の航路情報拡充

・2019年に公表した「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」の更なる普及促進を図るべく、フェリー・旅客船事業者への「フォーマット」及び「簡易作成ツール」の周知を行うとともに、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」(令和2年3月国土交通省総合政策局)に則り、事業者へのデータ整備支援を通じて、航路情報のオープンデータ化を推進する。【改善・強化】<再掲>

○チケットレスで乗車が可能な環境の整備の促進

・旅行者目線での快適な鉄道乗車サービスを実現するため、スマートフォン等を使用した新たな乗車決済環境の整備を促進する。【継続】

○移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

・移動そのものを楽しむ観光列車やレストランバス、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレイン等の導入を促進するとともに、地方鉄道の観光列車等の魅力を海外に向けて発信する。【継続】

○訪日外国人旅行者の受入環境改善に向けた新たなサービス等の検討

・受入環境整備の主要項目である「多言語対応」「公共交通の利用」「無料公衆無線LAN環境」「キャッシュレス対応」に関して、訪日外国人旅行者がストレスを感じやすい日本到着前後の空港・アクセス交通等において、受入環境改善に繋がる新たな製品・サービスの開発・提供や、既に実装されている製品・サービスの効果的な組み合わせ等について実証し、今後の我が国の受入環境整備の方向性を明らかにする。【新規】

休暇改革

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○2020年までに年次有給休暇の取得率を70%に向上させることや休暇取得の分散化を通じて、休暇の利用による観光の促進を図るため、以下の取組を実施。</p>	<p>2018年の年次有給休暇取得率は52.4%であるが、2020年までに年次有給休暇取得率を70%に向上させることを目指し、以下の取組を実施する。【継続】</p>
<p>働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進</p>	<p>—</p>
<p>◇5日間の年次有給休暇付与を使用者に義務付け(労働基準法の改正)</p>	<p>・労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とし、2019年4月より順次施行されている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について、周知と履行確保を図る。【継続】</p>
<p>◇10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどの連続休暇を取得しやすい時期に年次有給休暇取得の集中的な広報</p>	<p>・10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時期に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告、インターネット広告等、年次有給休暇取得の集中的な周知広報を行う。【継続】</p>
<p>◇地域において、関係労使、自治体、NPO等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成</p>	<p>・地域において、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、お祭り等地域の特性を踏まえ、年次有給休暇を取得しやすい時期を捉えて、企業、住民等に休暇の取得促進のための働きかけを行うなどにより、地域の休暇取得促進の機運を醸成する。【継続】</p>
<p>・家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化</p>	<p>—</p>
<p>◇分散化などの学校休業日の柔軟な設定における工夫事例を周知するとともに、経済界と連携し、子供の休みに合わせて年次有給休暇取得3日増を目指す</p>	<p>・地域ごとの個別の事情を踏まえつつ、可能な地域においては、地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、学校の夏休み等の長期休業日の一部を学期中の平日に移すなどして学校休業日の分散化を検討するとともに、学校休業日に合わせた年次有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を図る。また、これらの取組を官民一体となって推進するため、「キッズウィーク」関連ロゴマークを使用した、大人と子どもが一緒に楽しめる旅行宿泊商品造成を観光業界に対して促すほか、取組事例の周知や普及啓発等の取組を進める。【継続】</p>
<p>◇休暇取得の分散化のため産業界に対し奨励を行うとともに、経済的インセンティブ付与の仕組みの導入を目指す。このため、2016年度中に、休暇分散の地域への経済効果、海外事例等の調査を実施</p>	<p>(全国9箇所の「キッズウィーク」に先行的に取り組む地域において、「地域における休み方協議会(仮称)」の設立過程、協議会における議論、地域特性や地域における意思決定プロセスを調査するとともに、休みとなる子どもの受け皿になるイベント等の試行事業をサポートし、その調査結果及び試行結果をまとめた事例集をウェブサイトに掲載するとともに、それを産業界等へ周知し、水平展開の促進に繋げた。)</p>
<p>◇国家公務員についても、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進</p>	<p>・国家公務員について、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進する。【継続】</p>

<関連施策>

○「海の日」等の国民の祝日を活用した観光需要拡大

・『「休み方改革」推進チーム』において、各府省庁で実施している取組の情報共有を行うとともに相互連携について検討する。また、「海の日」等の祝日三連休制度の活用や休暇取得の分散化による観光需要の拡大を図るため、祝日の意義について国民の理解を深めるべく周知強化を図る。【継続】

○働き方・休み方改革の推進

・滞在型の旅行を促進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づく最低5日の年次休暇取得義務化に合わせ、関係省庁や関係業界と連携し、官民一体となった旅行休暇取得、キッズウィーク等の推進や、ワーケーション、プレジャー等のビジネスと観光が融合した新しい旅行スタイルの普及を実施する。【改善・強化】

オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進

【観光ビジョン】	インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策
<p>○2020年東京大会を契機とし、各地の観光地や交通機関において、より高い水準のユニバーサルデザイン化及び心のバリアフリーを推進するため、以下の取組を実施。</p>	<p>—</p>
<p>・Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインの考え方に沿った街づくりや心のバリアフリーを全国に展開することにより、潜在需要を取り込み、消費活動を活性化</p>	<p>・東京2020大会会場や観光施設と周辺の駅を結ぶ道路について、東京都、特別区等と連携して重点整備区間を連続的・面的にバリアフリー化を推進する。【継続】</p> <p>・アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとする東京2020大会関連駅について、国際パラリンピック委員会(IPC)が承認した「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、エレベーターの増設・大型化やホームドアの整備等のバリアフリー化を重点支援する。【継続】</p> <p>・認知症の人対応のための交通事業者向け接遇ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進する。【改善・強化】</p>
<p>・障害者団体等のヒアリングを重ね、障害者の意見を反映し、2016年内を目標に「ユニバーサルデザイン2020」を最終とりまとめ</p>	<p>・構成員の過半を障害当事者又はその支援団体が占める「ユニバーサルデザイン2020評価会議」等を通して、「ユニバーサル2020行動計画」の加速化を図る。【改善・強化】</p>
<p>・ユニバーサルデザインの街づくり:東京大会で適用される高水準のバリアフリー基準を主要な観光地等に面的に展開 等</p>	<p>・第201回国会において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正法が成立したことを踏まえ、関係制度、関連施策の見直し等を行い、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーを推進する。また、2020年度末で期限を迎えるバリアフリー法に基づく基本方針に定められた整備目標の見直しを行う。【改善・強化】</p> <p>・バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進する。特に、空港アクセスバス(リフト付きバス等)やUD(ユニバーサルデザイン)タクシーについて必要な支援を行うとともに、貸切バス(リフト付きバス等)についても支援を行う。【継続】</p> <p>・道路の新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路について、全国の主要鉄道駅や観光地周辺等を対象に指定を拡大し、全ての人がスムーズに移動できる面的なバリアフリー化を推進する。【継続】</p> <p>・東京2020大会会場や観光施設と周辺の駅を結ぶ道路について、東京都、特別区等と連携して重点整備区間を連続的・面的にバリアフリー化を推進する。【継続】<再掲></p> <p>・交通結節点整備に併せて、待ち合わせ空間等、利用しやすい道路空間の整備を促進する。また、高速道路のサービスエリア、国が整備した「道の駅」において、2021年度を目標に子育て支援施設の整備を完了させる。【継続】</p> <p>・鉄軌道駅における自由通路や駅前広場の整備及び乗継のための歩行空間のユニバーサルデザイン化を図るもので、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に位置付けられた地区、もしくは国土交通大臣が指定する特定道路を対象に重点支援する。【継続】</p> <p>・第201回国会において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を改正し、障害者用トイレ等の高齢者障害者等用施設等の利用について、施設設置管理者等に広報活動及び啓発活動を行う努力義務が課されることを踏まえ、車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設、障害者用トイレ等の利用マナー啓発キャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進する。【改善・強化】</p> <p>・高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地等において、当該観光地等を代表する観光スポットにおけるバリアフリー化を推進する。また、様々な場面でのバリアフリー化の取組を推進すべく、宿泊・飲食・小売分野を中心に、各事業者が取り込み易かつ効果が高い事例等を関係者に対し広く周知を図る。あわせて、ビクトラムの活用等、施設選択に資する客観的な情報発信を促す。【改善・強化】</p> <p>・宿泊施設や飲食店等の観光施設について、バリアフリー情報の提供を促進する仕組みを創設する。【新規】</p> <p>・観光地のバリアフリー情報提供の促進に向け、「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」の普及を図る。【継続】</p> <p>・「鉄道における車椅子利用環境改善に向けた実務調整会議」のとりまとめを受け、予約時の利便性向上等、車椅子利用環境改善に向けた取組を推進する。また、2020年3月に公表した「新幹線の新たなバリアフリー対策について(中間とりまとめ)」に基づき、新幹線における車椅子利用環境改善の取組を推進する。【改善・強化】</p> <p>・アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとする東京2020大会関連駅について、国際パラリンピック委員会(IPC)が承認した「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、エレベーターの増設・大型化やホームドアの整備等のバリアフリー化を重点支援する。【継続】<再掲></p>

	<p>・東京2020大会特別仕様ナンバープレートの普及を促進するとともに、同ナンバープレートの寄付金を活用したUD(ユニバーサルデザイン)タクシー等の整備促進・利便性向上を推進する。【継続】</p>
	<p>・北海道、宮城県、福島県、茨城県、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県及び静岡県各の各道路標識適正化委員会において策定した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」に基づき、大会までの標識の改善完了に向け、施設周辺エリア、主要な観光地、これらを経る直轄国道等において、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路案内標識の改善を推進する。更に、全国にもインバウンド効果を波及させるため、全国の標識適正化委員会で策定した標識改善の取組方針や英語表記規定に基づき、道路標識の改善を推進する。【改善・強化】</p>
	<p>・航空旅客ターミナル施設について、引き続きバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に向けた取組を推進する。【改善・強化】</p>
<p>・「心のバリアフリー」：観光・交通分野の事業者による統一した接客対応のガイドラインの策定や学校・企業における心のバリアフリー教育の実施 等</p>	<p>・高齢者、障害者等の旅行の利便性向上を目的に、旅行会社等と連携し、移動や食事・トイレ等の手伝いを現地において容易に確保できるサポート体制を確立するための事業を実施する。【改善・強化】</p> <p>・認知症の人対応のための交通事業者向け接客ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接客の実施を推進する。【改善・強化】<再掲></p>

<関連施策>

○ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進

・ユニバーサル社会の構築に向け、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、及び移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等がICTを活用した多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境整備を推進する。特に、施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータを多方面で活用する手法等を検討するほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進する。【改善・強化】

○障害者の文化・芸術活動支援

・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、2019年3月に策定した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の下、文化芸術を鑑賞、創造、発表する機会を確保するなど障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組む。また、障害者の文化芸術活動の更なる振興を図ることにより、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、障害の有無に関わらず、誰もが多様な選択肢を持ち、才能や個性を生かして活躍することのできる社会を築いていく。【改善・強化】